

行政機関等 ガイドブック

愛媛県版

令和5年10月1日現在



総務省 四国行政評価支局

は し が き

総務省四国行政評価支局では、愛媛県内における行政機関等の情報を分かりやすく整理した「行政機関等ガイドブック」を作成するとともに、当局のホームページにも掲載してきましたが、この度、令和5年10月1日現在の情報に改訂しました。

本書には、愛媛県内における①国の行政機関、独立行政法人、国立大学法人及び特殊法人の所在、組織、設置根拠、所掌事務、管轄区域、情報公開・個人情報保護窓口及び各種相談窓口、②裁判所の所在及び管轄区域等、並びに③地方公共団体の所在及び連絡先等の情報を掲載しております。

本書が当局及び愛媛行政監視行政相談センターのホームページに掲載している情報とともに、広く関係の皆様方のお役に立てば幸いです。

また、本ガイドブックの作成に当たり、ご協力をいただきました関係機関の皆様には厚く御礼申し上げます。

令和5年11月

総務省 四国行政評価支局

凡 例

1 掲載機関

愛媛県内に所在する次の機関を掲載した。

- (1) 国の行政機関
- (2) 独立行政法人（日本司法支援センターを含む。）
- (3) 国立大学法人
- (4) 特殊法人（全国健康保険協会を含む。）
- (5) 裁判所、検察審査会
- (6) 県、市町

2 掲載事項

機関ごとに、原則として次の事項を記載した。

- (1) 国の行政機関、独立行政法人、国立大学法人及び特殊法人
機関等名、郵便番号、所在地、電話・FAX番号、ホームページアドレス、組織及び職員数、設置根拠、所掌事務、管轄区域、情報公開・個人情報保護窓口及び各種相談・案内窓口
- (2) 司法機関
裁判所名、郵便番号、所在地、電話番号及び管轄区域
- (3) 地方公共団体
県及び市町の郵便番号、所在地、電話番号及びホームページアドレス

3 機関名等の表示方法

(1) 機関名

掲載機関のうち、愛媛県内に下部機関を有するものについては、最上位の機関の下に当該下部機関を一括表示した。

(2) 組織及び職員数

ア ―――― は、当該機関の内部組織並びに当該機関の下部機関及び施設等機関の内部組織であることを示す。

イ ----- は、下部機関であることを示す。

ウ ----- は、施設等機関であることを示す。

エ ----- は、当該機関の上部機関が愛媛県外に所在することを示す。該当する上部機関名は（ ）書きで表示した。

オ 同種並列の機関が複数ある場合には、総称名を表示し、設置数等を当該総称名の末尾にアラビア数字で（ ）書き又は別表で表示した。

カ 職員数は、原則として作成時点の現在員を記載した。

(3) 設置根拠

当該機関（下部機関を含む。）の設置根拠法令の名称及び条項を記載した。

(4) 所掌事務

機関ごとに簡潔に記載した。

(5) 管轄区域

原則として都道府県の単位で記載した。

(6) 情報公開・個人情報保護窓口

各機関に関する情報の開示請求等を受け付ける担当課、電話番号及びメールアドレスを記載した。

上部機関が開示請求等の窓口となっている場合は、その旨注記した。

(7) 各種相談・案内窓口

各機関が行っている各種相談・案内窓口の内容、担当課、受付電話番号及び受付メールアドレスを記載した。

4 作成時点

令和5年10月1日現在

目 次

国の行政機関

内閣府

	頁
(警察庁)	
中国四国管区警察局四国警察支局 愛媛県情報通信部	10

総務省

四国行政評価支局 地域総括評価官(在愛媛行政監視行政相談センター)	11
四国総合通信局	12

法務省

松山刑務所	14
少年院松山学園	16
松山少年鑑別所	17
松山保護観察所	18
松山地方法務局	19
高松出入国在留管理局 松山出張所	22
(検察庁)	
松山地方検察庁及び区検察庁	23

財務省

四国財務局 松山財務事務所	25
神戸税関 松山税関支署	26
新居浜税関支署	26
(国税庁)	
税務署(松山、今治、宇和島、八幡浜、新居浜、伊予西条、大洲、伊予三島)	28

厚生労働省

広島検疫所 松山出張所	31
四国厚生支局 愛媛事務所	32
愛媛労働局	33

農林水産省

神戸植物防疫所坂出支所 松山出張所	37
中国四国農政局 地方参事官(愛媛県担当)	38
中国四国農政局 道前平野農地整備事業所	39
中国四国農政局 道前道後用水農業水利事業所	40
(林野庁)	
四国森林管理局 愛媛森林管理署	41

国土交通省

四国地方整備局 松山河川国道事務所	43
大洲河川国道事務所	43
肱川緊急治水対策河川事務所	43
重信川砂防出張所	43
山鳥坂ダム工事事務所	44
肱川ダム統合管理事務所	44
松山港湾・空港整備事務所	44
四国運輸局 愛媛運輸支局	49
大阪航空局 松山空港事務所	51
(気象庁)	
大阪管区气象台 松山地方气象台	52
(海上保安庁)	
第六管区海上保安本部 松山海上保安部	53
今治海上保安部	53
宇和島海上保安部	53
来島海峡海上交通センター	53

環境省

中国四国地方環境事務所四国事務所 松山自然保護官事務所	55
-----------------------------	----

(原子力規制委員会)

原子力規制庁 伊方原子力規制事務所・・・・・・・・・・・・・・・・ 56

防 衛 省

陸上自衛隊中部方面隊第 14 旅団松山駐屯地・・・・・・・・・・・・ 57

自衛隊愛媛地方協力本部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58

独立行政法人

(法務省所管)

日本司法支援センター 愛媛地方事務所・・・・・・・・・・・・ 59

(文部科学省所管)

国立青少年教育振興機構 国立大洲青少年交流の家・・・・・・・・ 61

国立高等専門学校機構 新居浜工業高等専門学校・・・・・・ 62

国立高等専門学校機構 弓削商船高等専門学校・・・・・・・・・・ 63

(厚生労働省所管)

高齢・障害・求職者雇用支援機構 愛媛支部

愛媛職業能力開発促進センター・・・・・・・・・・・・・・・・ 64

愛媛障害者職業センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64

労働者健康安全機構 愛媛労災病院・・・・・・・・・・・・・・ 67

労働者健康安全機構 愛媛産業保健総合支援センター・・・・ 69

国立病院機構 四国がんセンター・・・・・・・・・・・・・・ 70

国立病院機構 愛媛医療センター・・・・・・・・・・・・・・ 71

地域医療機能推進機構 宇和島病院・・・・・・・・・・・・・・ 73

(農林水産省所管)

森林研究・整備機構 森林整備センター 松山水源林整備事務所・・・・ 75

(経済産業省所管)

日本貿易振興機構 愛媛貿易情報センター・・・・・・・・・・・・ 76

エネルギー・金属鉱物資源機構 菊間国家石油備蓄基地事務所・・・・ 77

エネルギー・金属鉱物資源機構 波方国家石油ガス備蓄基地事務所・・・・ 78

(国土交通省所管)

海技教育機構 国立波方海上技術短期大学校	79
自動車技術総合機構 四国検査部 愛媛事務所	80
水資源機構 吉野川本部 池田総合管理所 新宮ダム管理所、富郷ダム管理所	81
自動車事故対策機構 高松主管支所 愛媛支所	83

国立大学法人

愛媛大学	84
------	----

特殊法人

(総務省所管)

西日本電信電話株式会社 四国支店	90
日本放送協会 松山放送局	93
日本郵便株式会社 四国支社(郵便局)	94

(財務省所管)

株式会社日本政策投資銀行四国支店 松山事務所	96
------------------------	----

(財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省所管)

株式会社日本政策金融公庫 松山支店、新居浜支店、宇和島支店	97
-------------------------------	----

(文部科学省、総務省所管)

放送大学学園 放送大学愛媛学習センター	99
---------------------	----

(厚生労働省所管)

日本年金機構	
年金事務所(松山東、松山西、新居浜、今治、宇和島)	100
全国健康保険協会 愛媛支部	105

(経済産業省所管)

株式会社商工組合中央金庫 松山支店	106
-------------------	-----

(国土交通省所管)

四国旅客鉄道株式会社 愛媛企画部	107
日本貨物鉄道株式会社関西支社四国支店 松山営業所	108
西日本高速道路株式会社四国支社	
愛媛高速道路事務所	109
愛媛工事事務所	109
本州四国連絡高速道路株式会社 しまなみ今治管理センター	110

裁判所、検察審査会 111

県、市町 113

内閣府

〔警察庁〕

(中国四国管区警察局四国警察支局)

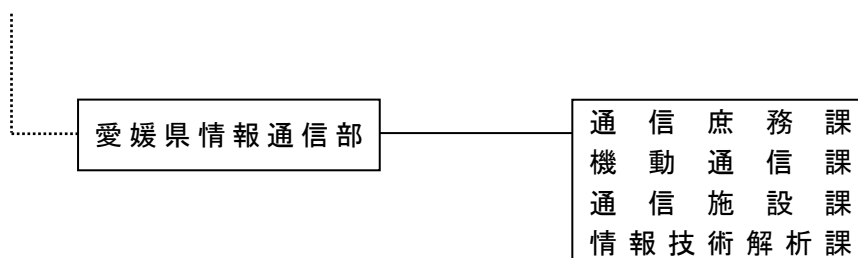
愛媛県情報通信部

〒790-8573 松山市南堀端町2-2

TEL (089) 934-0110

〔組織〕

(中国四国管区警察局四国警察支局)



設置根拠	警察法施行規則第151条
所掌事務	四国警察支局の通信に関する事務及び犯罪の取締りのための情報技術の解析に関する事務
管轄区域	愛媛県
情報公開・個人情報保護窓口	担当：中国四国管区警察局四国警察支局 警務・監察課 TEL (087) 821-3111

総 務 省

(四国行政評価支局)

地域総括評価官（在愛媛行政監視行政相談センター）

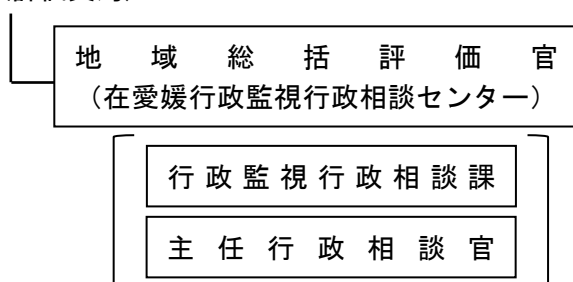
〒790-0808 松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎4階

TEL (089) 941-7701

(ホームページアドレス) <https://www.soumu.go.jp/kanku/shikoku/ehime.html>

〔駐在体制〕

(四国行政評価支局)



(参考) 愛媛県内行政相談委員：84人（令和5年10月1日現在）

設置根拠	総務省組織規則第250条
所掌事務	四国行政評価支局の所掌事務のうち重要事項に関するもの
情報公開・個人情報保護窓口	TEL (089) 941-7701
各種相談・案内窓口等	<p>1 行政相談 内容：国・独立行政法人・特殊法人の仕事、県・市町村の仕事のうち法定受託事務、国の委任又は補助を受けて行っている仕事に関する苦情及び意見・要望 TEL 0570-090110（行政苦情110番） 受付ホームページアドレス https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan.html</p> <p>2 情報公開・行政手続制度案内所 内容：情報公開法に基づく開示請求手続のほか、行政不服審査法に基づく審査請求手続、行政手続法の制度の仕組みなどを案内 TEL (089)941-7701 受付ホームページアドレス https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-chihou-form.html</p> <p>3 政策評価情報の所在案内窓口 内容：各行政機関の政策評価に関する情報の所在案内及び政策評価制度に関する相談、お問合せ TEL (089)941-7701 受付ホームページアドレス https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-chihou-form.html</p>

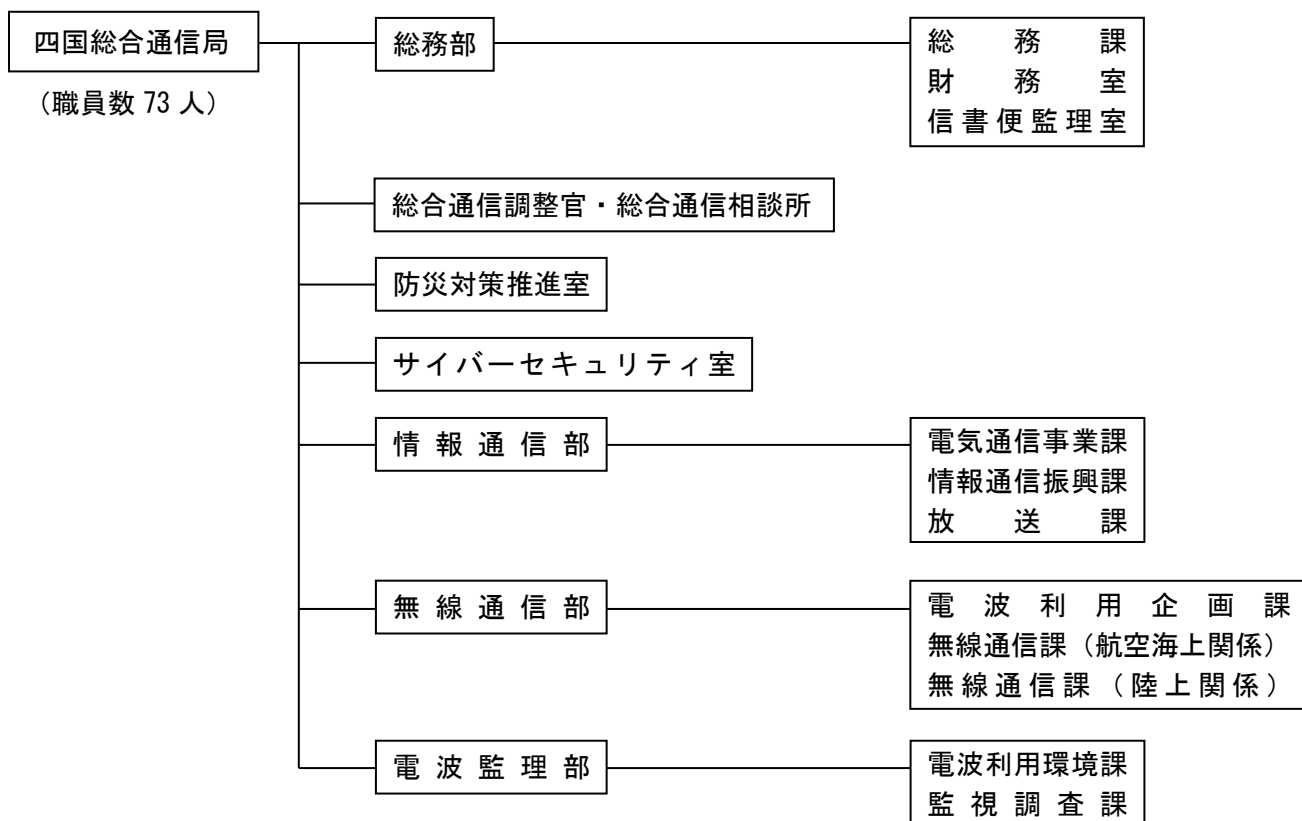
四国総合通信局

〒790-8795 松山市味酒町2丁目14-4

TEL (089) 936-5010 FAX (089) 936-5007

(ホームページアドレス) <https://www.soumu.go.jp/soutsu/shikoku/index.html>

〔組織及び職員数〕



設置根拠	総務省設置法第24条第1項、総務省組織令第138条
所掌事務	1 符号、音響、影像その他の情報の電磁的方式による発信、伝送又は受信（以下「情報の電磁的流通」という。）のための有線又は無線の施設の設置及び使用の規律並びにこれらの施設の整備の促進に関すること 2 国際放送その他の本邦と外国との間の情報の電磁的流通の促進に関すること 3 前二号に掲げるもののほか、情報の電磁的流通の規律及び振興に関すること 4 電気通信業及び放送業（有線放送業を含む。）の発達、改善及び調整に関すること 5 日本放送協会に関すること 6 非常事態における重要通信の確保に関すること 7 周波数の割当て及び電波の監督管理に関すること 8 電波の監視及び電波の質の是正並びに不法に開設された無線局及び不法に設置された高周波利用設備の探査に関すること

所 掌 事 務	<p>9 電波が無線設備その他のものに及ぼす影響による被害の防止又は軽減に関すること</p> <p>10 電波の利用の促進に関すること</p> <p>11 有線電気通信設備及び無線設備（高周波利用設備を含む。）に関する技術上の規格に関すること</p> <p>12 情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究及び開発に関すること</p> <p>13 情報通信の高度化に関する事務のうち情報の電磁的流通に係るものに関すること</p> <p>14 信書便事業の監督に関すること</p> <p>15 所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関すること</p> <p>16 前各号に掲げるもののほか、他の行政機関の所掌に属しない事務及び法律（法律に基づく命令を含む。）で総務省に属させられた事務</p>		
管 轄 区 域	徳島県、香川県、愛媛県、高知県		
情報公開・個人情報保護窓口	担当：総務部 総務課 TEL (089) 936-5005		
各種相談・案内窓口	相談受付内容	担 当	受付電話番号
	情報通信全般に関する行政相談	総合通信相談所	(089) 936-5020
	テレビ・ラジオの受信障害	放 送 課	(089) 936-5030
	不法無線局、混信・妨害	監 視 調 査 課	(089) 936-5051
	電波利用料に関すること	財 務 室	(089) 936-5006
	電気通信サービス	電気通信事業課	(089) 936-5042
	アマチュア無線局の免許申請等	無 線 通 信 課 (陸上関係)	(089) 936-5034
	無線従事者	無 線 通 信 課 (航空海上関係)	(089) 936-5013
	電気通信主任技術者・工事担任者	電気通信事業課	(089) 936-5042
	高周波利用設備	電波利用環境課	(089) 936-5055
	登録検査等事業者	電波利用環境課	(089) 936-5055
	電波伝搬障害防止	陸 上 課	(089) 936-5065
	信書便事業	信書便監理室	(089) 936-5031
	・ホームページを利用する場合は、専用の（お問い合わせフォーム）をご活用ください。 https://www.soumu.go.jp/form/soutsu/shikoku/opinions.html		

法 務 省

松山刑務所

〒791-0293 東温市見奈良 1243-2
TEL (089) 964-3355 FAX (089) 960-5020

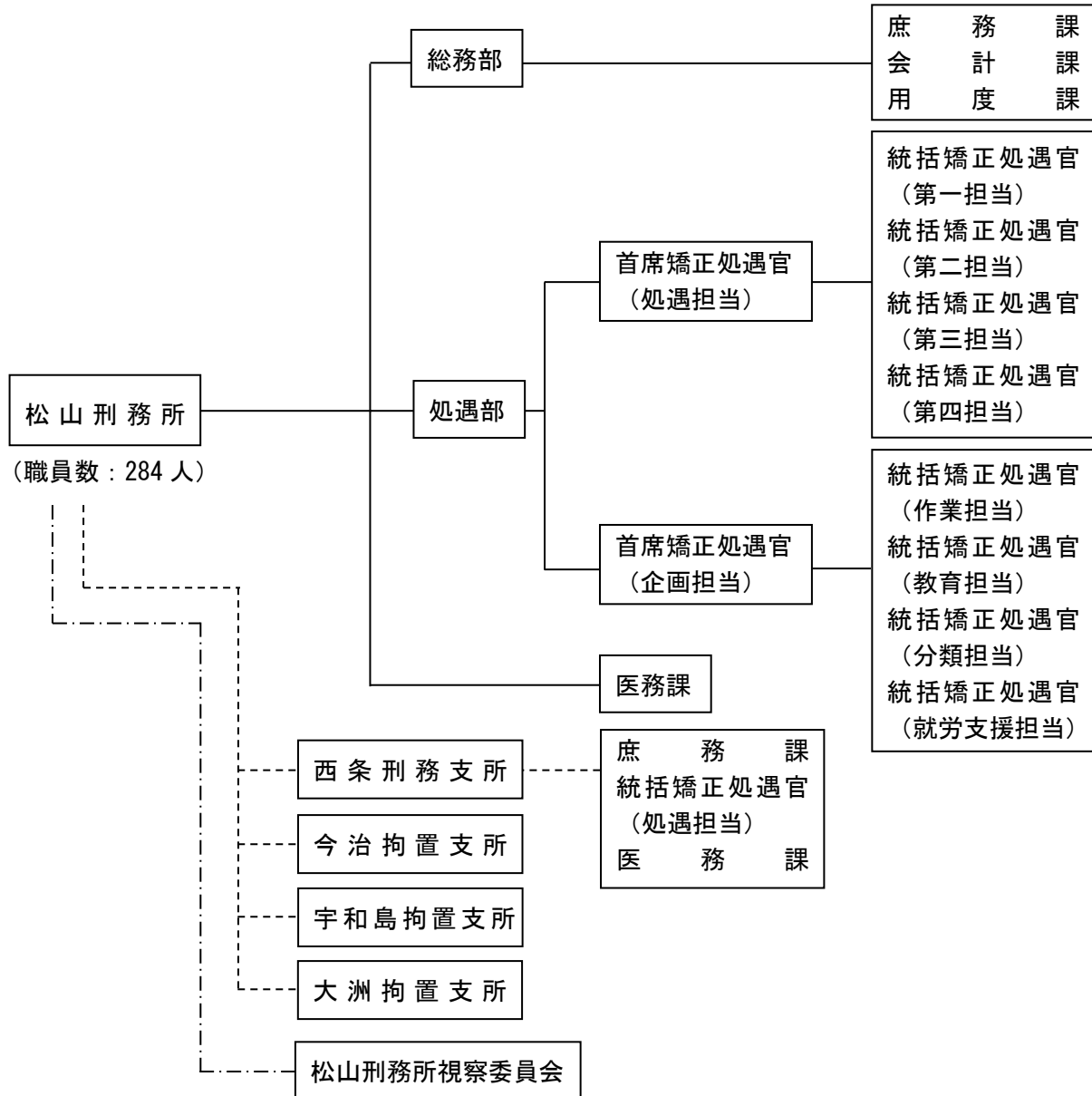
西条刑務支所 〒793-0001 西条市玉津 1-2
TEL (0897) 55-3020 (FAX 兼用)

今治拘置支所 〒794-0052 今治市宮下町 1-1610-1
TEL (0898) 25-4489 (FAX 兼用)

宇和島拘置支所 〒798-0027 宇和島市柿原甲 170-1
TEL (0895) 22-0072 (FAX 兼用)

大洲拘置支所 〒795-0012 大洲市大洲 845-3
TEL (0893) 24-4280 (FAX 兼用)

〔組織及び職員数〕



設 置 根 拠	<p>刑 務 所：法務省設置法第 8 条、第 9 条、刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則第 1 条</p> <p>拘置支所：法務省設置法第 9 条、刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則第 26 条</p>
所 掌 事 務	<p>1 懲役、禁錮又は拘留の刑の執行のため拘置される者、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）の規定により勾留される者及び死刑の言渡しを受けて拘置される者を収容し、これらの者に対し必要な処遇を行うこと</p> <p>2 前号に規定する者のほか、法令の規定により刑事施設その他これに附置する施設に収容すべきこととされる者及び収容することができることとされる者を収容すること</p>
情報公開・個人情報保護窓口	<p>担当：高松矯正管区 第一部 総務課 TEL (087) 822-4455</p> <p>(注) 松山刑務所及び下部機関に関する情報の開示請求等は、高松矯正管区の上記窓口で受け付けています。</p>

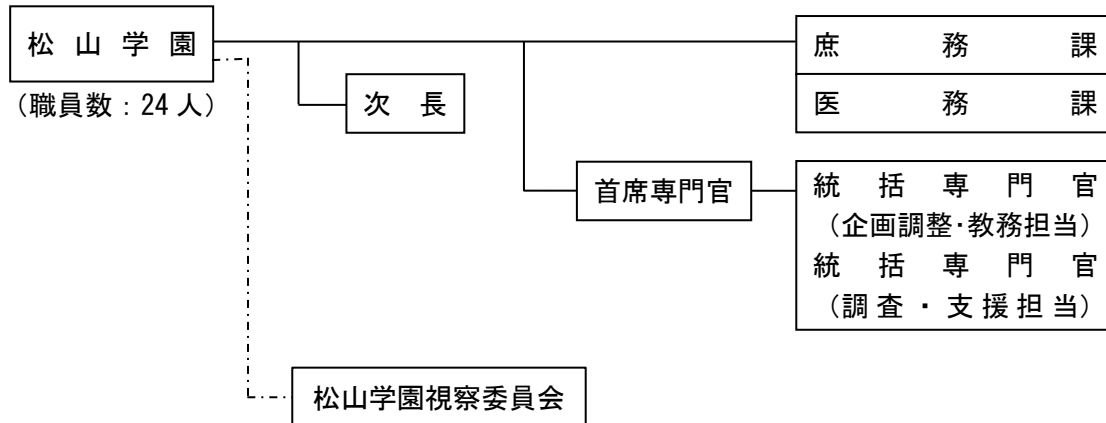
少年院

松山学園 (令和6年3月31日業務停止)

〒791-8069 松山市吉野町 3803

TEL (089) 951-1252 FAX (089) 946-8050

〔組織及び職員数〕



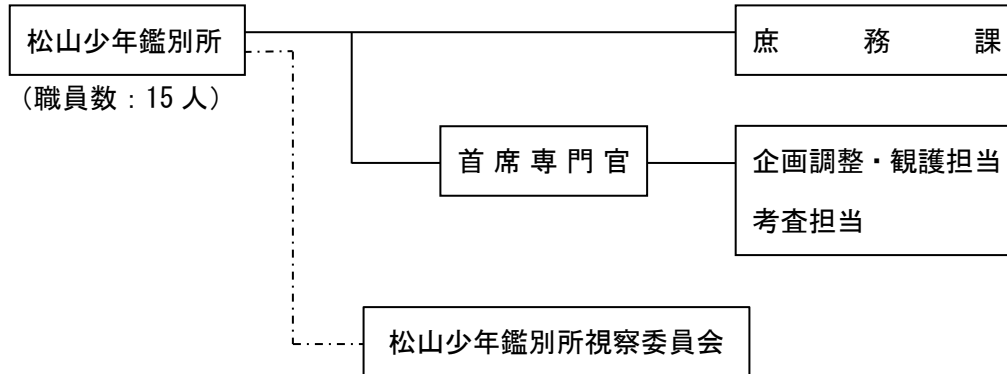
設置根拠	法務省設置法第8条、第10条、少年院及び少年鑑別所組織規則第1条
所掌事務	少年法（昭和23年法律第168号）第24条第1項第3号及び同法第64条第1項第3号の保護処分の執行を受ける者、同法第56条第3項の規定により少年院において懲役又は禁錮の刑の執行を受ける者、同法第66条第1項の規定により少年院に收容する旨の決定があった者、その他法令の規定により少年院に收容すべきこととされる者を收容し、これらの者に対し矯正教育その他の必要な処遇を行うこと
情報公開・個人情報保護窓口	担当：高松矯正管区 第一部 総務課 TEL (087) 822-4455 (注) 松山学園に関する情報の開示請求等は、高松矯正管区の上記窓口で受け付けています。

松山少年鑑別所

〒791-8069 松山市吉野町 3860

TEL (089) 952-2841 FAX (089) 946-8051

〔組織及び職員数〕



設置根拠	法務省設置法第8条、第11条、少年院及び少年鑑別所組織規則第12条
所掌事務	<ol style="list-style-type: none"> 1 鑑別対象者の鑑別を行うこと 2 観護の措置が執られて少年鑑別所に收容される者その他法令の規定により少年鑑別所に收容すべきこととされる者及び收容することができることとされる者を收容し、これらの者に対し必要な観護処遇を行うこと 3 少年鑑別所法の定めるところにより、非行及び犯罪の防止に関する援助を行うこと
情報公開・個人情報保護窓口	担当：高松矯正管区 第一部 総務課 TEL (087) 822-4455 (注) 松山少年鑑別所に関する情報の開示請求等は、高松矯正管区の上記窓口で受け付けています。
各種相談・案内窓口	相談・案内の名称：松山法務少年支援センター 対象範囲(内容)等：非行及び犯罪に関する各般の問題について、少年、保護者その他の者からの相談のうち、専門的知識及び技術が必要とするものに応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行っている。また、非行及び犯罪の防止に関する機関又は団体の求めに応じ、技術的助言その他の必要な援助を行っている。 担当 課：考査担当 受付電話番号：(089) 952-2846 受付日時：平日の9:00~11:00及び13:00~17:00

(四国地方更生保護委員会)

松山保護観察所 道前道後用水農業水利事業所

〒790-0001 松山市一番町4-4-1 松山法務総合庁舎6階

TEL (089) 941-9983 FAX (089) 946-2944

(ホームページアドレス) https://www.moj.go.jp/hogoi/soumu/hogo_k_matsuyama_matsuyama.html

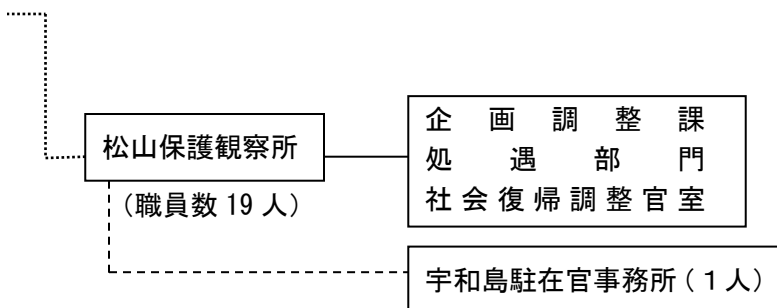
宇和島駐在官事務所

〒798-0036 宇和島市天神町4-40

TEL (0895) 24-3991 FAX (0895) 24-3992

[組織及び職員数]

(四国地方更生保護委員会)



(参考) 松山保護観察所の保護司数 756人 (令和5年4月1日現在)

設置根拠	法務省設置法第15条、第24条、法務省組織令第68条
所掌事務	保護司の選考、保護司等の表彰、犯罪の予防、保護司の組織及び教養訓練、更生保護事業の助長及び監督、犯罪予防活動の助長、社会資源の開拓及び活用、更生保護に関する調査等、更生緊急保護の措置、保護観察中の者の救護及び援護の措置、少年法による保護処分のうち保護観察に付された者・少年院からの仮退院中の者・仮釈放中の者・刑執行猶予者のうち保護観察に付された者の保護観察、受刑者及び在院者等の生活環境の調整、恩赦、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく精神保健観察等の制度に関する事務、犯罪被害者等施策
管轄区域	愛媛県
情報公開・個人情報保護窓口	担当：松山保護観察所 企画調整課 TEL (089) 941-9983
各種相談・案内窓口	・相談・案内の名称：犯罪被害者対応窓口 ・対象範囲(内容)等：保護観察対象者等に関する犯罪被害者等からの一般照会及び被害相談等 ・担当：企画調整課 TEL (089) 941-9985

(高松法務局)

松山地方法務局

〒790-8505 松山市宮田町 188-6 松山地方合同庁舎

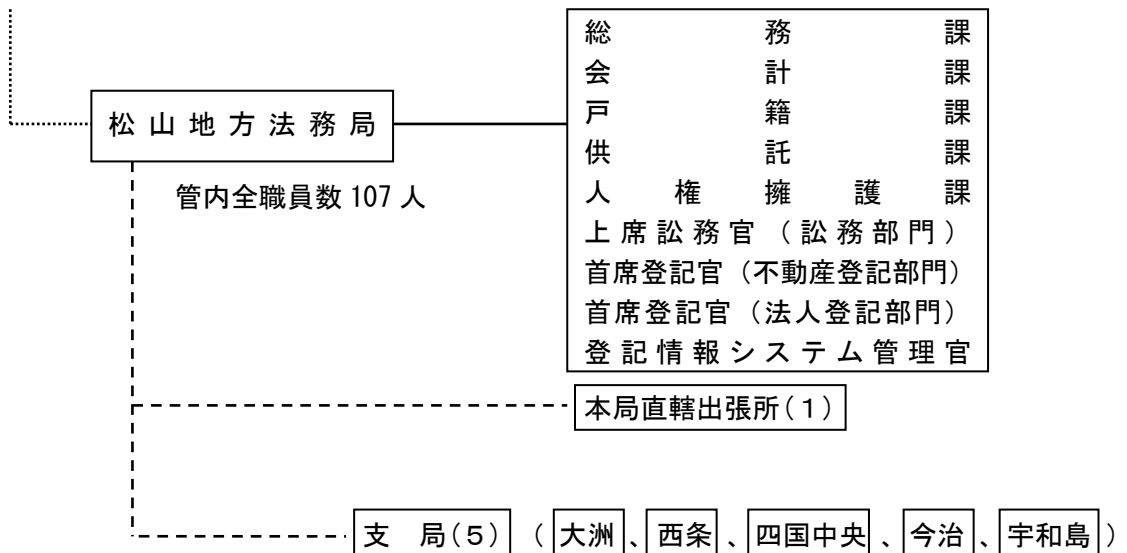
TEL (089) 932-0888 FAX (089) 946-2943

(ホームページアドレス) <https://houmukyoku.moj.go.jp/matsuyama/index.html>

砥部出張所	〒791-2116 伊予郡砥部町原町 171-1 TEL (089) 962-2140 FAX (089) 962-3897
大洲支局	〒795-0065 大洲市東若宮 2-8 TEL (0893) 50-5055 FAX (0893) 50-5561
西条支局	〒793-0023 西条市明屋敷 168-1 TEL (0897) 56-0188 FAX (0897) 56-0189
四国中央支局	〒799-0405 四国中央市三島中央 5-4-31 TEL (0896) 23-2407 FAX (0896) 23-2496
今治支局	〒794-0042 今治市旭町 1-3-3 TEL (0898) 22-0855 FAX (0898) 22-0667
宇和島支局	〒798-0036 宇和島市天神町 4-40 TEL (0895) 22-0770 FAX (0895) 22-0514

[組織及び職員数]

(高松法務局)



(参考) 人権擁護委員 214 人 (令和 5 年 4 月 1 日現在)

設 置 根 拠	<p>地方法務局：法務省設置法第 15 条、法務省組織令第 66 条 支 局：法務省設置法第 19 条、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則第 1 条及び第 3 条 出 張 所：法務省設置法第 20 条、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則第 1 条及び第 3 条</p>																
所 掌 事 務	<p>地方法務局：不動産登記、商業・法人登記、成年後見登記（証明書交付事務のみ） 動産譲渡登記（概要記録事項証明書交付のみ） 債権譲渡登記（概要記録事項証明書交付のみ） 電子認証、戸籍、国籍、供託、訟務、人権、自筆証書遺言書保管、法定相続情報証明、相続土地国庫帰属 支 局：不動産登記、商業・法人登記（証明書交付事務、印鑑事務、印鑑カード事務のみ） 動産譲渡登記（概要記録事項証明書交付のみ） 債権譲渡登記（概要記録事項証明書交付のみ） 電子認証、戸籍、供託、人権、自筆証書遺言書保管、法定相続情報証明 出 張 所：不動産登記、商業・法人登記（証明書交付事務、印鑑事務、印鑑カード事務のみ）、法定相続情報証明 動産譲渡登記（概要記録事項証明書交付のみ） 債権譲渡登記（概要記録事項証明書交付のみ） 電子認証、法定相続情報証明</p>																
管 轄 区 域	<p>（不動産登記）</p> <table border="1" data-bbox="427 1115 1385 1792"> <thead> <tr> <th data-bbox="434 1124 673 1169">法務局、支局等</th> <th data-bbox="673 1124 1378 1169">管轄区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="434 1169 673 1258">松山地方法務局</td> <td data-bbox="673 1169 1378 1258">松山市（砥部出張所の管轄に属する地域を除く）、伊予市、伊予郡松前町</td> </tr> <tr> <td data-bbox="434 1258 673 1482">砥部出張所</td> <td data-bbox="673 1258 1378 1482">松山市の一部（森松町、南高井町、井門町、東方町、津吉町、中野町、小村町、上野町、上川原町、大橋町、西野町、恵原町、浄瑠璃町、久谷町、窪野町、小野町、北梅本町、南梅本町、水泥町、平井町）、東温市、伊予郡砥部町、上浮穴郡久万高原町</td> </tr> <tr> <td data-bbox="434 1482 673 1572">大洲支局</td> <td data-bbox="673 1482 1378 1572">大洲市、八幡浜市、西予市、喜多郡内子町、西宇和郡伊方町</td> </tr> <tr> <td data-bbox="434 1572 673 1617">西条支局</td> <td data-bbox="673 1572 1378 1617">西条市、新居浜市</td> </tr> <tr> <td data-bbox="434 1617 673 1662">四国中央支局</td> <td data-bbox="673 1617 1378 1662">四国中央市</td> </tr> <tr> <td data-bbox="434 1662 673 1706">今治支局</td> <td data-bbox="673 1662 1378 1706">今治市、越智郡上島町</td> </tr> <tr> <td data-bbox="434 1706 673 1796">宇和島支局</td> <td data-bbox="673 1706 1378 1796">宇和島市、北宇和郡（鬼北町、松野町）、南宇和郡愛南町</td> </tr> </tbody> </table> <p>（商業・法人登記） 松山地方法務局が県全域を管轄し、支局及び出張所は、各種証明書交付事務、印鑑提出等に関する事務、印鑑カードに関する事務及び電子認証に関する事務のみ</p>	法務局、支局等	管轄区域	松山地方法務局	松山市（砥部出張所の管轄に属する地域を除く）、伊予市、伊予郡松前町	砥部出張所	松山市の一部（森松町、南高井町、井門町、東方町、津吉町、中野町、小村町、上野町、上川原町、大橋町、西野町、恵原町、浄瑠璃町、久谷町、窪野町、小野町、北梅本町、南梅本町、水泥町、平井町）、東温市、伊予郡砥部町、上浮穴郡久万高原町	大洲支局	大洲市、八幡浜市、西予市、喜多郡内子町、西宇和郡伊方町	西条支局	西条市、新居浜市	四国中央支局	四国中央市	今治支局	今治市、越智郡上島町	宇和島支局	宇和島市、北宇和郡（鬼北町、松野町）、南宇和郡愛南町
法務局、支局等	管轄区域																
松山地方法務局	松山市（砥部出張所の管轄に属する地域を除く）、伊予市、伊予郡松前町																
砥部出張所	松山市の一部（森松町、南高井町、井門町、東方町、津吉町、中野町、小村町、上野町、上川原町、大橋町、西野町、恵原町、浄瑠璃町、久谷町、窪野町、小野町、北梅本町、南梅本町、水泥町、平井町）、東温市、伊予郡砥部町、上浮穴郡久万高原町																
大洲支局	大洲市、八幡浜市、西予市、喜多郡内子町、西宇和郡伊方町																
西条支局	西条市、新居浜市																
四国中央支局	四国中央市																
今治支局	今治市、越智郡上島町																
宇和島支局	宇和島市、北宇和郡（鬼北町、松野町）、南宇和郡愛南町																

管 轄 区 域	<p>(自筆証書遺言書保管)</p> <p>以下 1 から 3 のいずれかがある地の法務局又は地方法務局の本局又は支局(遺言書保管所)。ただし、既に遺言書を遺言書保管所に預けている方が、追加で遺言書の保管の申請をする場合又は遺言書の保管の撤回をする場合は、最初に保管の申請をした法務局又は地方法務局の本局又は支局(遺言書保管所)</p> <p>1 遺言者の住所地 2 遺言者の本籍地 3 遺言者が所有する不動産の所在地</p>
情報公開・個人情報保護窓口	<p>担当：松山地方法務局 総務課 TEL (089) 932-0888 (代)</p> <p>(注) 松山地方法務局及び下部機関に関する情報の開示請求等は、全て上記窓口で受け付けています。</p>
各種相談・案内窓口	<p>1 登記手続案内 内容：不動産・法人登記等申請手続全般 担当：不動産登記部門、法人登記部門 TEL (089) 932-0888 (代)</p> <p>2 戸籍・国籍相談 内容：無戸籍の方の戸籍に関する相談、国籍の取得等に関する相談、帰化申請手続 担当：戸籍課 TEL (089) 932-0888 (代)</p> <p>3 供託・遺言書保管手続案内 内容：供託手続等全般、遺言書保管手続全般(ただし、遺言書の作成に関する相談を除く。) 担当：供託課 TEL (089) 932-0888 (代)</p> <p>4 人権相談 内容：人権侵犯・人権に関する相談全般 担当：人権擁護課 TEL 0570-003-110 みんなの人権 110 番 0120-007-110 こどもの人権 110 番 0570-070-810 女性の人権ホットライン SNS(LINE)人権相談 @snsjinkensoudan インターネット人権相談受付窓口 https://www.jinken.go.jp</p> <p>※ 各種相談・手続案内の受付時間は、平日の 8 時 30 分から 17 時 15 分までです(インターネット人権相談を除く。)</p>

〔出入国在留管理庁〕

（高松出入国在留管理局）

松山出張所

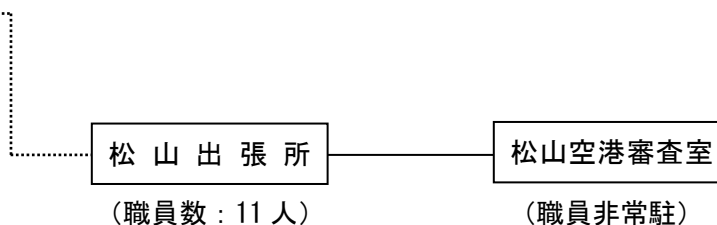
〒790-0066 松山市宮田町 188-6 松山地方合同庁舎 1階
TEL (089) 932-0895 FAX (089) 932-0876

松山空港審査室（職員非常駐）

〒791-8042 松山市南吉田町 2731 松山空港ビル内
TEL (089) 965-1477（FAX 兼用）

〔組織及び職員数〕

（高松出入国在留管理局）



設置根拠	法務省設置法第33条、地方出入国在留管理局組織規則第20条
所掌事務	1 日本人の出国及び帰国並びに外国人の入国及び出国の管理に関すること 2 本邦における外国人の在留に関すること 3 外国人の退去強制に関する事務の一部 4 難民の認定に関する事務の一部
管轄区域	愛媛県 高知県
情報公開・個人情報保護窓口	担当：高松出入国在留管理局 総務課 TEL (087) 822-5852 （注）松山出張所に関する情報の開示請求等は、高松出入国在留管理局の上記窓口で受け付けています。
各種相談・案内窓口	外国人在留総合インフォメーションセンター ・内容：出入国管理行政に関する各種手続の案内及び意見・要望等の受付 TEL 0570-013904（IP電話・PHS 海外から：03-5796-7112） E-mail： info-tokyo@i.moj.go.jp 高松出入国在留管理局松山出張所 ・内容：出入国、外国人の在留に関する相談 TEL 089-932-0895

〔検察庁〕

松山地方検察庁

〒790-8575 松山市一番町4-4-1

TEL (089) 935-6111 FAX (089) 946-2935

(検察庁ホームページアドレス) <https://www.kensatsu.go.jp/top.shtml>

松山地方検察庁

大洲支部 〒795-0012 大洲市大洲 845-3

TEL (0893) 24-2415 FAX (0893) 23-3519

松山地方検察庁

西条支部 〒793-0023 西条市明屋敷 168-2

TEL (0897) 56-3335 FAX (0897) 55-4623

松山地方検察庁

今治支部 〒794-0042 今治市旭町 1-3-3

TEL (0898) 22-0590 FAX (0898) 24-1988

松山地方検察庁

宇和島支部 〒798-0033 宇和島市鶴島町 8-19

TEL (0895) 22-0144 FAX (0895) 25-8754

松山区検察庁 〒790-8575 松山市一番町4-4-1

TEL (089) 935-6111 FAX (089) 946-2935

大洲区検察庁 〒795-0012 大洲市大洲 845-3

TEL (0893) 24-2415 FAX (0893) 23-3519

八幡浜区検察庁 松山地方検察庁大洲支部内

西条区検察庁 〒793-0023 西条市明屋敷 168-2

TEL (0897) 56-3335 FAX (0897) 55-4623

新居浜区検察庁 〒792-0023 新居浜市繁本町 2-6

TEL (0897) 32-2744 FAX (0897) 32-2364

四国中央区検察庁 新居浜区検察庁内

今治区検察庁 〒794-0042 今治市旭町 1-3-3

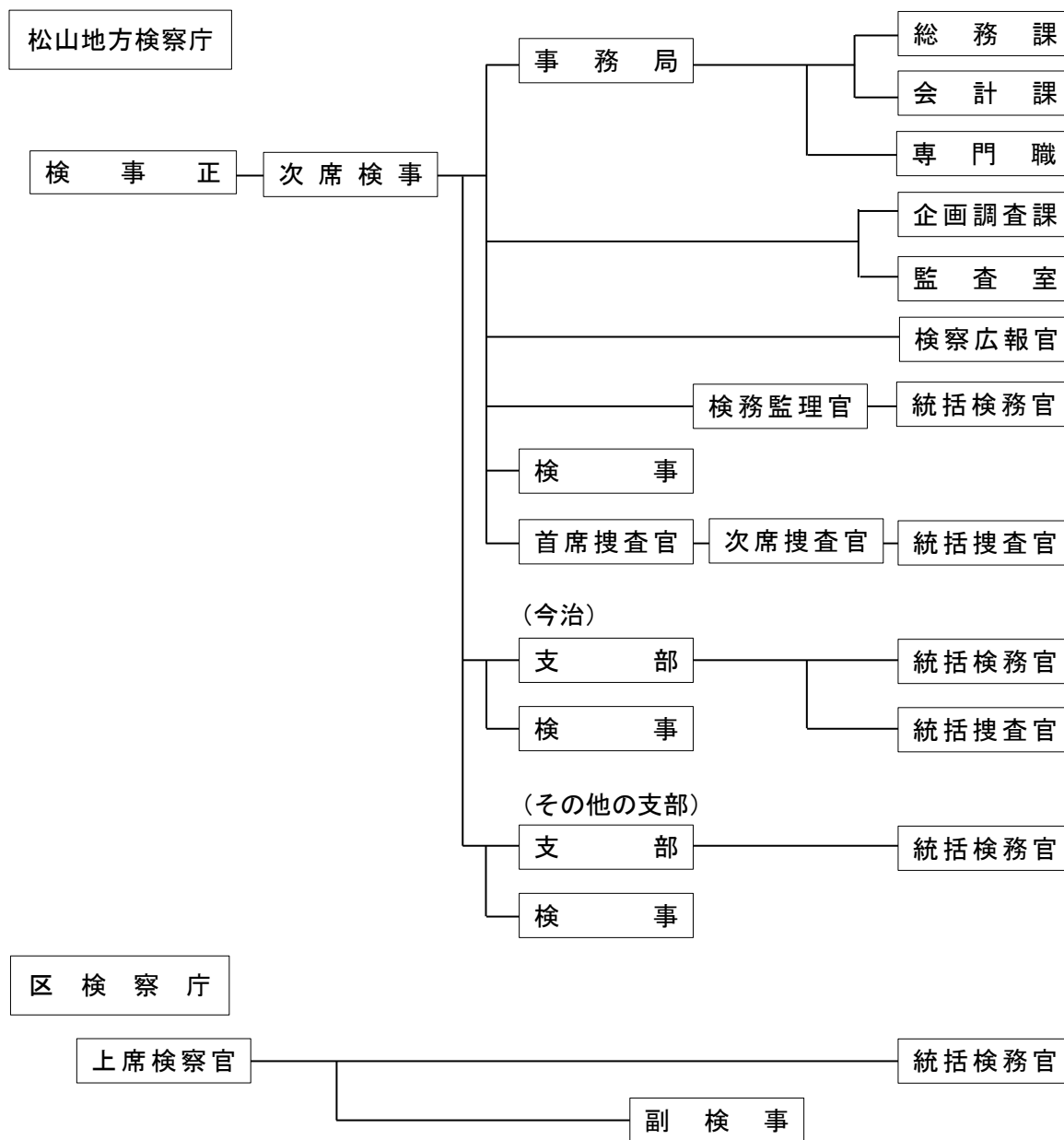
TEL (0898) 22-0590 FAX (0898) 24-1988

宇和島区検察庁 〒798-0033 宇和島市鶴島町 8-19

TEL (0895) 22-0144 FAX (0895) 25-8754

愛南区検察庁 松山地方検察庁宇和島支部内

〔組織〕



設置根拠	検察庁法第2条
所掌事務	刑事について、公訴を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、かつ、裁判の執行を監督し、また、裁判所の権限に属するその他の事項についても職務上必要と認めるときは、裁判所に、通知を求め、または意見を述べ、また、公益の代表者として他の法令がその権限に属させた事務を行う。
管轄区域	愛媛県
情報公開・個人情報保護窓口	担当：松山地方検察庁 企画調査課 TEL (089) 935-6111 (注) 松山地方検察庁及び各支部・区検察庁に関する情報の開示請求等は、上記窓口で受け付けています。
各種相談・案内窓口	犯罪被害者支援 対象範囲(内容)等：犯罪被害に対する各種相談等 TEL (089) 935-6607 (被害者ホットライン)

財 務 省

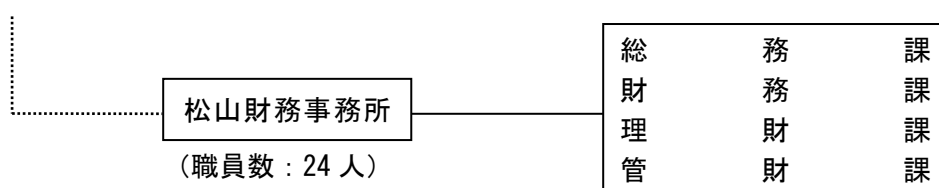
(四国財務局)

松山財務事務所

〒790-0808 松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎7階
TEL (089) 941-7185 FAX (089) 921-8392

〔組織及び職員数〕

(四国財務局)



設 置 根 拠	財務省設置法第15条、財務省組織令第83条
所 掌 事 務	1 国の予算に関すること 2 地方公共団体への財政融資資金の貸付に関すること 3 銀行や信用金庫などの検査・監督に関すること 4 保険会社（少額短期保険業者・生命保険募集人・損害保険代理店等）の検査・監督に関すること 5 貸金業者や前払式支払手段発行者などの検査・監督に関すること 6 金融商品取引業者（証券会社等）の監督に関すること 7 金融犯罪防止への取組に関すること 8 たばこ・塩事業に関すること 9 記念貨幣・個人向け国債の情報提供に関すること 10 行政財産の有効活用のための総合調整及び国有財産の監査に関すること 11 地域における国公有財産の最適利用（エリアマネジメント）に関すること 12 国有財産を活用した地域貢献に関すること 13 普通財産の売払いや貸付けに関すること 14 国有財産の情報提供に関すること 15 経済調査に関すること 16 広報・相談に関すること
管 轄 区 域	愛媛県
情報公開・個人情報保護窓口	担当：松山財務事務所 総務課 TEL (089) 941-7185
各種相談・案内窓口	・対 象 内 容：所掌事務の範囲内 ・担 当 課 名：総務課 ・受付電話番号：(089) 941-7185

(神戸税関)

松山税関支署

〒791-8058 松山市海岸通 2426-5 (松山港湾合同庁舎内)
TEL (089) 951-0301 FAX (089) 952-4225
(ホームページアドレス) <https://www.customs.go.jp/kobe/>

今治出張所 〒794-0013 今治市片原町 1-3-2 今治港湾合同庁舎 1階
TEL (0898) 23-0031 FAX (0898) 31-5545

宇和島出張所 〒798-0003 宇和島市住吉町 3-1-3 (宇和島港湾合同庁舎内)
TEL (0895) 22-1254 (FAX 兼用)

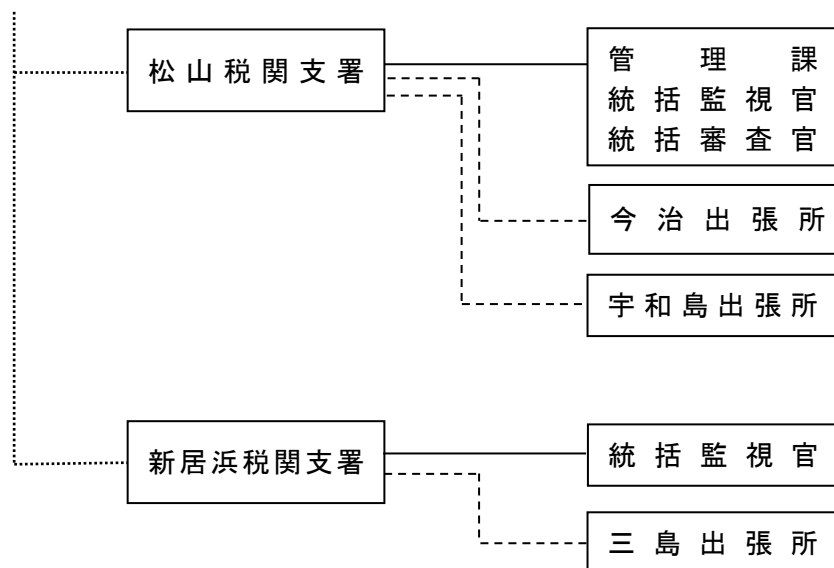
新居浜税関支署

〒792-0011 新居浜市西原町 2-7-55 (新居浜港湾合同庁舎内)
TEL (0897) 32-3405 FAX (0897) 34-2834

三島出張所 〒799-0402 四国中央市三島紙屋町 6-30
TEL (0896) 23-8826 FAX (0896) 23-5574

[組織]

(神戸税関)



設 置 根 拠	税関支署：財務省設置法第 17 条、財務省組織規則第 343 条第 1 項 出張所：財務省設置法第 17 条、財務省組織規則第 343 条第 2 項
所 掌 事 務	1 関税、とん税及び特別とん税並びに貨物割の賦課及び徴収に関すること 2 関税に関する法令の規定による輸出入貨物、船舶、航空機及び旅客の取締りに関すること 3 保税制度の運営に関すること 4 通関業の監督に関すること 5 製造たばこの特定販売業、塩特定販売業及び特殊用塩特定販売業を営む者の監督に関すること 6 税関の所掌事務に関する外国為替の取引の管理及び調整に関すること 7 金の輸出入の規制に関すること 8 輸出入貨物に対して内国消費税の賦課及び徴収に関すること 9 外国為替及び外国貿易法により、貨物の輸出又は輸入の取締りに関すること 10 輸出入取引法により、貨物の輸出の取締りに関すること
管 轄 区 域	松山税関支署：松山市、八幡浜市、大洲市、伊予市、東温市、上浮穴郡、伊予郡、喜多郡及び西宇和郡 今治出張所：今治市 宇和島出張所：宇和島市、西予市、北宇和郡及び南宇和郡 新居浜税関支署：新居浜市及び西条市 三島出張所：四国中央市
情報公開・個人情報保護窓口	担当：松山税関支署 管理課 TEL (089) 951-0301 E-mail： kobe-matsuyama@customs.go.jp (注) 愛媛県内に所在する各税関支署及び下部機関に関する情報の開示請求等は、松山税関支署の上記窓口で受け付けています。

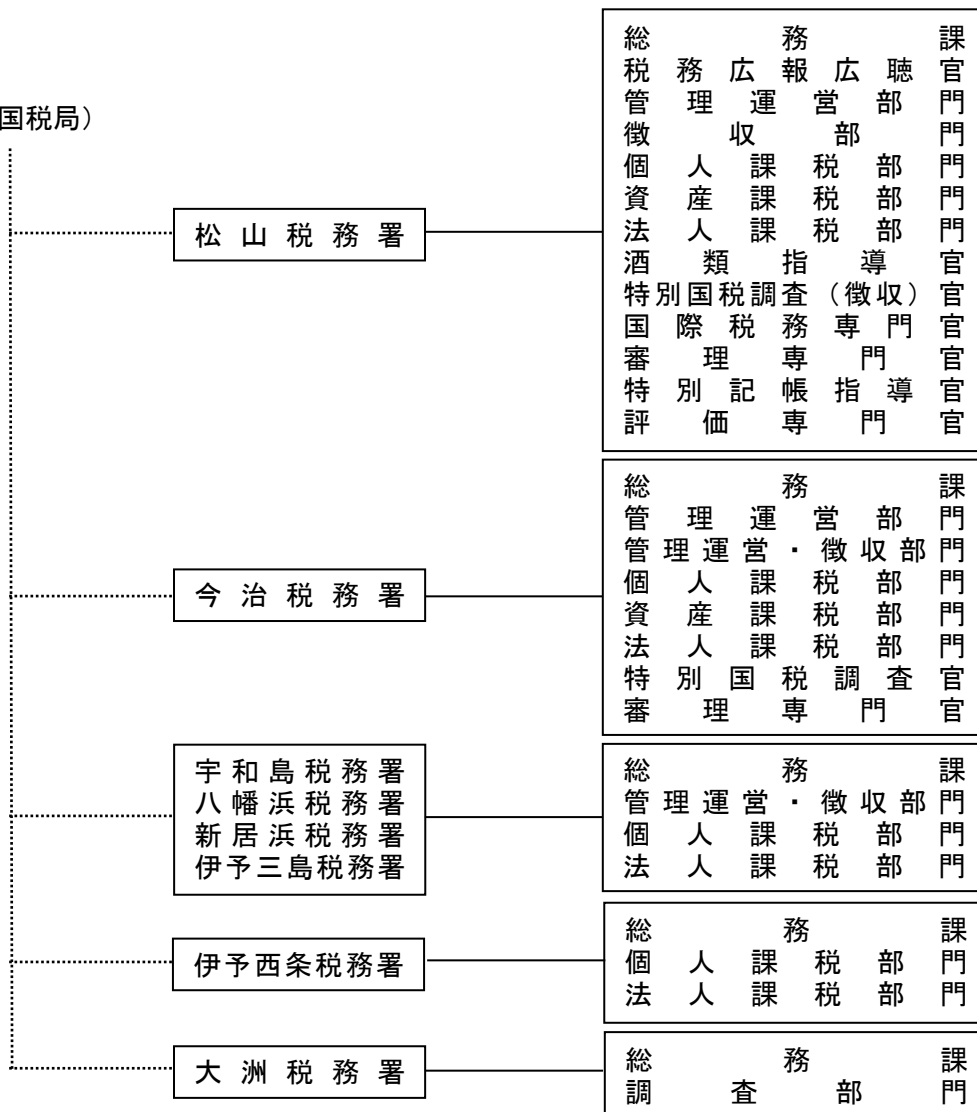
〔国税庁〕

（愛媛県内の税務署）

松山税務署	〒790-0808	松山市若草町4-3	松山若草合同庁舎
			TEL (089) 941-9121 (代表)
今治税務署	〒794-0015	今治市常磐町4丁目5-1	
			TEL (0898) 32-6100 (代表)
宇和島税務署	〒798-0050	宇和島市堀端町1-38	
			TEL (0895) 22-4511 (代表)
八幡浜税務署	〒796-0026	八幡浜市下松影1096-4	
			TEL (0894) 22-0800 (代表)
新居浜税務署	〒792-0025	新居浜市一宮町1丁目5-4	
			TEL (0897) 33-4145 (代表)
伊予西条税務署	〒793-0041	西条市神拝甲511-17	
			TEL (0897) 56-3290 (代表)
大洲税務署	〒795-0012	大洲市大洲689	
			TEL (0893) 24-3115 (代表)
伊予三島税務署	〒799-0405	四国中央市三島中央5丁目9-45	
			TEL (0896) 24-5410 (代表)

〔組織〕

（高松国税局）



設 置 根 拠	財務省設置法第 24 条、財務省組織規則第 544 条及び別表第九																																																																																
所 掌 事 務	1 内国税の賦課及び徴収に関すること 2 税理士制度の運営に関すること 3 酒税の保全並びに酒類業の発達、改善及び調整に関すること（酒税の保全並びに酒類業の発達、改善及び調整に関する制度の企画及び立案を除く） 4 酒類に係る資源の有効な利用の確保に関すること 5 印紙の模造の取締りを行うこと 6 税務署の所掌事務に係る国際協力に関すること 7 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む）に基づき、税務署に属させられた事務																																																																																
管 轄 区 域	<table border="1"> <tr> <td>松 山 税 務 署</td> <td colspan="8">松山市、伊予市、東温市、上浮穴郡、伊予郡</td> </tr> <tr> <td>今 治 税 務 署</td> <td colspan="8">今治市、越智郡</td> </tr> <tr> <td>宇 和 島 税 務 署</td> <td colspan="8">宇和島市、北宇和郡、南宇和郡</td> </tr> <tr> <td>八 幡 浜 税 務 署</td> <td colspan="8">八幡浜市、西予市、西宇和郡</td> </tr> <tr> <td>新 居 浜 税 務 署</td> <td colspan="8">新居浜市</td> </tr> <tr> <td>伊 予 西 条 税 務 署</td> <td colspan="8">西条市</td> </tr> <tr> <td>大 洲 税 務 署</td> <td colspan="8">大洲市、喜多郡</td> </tr> <tr> <td>伊 予 三 島 税 務 署</td> <td colspan="8">四国中央市</td> </tr> </table>									松 山 税 務 署	松山市、伊予市、東温市、上浮穴郡、伊予郡								今 治 税 務 署	今治市、越智郡								宇 和 島 税 務 署	宇和島市、北宇和郡、南宇和郡								八 幡 浜 税 務 署	八幡浜市、西予市、西宇和郡								新 居 浜 税 務 署	新居浜市								伊 予 西 条 税 務 署	西条市								大 洲 税 務 署	大洲市、喜多郡								伊 予 三 島 税 務 署	四国中央市							
松 山 税 務 署	松山市、伊予市、東温市、上浮穴郡、伊予郡																																																																																
今 治 税 務 署	今治市、越智郡																																																																																
宇 和 島 税 務 署	宇和島市、北宇和郡、南宇和郡																																																																																
八 幡 浜 税 務 署	八幡浜市、西予市、西宇和郡																																																																																
新 居 浜 税 務 署	新居浜市																																																																																
伊 予 西 条 税 務 署	西条市																																																																																
大 洲 税 務 署	大洲市、喜多郡																																																																																
伊 予 三 島 税 務 署	四国中央市																																																																																
情報公開・個人情報保護窓口	<table border="1"> <tr> <td>署別</td> <td>松 山</td> <td>今 治</td> <td>宇和島</td> <td>八幡浜</td> <td>新居浜</td> <td>伊予西条</td> <td>大 洲</td> <td>伊予三島</td> </tr> <tr> <td>担当</td> <td>総務課</td> <td>総務課</td> <td>総務課</td> <td>総務課</td> <td>総務課</td> <td>総務課</td> <td>総務課</td> <td>総務課</td> </tr> <tr> <td>TEL (代表)</td> <td>(089) 941-9121</td> <td>(0898) 32-6100</td> <td>(0895) 22-4511</td> <td>(0894) 22-0800</td> <td>(0897) 33-4145</td> <td>(0897) 56-3290</td> <td>(0893) 24-3115</td> <td>(0896) 24-5410</td> </tr> </table>									署別	松 山	今 治	宇和島	八幡浜	新居浜	伊予西条	大 洲	伊予三島	担当	総務課	総務課	総務課	総務課	総務課	総務課	総務課	総務課	TEL (代表)	(089) 941-9121	(0898) 32-6100	(0895) 22-4511	(0894) 22-0800	(0897) 33-4145	(0897) 56-3290	(0893) 24-3115	(0896) 24-5410																																													
署別	松 山	今 治	宇和島	八幡浜	新居浜	伊予西条	大 洲	伊予三島																																																																									
担当	総務課	総務課	総務課	総務課	総務課	総務課	総務課	総務課																																																																									
TEL (代表)	(089) 941-9121	(0898) 32-6100	(0895) 22-4511	(0894) 22-0800	(0897) 33-4145	(0897) 56-3290	(0893) 24-3115	(0896) 24-5410																																																																									

- 1 チャットボット（ふたば）
チャットボット（ふたば）では、次の方法で質問すると、AI（人工知能が）自動回答します。
- ・ご質問したいことをメニューから選択
 - ・自由に文字で入力



相談可能税目について

- ①所得税・消費税の確定申告
- ②インボイス制度
- ③年末調整（利用期間：10月上旬～翌年1月下旬）



チャットボットは
こちらから

- 2 タックスアンサー
国税のよくある質問に対する一般的な回答を次の方法で調べることができます。
- ・自分に合った状況から探す（質問形式の検索）
 - ・キーワードによる検索
 - ・税金の分野ごとに調べる



タックスアンサーは
こちらから

- 3 国税相談専用ダイヤル

0570-00-^{コクゼイ}5901（全国一律料金）

- ・受付時間：平日 8:30～17:00（土日祝日及び12月29日～1月3日を除く）
- ・令和5年11月1日（水）からご利用できます。

- 4 税務相談

- ・内容：国税（所得税、相続税、贈与税、消費税、法人税等）に関する相談
- ・担当：最寄りの税務署の代表電話番号

松山税務署	(089) 941-9121
今治税務署	(0898) 32-6100
宇和島税務署	(0895) 22-4511
八幡浜税務署	(0894) 22-0800
新居浜税務署	(0897) 33-4145
伊予西条税務署	(0897) 56-3290
大洲税務署	(0893) 24-3115
伊予三島税務署	(0896) 24-5410

- ・受付時間：平日の8:30～17:00
- ・電話による相談は、最寄りの税務署の代表電話番号へ電話をし、音声案内で案内番号「1」を選択すると電話相談センターにつながります（おかけになった税務署までの通話料金でご利用いただけます）。
なお、国税に関する一般的なご相談を面接により希望される場合や相談内容が複雑で、関係書類等により事実関係の確認が必要であるものについては、最寄りの税務署で面接による相談を行っております。この場合は事前に連絡して相談日時予約をしてください。

厚生労働省

(広島検疫所)

松山出張所

〒791-8058 松山市海岸通 2426-5 (松山港湾合同庁舎 2 階)
TEL (089) 951-0068 FAX (089) 951-0400

松山空港出張所

〒791-8042 松山市南吉田町2731 (松山空港旅客ターミナルビル)
TEL (089) 965-1801
(無人出張所のため松山出張所より出張対応)

新居浜出張所

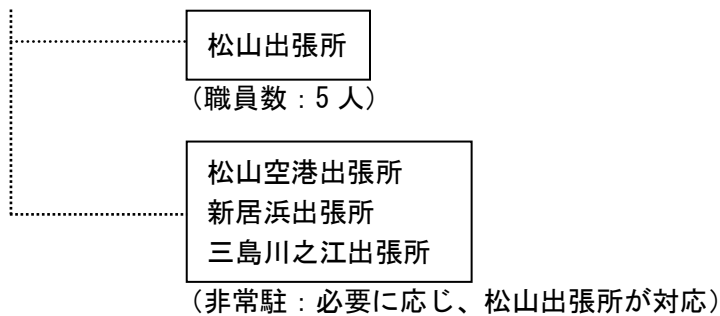
〒792-0011 新居浜市西原町2-7-55 (新居浜港湾合同庁舎2階)
(無人出張所のため松山出張所より出張対応)

三島川之江出張所

〒799-0402 四国中央市三島紙屋町6-45
(無人出張所のため松山出張所より出張対応)

[組織及び職員数]

(広島検疫所)



設置根拠	厚生労働省設置法第 16 条、厚生労働省組織規則第 118 条
所掌事務	港及び飛行場における検疫及び防疫を行うこと
受持検疫港	松山出張所: 松山港 松山空港出張所: 松山空港 新居浜出張所: 新居浜港 三島川之江出張所: 三島川之江港
情報公開・個人情報保護窓口	担当: 広島検疫所 総務課 TEL (082) 251-4785 FAX (082) 254-4984 (注) 愛媛県内に所在する検疫所出張所に関する情報の開示請求等は、広島検疫所(本所)の上記窓口で受け付けています。
各種相談・案内窓口	海外での感染症情報 担当: 松山出張所 TEL (089) 951-0068 FAX (089) 951-0400 予防接種案内 担当: 広島検疫所 検疫衛生課 TEL (082) 251-2927 (予防接種専用ダイヤル) FAX (082) 254-4984

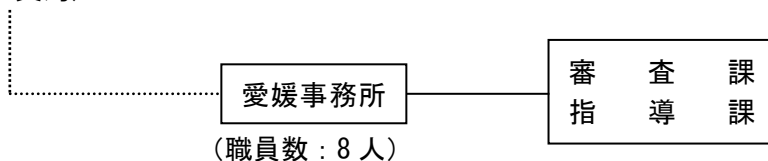
(四国厚生支局)

愛媛事務所

〒790-0066 松山市宮田町188番地6 松山地方合同庁舎1階
TEL (089) 986-3156 FAX (089) 986-3162

〔組織及び職員数〕

(四国厚生支局)



設置根拠	厚生労働省組織規則第751条の2
所掌事務	1 健康保険事業、船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係る療養に関する監督を行うこと 2 保険医療機関・保険薬局、保険医・保険薬剤師、指定訪問看護事業者、その他医療保険事業の療養担当者に対する指導監督、施設基準等の申請・届出事務 3 柔道整復師、はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る受領委任の契約等の締結・登録及び承認の事務、指導監査等 4 地方社会保険医療協議会に置かれる部会の庶務を行うこと
管轄区域	愛媛県
情報公開・個人情報保護窓口	担当：四国厚生支局 総務課 TEL (087) 851-9565 (注) 四国厚生支局愛媛事務所に関する情報の開示請求等は、四国厚生支局の上記窓口で受け付けています。

愛媛労働局

〒790-8538 松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎5階、6階

(総務部総務課) TEL (089) 935-5200

(" 労働保険徴収室) TEL (089) 935-5202

(雇用環境・均等室) TEL (089) 935-5222

(労働基準部監督課) TEL (089) 935-5203

(" 健康安全課) TEL (089) 935-5204

(" 賃金室) TEL (089) 935-5205

(" 労災補償課) TEL (089) 935-5206

(職業安定部職業安定課) TEL (089) 943-5221

(" 需給調整事業室) TEL (089) 943-5833

(" 職業対策課) TEL (089) 941-2940

(" 訓練課) TEL (089) 900-5244

(ホームページアドレス) <https://jsite.mhlw.go.jp/ehime-roudoukyoku/>

○労働基準監督署

松山労働基準監督署 〒791-8523 松山市六軒家町3-27 松山労働総合庁舎4階

TEL (089) 917-5250

新居浜労働基準監督署 〒792-0025 新居浜市一宮町1-5-3

TEL (0897) 37-0151

今治労働基準監督署 〒794-0042 今治市旭町1-3-1

TEL (0898) 32-4560

八幡浜労働基準監督署 〒796-0031 八幡浜市江戸岡1-1-10

TEL (0894) 22-1750

宇和島労働基準監督署 〒798-0036 宇和島市天神町4-40 宇和島地方合同庁舎3階

TEL (0895) 22-4655

○公共職業安定所

松山公共職業安定所 〒791-8522 松山市六軒家町3-27 松山労働総合庁舎1階~3階

TEL (089) 917-8609

今治公共職業安定所 〒794-0043 今治市南宝来町2-1-6

TEL (0898) 32-5020

八幡浜公共職業安定所 〒796-0010 八幡浜市松柏丙838-1

TEL (0894) 22-4033

宇和島公共職業安定所 〒798-0036 宇和島市天神町4-7

TEL (0895) 22-8609

新居浜公共職業安定所 〒792-0025 新居浜市一宮町1-14-16

TEL (0897) 34-7100

西条公共職業安定所 〒793-0030 西条市大町315-4

TEL (0897) 56-3015

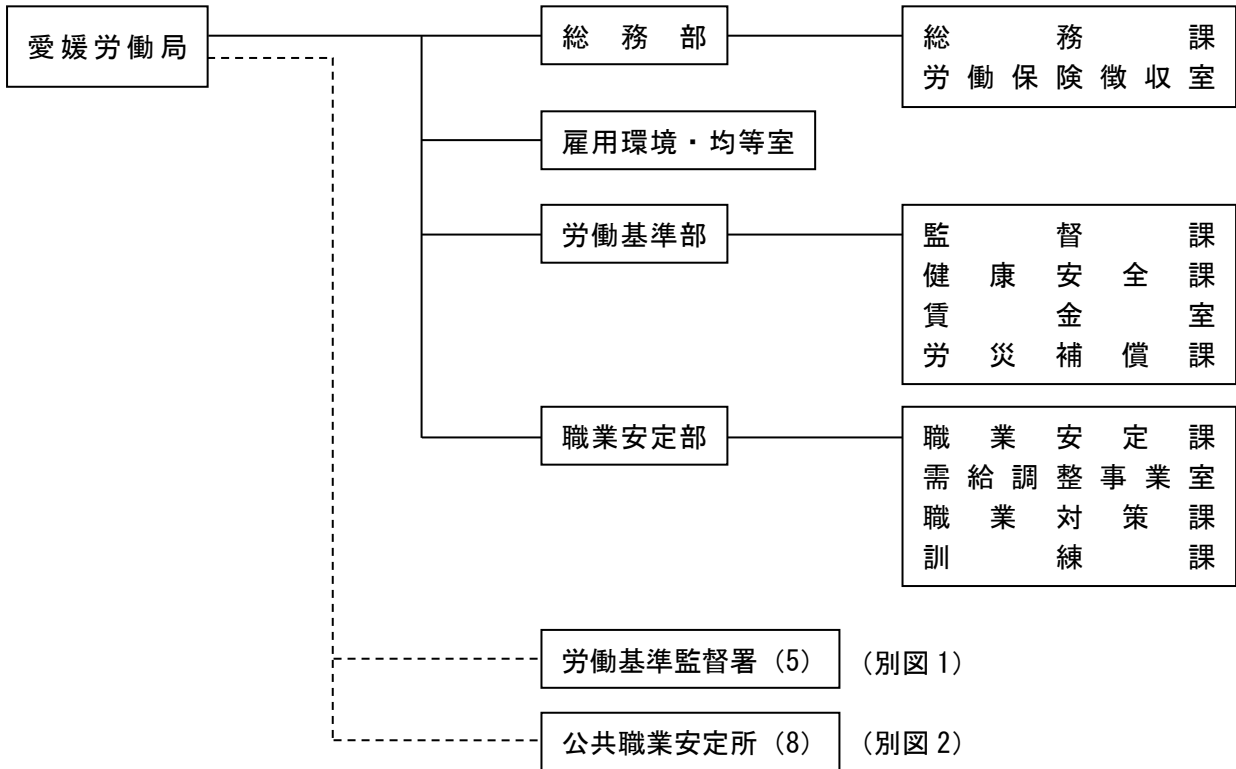
四国中央公共職業安定所 〒799-0405 四国中央市三島中央1-16-72

TEL (0896) 24-5770

大洲公共職業安定所 〒795-0054 大洲市中村210-6

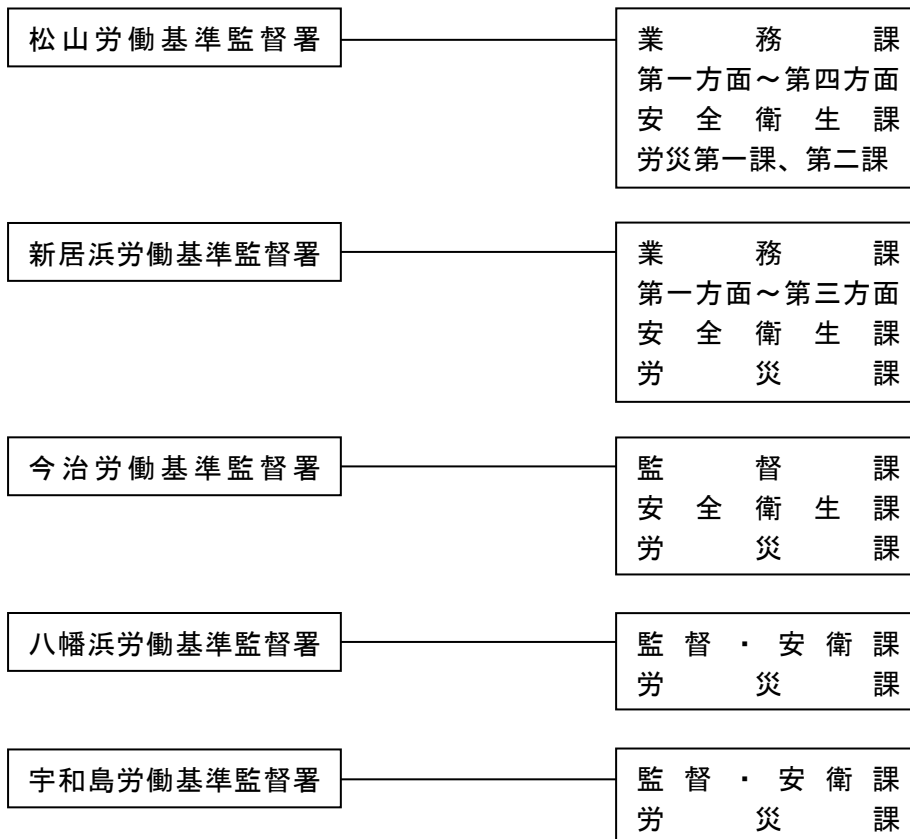
TEL (0893) 24-3191

〔組織〕



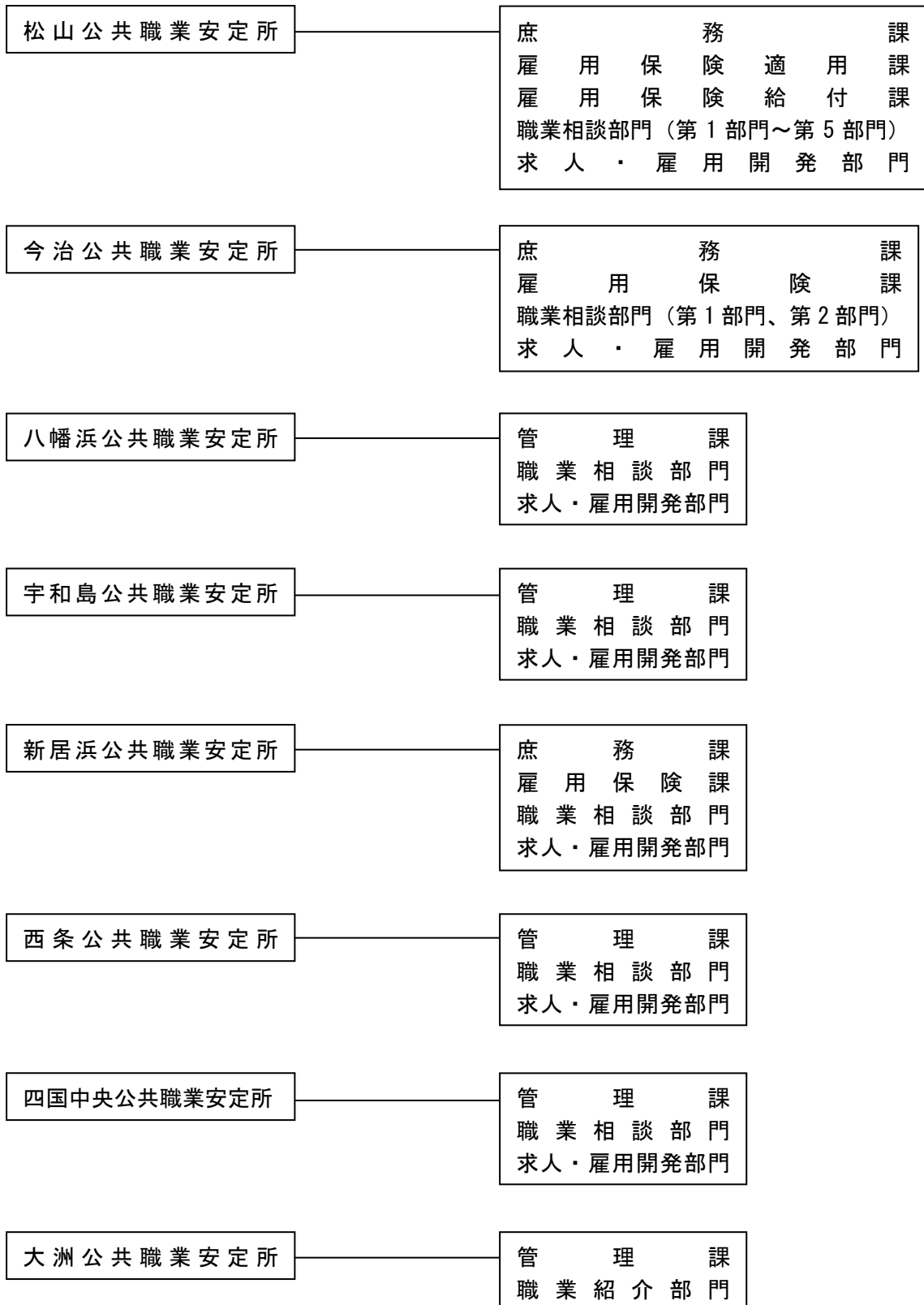
(別図1)

〔労働基準監督署の組織〕



(別図2)

〔公共職業安定所の組織〕



設 置 根 拠	<p>愛媛労働局：厚生労働省設置法第 17 条、第 21 条、厚生労働省組織令第 156 条 労働基準監督署：厚生労働省設置法第 22 条、厚生労働省組織規則第 789 条 公共職業安定所：厚生労働省設置法第 23 条、第 24 条、厚生労働省組織規則第 792 条</p>
所 掌 事 務	<p>労働局：一般労働条件の確保・改善対策の推進、労働災害防止対策の推進、最低賃金及び最低工賃の決定、労働に関する各種統計調査の実施、労働保険の適用及び労働保険料の徴収、労災保険事業、関係審議会の運営、労働力需給調整業務の指導監督、雇用保険事業、労働者派遣事業等の指導監督、高齢者・障害者及び外国人等への雇用対策・雇用管理、求職者支援制度の実施、男女雇用機会均等確保及び育児・介護休業制度の定着推進業務、個別労働紛争解決制度の施行等</p> <p>労働基準監督署：一般労働条件の確保・改善に係る指導、労働安全に関する指導、労働衛生に関する指導、労災保険に関すること等</p> <p>公共職業安定所：職業相談、職業指導、職業紹介、雇用管理指導、雇用情報提供、各助成措置及び雇用保険の適用・給付等</p>
管 轄 区 域	<p>愛媛労働局：愛媛県 労働基準監督署：厚生労働省組織規則第 789 条に基づく別表第四に定める区域 公共職業安定所：厚生労働省組織規則第 792 条に基づく別表第五に定める区域</p>
情報公開・個人情報保護窓口	<p>担当：愛媛労働局 総務部 総務課 TEL (089) 935-5200</p> <p>(注) 愛媛労働局及びその下部機関（労働基準監督署、公共職業安定所）に関する情報の開示請求等は、愛媛労働局の上記窓口で受け付けています。</p>
各 種 相 談 ・ 案 内 窓 口	<ol style="list-style-type: none"> 1 愛媛労働局総合労働相談コーナー 内容等：あらゆる労働関係の相談窓口 担 当：愛媛労働局 雇用環境・均等室 TEL (089) 935-5208 (労働問題全般)、935-5224 (雇用均等問題) 2 松山総合労働相談コーナー 内容等：あらゆる労働関係の相談窓口 担 当：松山労働基準監督署内コーナー TEL (089) 927-5150 3 新居浜総合労働相談コーナー 内容等：あらゆる労働関係の相談窓口 担 当：新居浜労働基準監督署内コーナー TEL (0897) 37-0153 4 今治総合労働相談コーナー 内容等：あらゆる労働関係の相談窓口 担 当：今治労働基準監督署内コーナー TEL (0898) 32-4560 5 八幡浜総合労働相談コーナー 内容等：あらゆる労働関係の相談窓口 担 当：八幡浜労働基準監督署内コーナー TEL (0894) 22-1750 6 宇和島総合労働相談コーナー 内容等：あらゆる労働関係の相談窓口 担 当：宇和島労働基準監督署内コーナー TEL (0895) 22-4655

農 林 水 産 省

(神戸植物防疫所坂出支所)

松山出張所

〒791-8058 松山市海岸通 2426-5 松山港湾合同庁舎内
TEL (089) 951-2418 FAX (089) 951-7870

〔組織〕

(神戸植物防疫所坂出支所)

松 山 出 張 所

設 置 根 拠	農林水産省設置法第9条第2項、農林水産省組織規則第97条
所 掌 事 務	輸出入植物又は輸入病菌害虫の検査及び取締り並びに病菌害虫の調査及び研究に関する事務
管 轄 区 域	愛媛県
情報公開・個人情報保護窓口	担当：神戸植物防疫所（本所）庶務課 TEL (078) 331-2806 (注) 松山出張所に関する情報の開示請求等は、神戸植物防疫所（本所）の上記窓口で受け付けています。
各種相談・案内窓口	・内 容：植物検疫（輸出入）関係 ・電 話 番 号：(089) 951-2418 ・受 付 時 間：平日の8:30~17:15 ・E - m a i l： pps_matsuyama@maff.go.jp

(中国四国農政局)

地方参事官 (愛媛県担当)

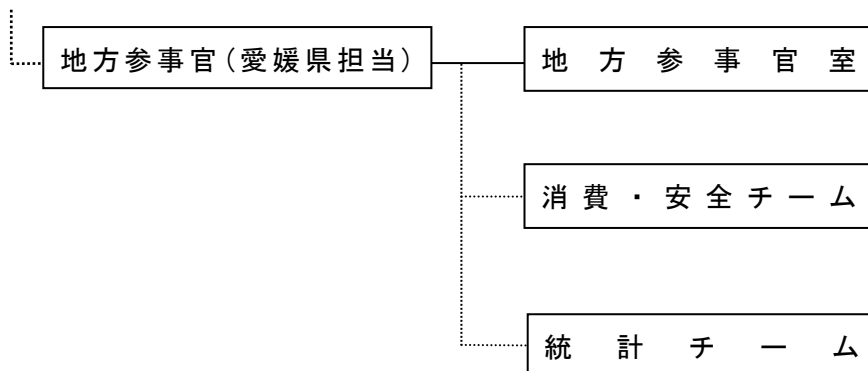
〒790-8519 松山市宮田町 188 松山地方合同庁舎

TEL (089) 932-1177 (代表)

(ホームページアドレス) <https://www.maff.go.jp/chushi/nousei/ehime/index.html>

[体制]

(中国四国農政局)



設置根拠	農林水産省組織規則第 158 条
担当事務	愛媛県における重要事項に関する事務 (1) 現場と農政を結ぶ業務 (2) 広域監視業務 (3) 経営所得安定対策業務 (4) 6次産業化等関連業務 (5) 統計関連業務
担当区域	愛媛県
情報公開・個人情報保護窓口	中国四国農政局総務課 TEL (086) 224-4511 (代表) (注) 地方参事官 (愛媛県担当) に関する情報の開示請求等は、中国四国農政局の上記窓口で受け付けています。
農政全般に関する問合せ窓口	地方参事官ホットライン TEL (089) 932-1177

(中国四国農政局)

道前平野農地整備事業所

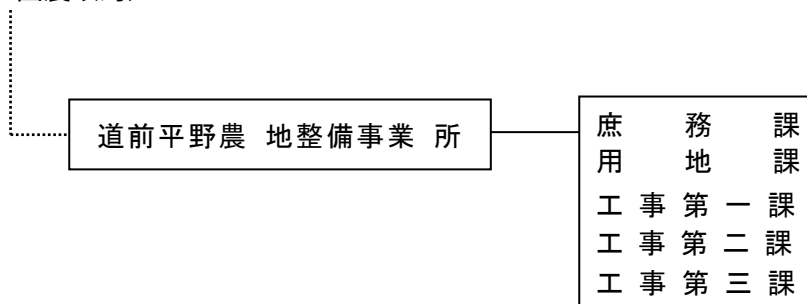
〒799-1371 西条市周布 220-1

TEL (0898) 35-5253 FAX (0898) 35-5254

(ホームページアドレス) <https://www.maff.go.jp/chushi/kj/dozen/index.html>

〔組織〕

(中国四国農政局)



設置根拠	農林水産省設置法第 19 条、農林水産省組織規則第 286 条
所掌事務	道前平野農地整備事業の実施に関する事務
管轄区域	西条市
情報公開・個人情報保護窓口	中国四国農政局総務課 TEL (086) 224-4511 (注) 道前平野農地整備事業所に関する情報の開示請求等は、中国四国農政局の上記窓口で受け付けています。

(中国四国農政局)

道前道後用水農業水利事業所

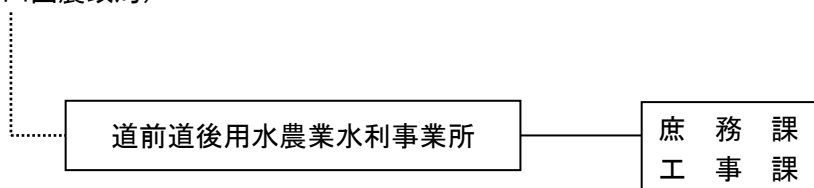
〒791-0213 東温市牛淵 829-1

TEL (089) 993-6454 FAX (089) 993-6455

(ホームページアドレス) https://www.maff.go.jp/chushi/kj/dozen_dogo/dozen_dogo.html

〔組織〕

(中国四国農政局)



設置根拠	農林水産省設置法第19条、農林水産省組織規則第286条
所掌事務	道前道後用水農業水利事業の実施に関する事務
管轄区域	松山市、西条市、伊予市、東温市、伊予郡松前町、伊予郡砥部町
情報公開・個人情報保護窓口	中国四国農政局総務課 TEL (086) 224-4511 (注) 道前道後用水農業水利事業所に関する情報の開示請求等は、中国四国農政局の上記窓口で受け付けています。

〔林野庁〕

(四国森林管理局)

愛媛森林管理署

〒791-8023 松山市朝美2丁目6番32号

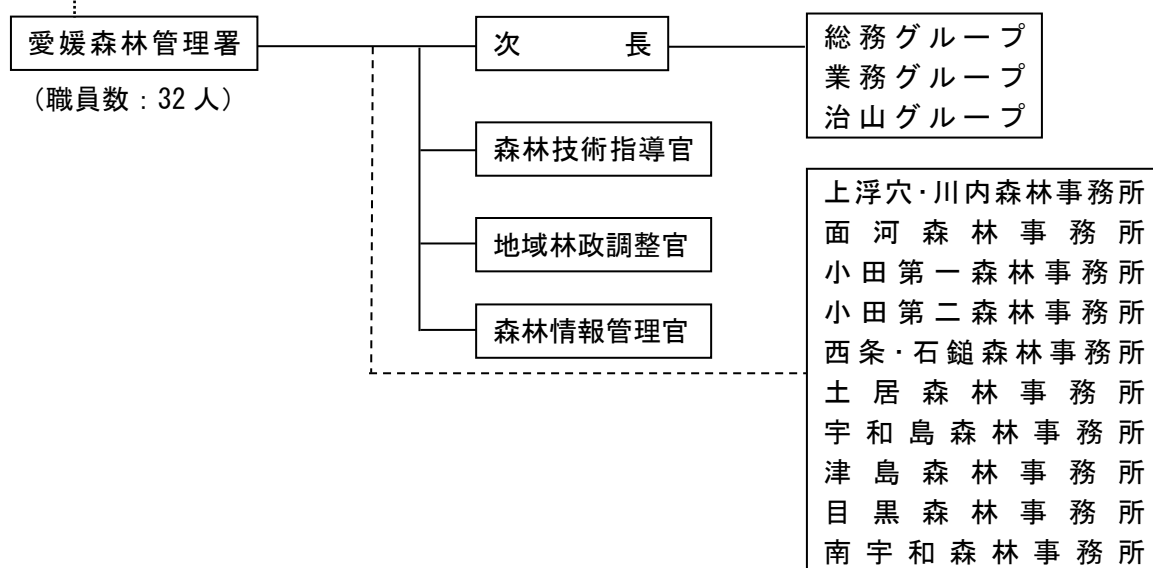
TEL (089) 924-0550 FAX (089) 924-0598

(ホームページアドレス) <https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/ehime/index.html>

上浮穴・川内森林事務所	〒791-1201	上浮穴郡久万高原町久万 1069 TEL (0892) 21-0302 FAX (0892) 21-3181
面河森林事務所	〒791-1201	上浮穴郡久万高原町久万 1069 TEL (0892) 21-0302 FAX (0892) 21-3181
小田第一森林事務所	〒791-3501	喜多郡内子町小田 321 TEL (0892) 52-2164 (FAX 兼用)
小田第二森林事務所	〒791-3501	喜多郡内子町小田 321 TEL (0892) 52-2164 (FAX 兼用)
西条・石鎚森林事務所	〒793-0030	西条市大町 455-1 TEL (0897) 56-0120 FAX (0897) 55-5907
土居森林事務所	〒799-0712	四国中央市土居町入野 1079-1 TEL (0896) 74-8110 (FAX 兼用)
宇和島森林事務所	〒798-0002	宇和島市大浦甲 208-10 TEL (0895) 22-1924 FAX (0895) 22-4532
津島森林事務所	〒798-3311	宇和島市津島町岩渕甲 1477 TEL (0895) 32-2728 (FAX 兼用)
目黒森林事務所	〒798-2106	北宇和郡松野町目黒 685 TEL (0895) 30-7882 (FAX 兼用)
南宇和森林事務所	〒798-4401	南宇和郡愛南町正木 1230 TEL (0895) 84-2673 (FAX 兼用)

〔組織及び職員数〕

(四国森林管理局)



設 置 根 拠	森林管理署：農林水産省設置法第 28 条、農林水産省組織規則第 505 条 森林事務所：農林水産省組織規則第 584 条、森林官、首席森林官及び地域統括森林官並びに治山技術官の勤務場所に関する訓令第 4 条
所 掌 事 務	〔森林管理署〕 1 国有林野の造林、林道の開設及び改良その他の森林の整備を行うこと 2 国有林野の森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護を行うこと 3 国有林野の産物及び製品の生産及び処分を行うこと 4 国有林野を活用すること 5 国有林野その他森林管理局所属の国有財産の管理及び処分を行うこと 6 森林及び林業に関する知識の普及を行うこと 7 民有林野の造林及び森林の経営の指導を実施すること 8 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全を行うこと 9 森林治水事業を実施すること 10 林野の保全に係る地すべり防止に関する事業を実施すること 〔森林事務所〕 1 国有林野管理規程に規定する標識類の巡検及び巡視に関すること 2 造林事業、製品事業及び林道事業の実施に関すること 3 造林事業、製品事業及び林道事業用資材、機械その他の施設の保全に関する こと 4 産物の収穫に関する調査の実施に関すること 5 森林及び林業に関する知識の普及に関すること 6 民有林野の造林及び森林の経営の指導に関すること 7 前各号に掲げるもののほか、森林管理署長が特に命じた事項の処理に関する こと
管 轄 区 域	愛媛県
情報公開・個人 情報保護窓口	担当：四国森林管理局 総務企画部 総務課 TEL (088) 821-2010 E-mail shikoku_soumu@maff.go.jp (注) 愛媛森林管理署及び下部機関に関する情報の開示請求等は、四国森林管理局 の上記窓口で受け付けています。
各 種 相 談 ・ 案 内 窓 口	愛媛森林管理署 相談窓口の名称：木と緑の相談窓口 内 容：・森林レクリエーション、記念植樹、体験林業に関すること ・分収造林、分収育林等国有林野の利活用に関すること ・林産物に関すること ・その他森林、林業、木材に関すること 担 当：業務グループ 総括森林整備官 電 話 番 号：(089) 924-0550 E-mail : shikoku_ehime@maff.go.jp

国土交通省

(四国地方整備局)

松山河川国道事務所

〒790-8574 松山市土居田町 797-2
TEL (089) 972-0034 FAX (089) 972-8056
(ホームページアドレス) <http://www.skr.mlit.go.jp/matsuyam/>

(下部機関)

重信川出張所	〒791-1113	松山市森松町 454-47
		TEL (089) 958-8215 FAX (089) 958-8225
西条国道維持出張所	〒793-0035	西条市福武甲 459-1
		TEL (0897) 56-1264 FAX (0897) 56-1067
松山第一国道維持出張所	〒790-0932	松山市東石井 4 丁目 18-14
		TEL (089) 956-0326 FAX (089) 956-1592
松山第二国道維持出張所	〒791-8001	松山市平田町 448-1
		TEL (089) 978-2382 FAX (089) 979-0469
石手川ダム管理支所	〒791-0123	松山市宿野町乙 69-3
		TEL (089) 977-0021 FAX (089) 977-0048

(四国地方整備局)

大洲河川国道事務所

〒795-8512 大洲市中村 210
TEL (0893) 24-5185 FAX (0893) 24-2059
(ホームページアドレス) <http://www.skr.mlit.go.jp/oozu/>

(下部機関)

肱川出張所	〒795-0072	大洲市新谷甲 980-1
		TEL (0893) 25-4649 FAX (0893) 25-6360
宇和島国道出張所	〒798-0020	宇和島市高串 1 番耕地 974-3
		TEL (0895) 22-3419 FAX (0895) 23-8812
大洲国道出張所	〒795-0001	大洲市北只 164
		TEL (0893) 24-3253 FAX (0893) 24-3824

(四国地方整備局)

肱川緊急治水対策河川事務所

〒795-0054 大洲市中村 210
TEL (0893) 57-6441 FAX (0893) 57-6442
(ホームページアドレス) <http://www.skr.mlit.go.jp/hijikawachisui/>

(四国地方整備局 四国山地砂防事務所)

重信川砂防出張所

〒791-0203 愛媛県東温市横河原 521-6 地先
TEL (089) 964-2126 FAX (089) 964-9728

(四国地方整備局)

山鳥坂ダム工事事務所

〒797-1505 大洲市肱川町予子林 6-4
TEL (0893) 34-3000 FAX (0893) 34-3358
(ホームページアドレス) <http://www.skr.mlit.go.jp/yamatosa/>

(四国地方整備局)

肱川ダム統合管理事務所

〒797-1212 西予市野村町野村 8-153-1
TEL (0894) 72-1211 FAX (0894) 72-3895
(ホームページアドレス) <http://www.skr.mlit.go.jp/hijikawadam/>

(下部機関)

鹿野川ダム管理支所 〒797-1504 大洲市肱川町山鳥坂 280
TEL (0893) 34-2350 FAX (0893) 34-3928

(四国地方整備局)

松山港湾・空港整備事務所

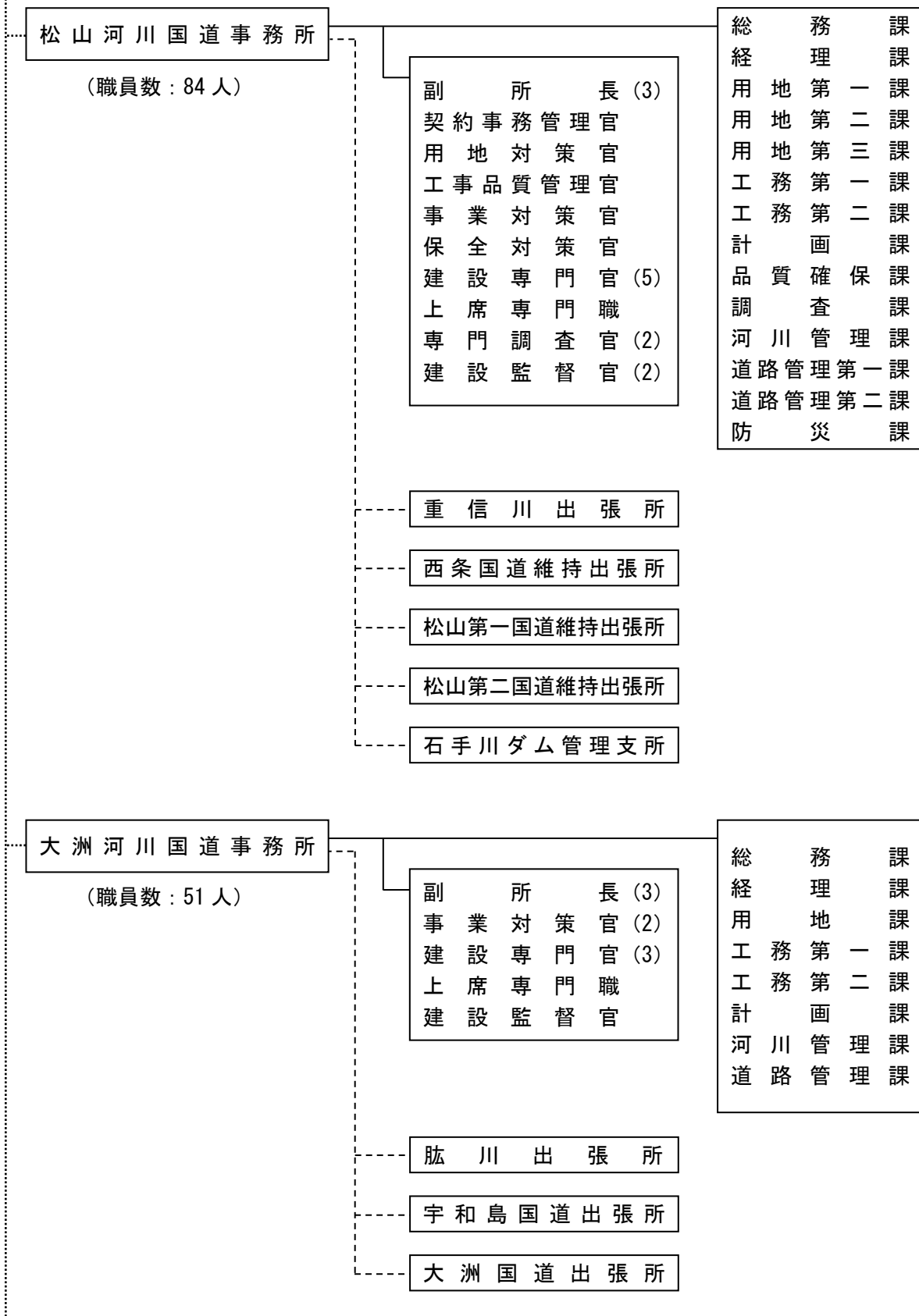
〒791-8058 松山市海岸通 2426-1
TEL (089) 951-0161 FAX (089) 946-8010
(ホームページアドレス) <https://www.pa.skr.mlit.go.jp/matsuyama/>

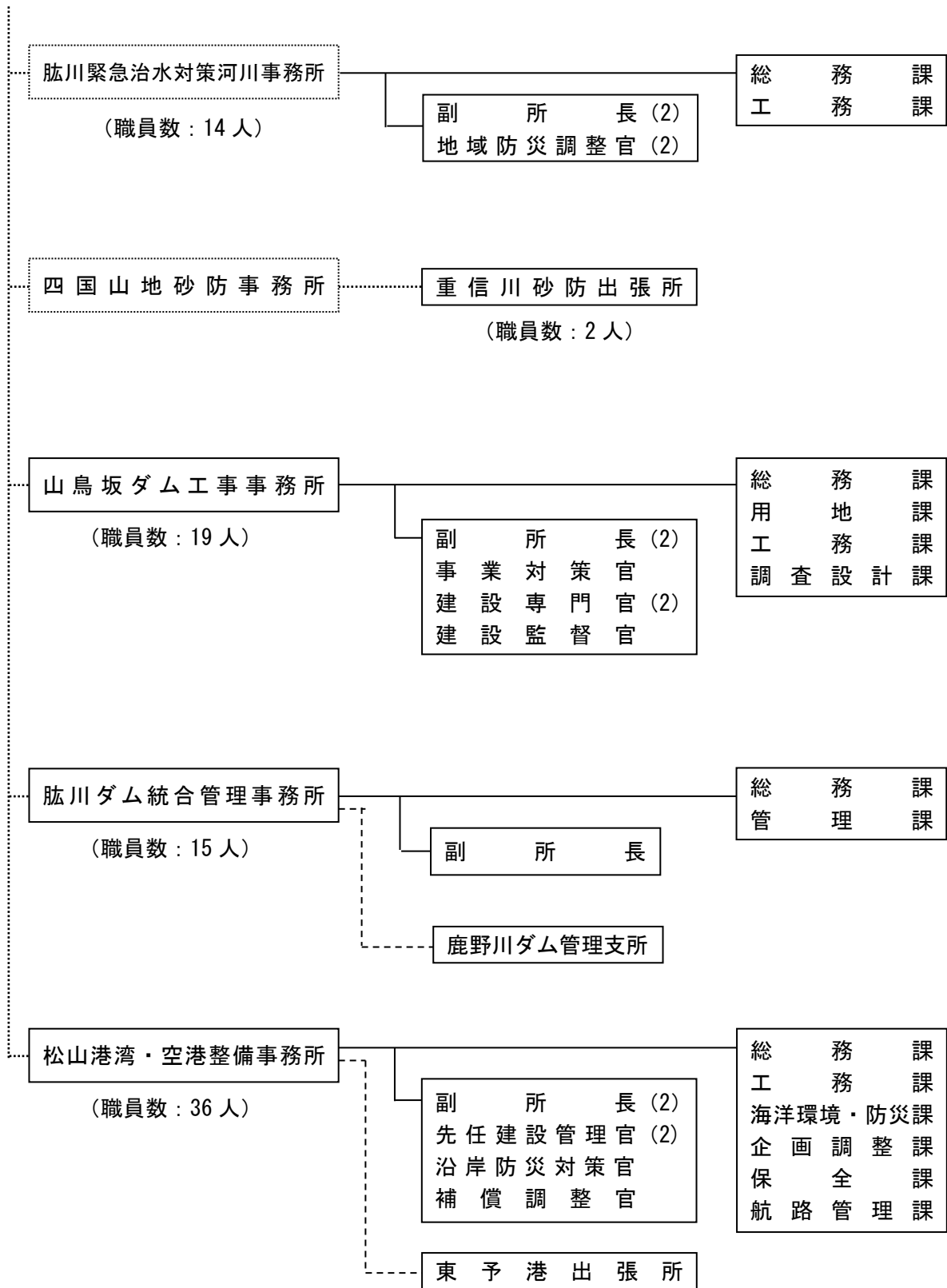
(下部機関)

東予港出張所 〒799-1353 西条市三津屋南 2-15
TEL (0898) 64-3650 FAX (0898) 65-5187

〔組織及び職員数〕

(四国地方整備局)





設置根拠	事務所 国土交通省設置法第 32 条、地方整備局組織規則第 140 条 出張所 地方整備局組織規則第 150 条
所掌事務	<p>[松山河川国道事務所]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 重信川の改良工事及び維持修繕その他の管理並びに洪水予報、洪水特別警戒水位、水防警報その他の水防に関する事務 2 愛媛県豊後水道東沿岸、伊予灘沿岸及び燧灘沿岸の海岸の保全に関する調査 3 一般国道 11 号、33 号、56 号、192 号、196 号及び 317 号の改築及び修繕工事、維持その他の管理 4 愛媛県の地域道路の構造の保全（除雪を含む。）に係る調整、指導及び監督 <p>[大洲河川国道事務所]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 肱川（山鳥坂ダム工事事務所及び肱川ダム統合管理事務所の管轄区域を除く。）の改良工事（肱川緊急治水対策事務所の所掌に属するものを除く。）及び維持修繕その他の管理並びに洪水予報、洪水特別警戒水位、水防警報その他の水防に関する事務 2 一般国道 56 号の改築及び修繕工事、維持その他の管理 3 四国横断自動車道愛南大洲線の改築及び修繕工事、維持その他の管理 4 愛媛県の地域道路の構造の保全（除雪を含む。）に係る調整、指導及び監督 <p>[肱川緊急治水対策河川事務所]</p> <p>肱川（山鳥坂ダム工事事務所及び肱川ダム統合管理事務所の管轄区域を除く。）の災害復旧工事</p> <p>[重信川砂防出張所]（四国山地砂防事務所）</p> <p>重信川流域の砂防工事</p> <p>[山鳥坂ダム工事事務所]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 河辺川山鳥坂ダムの建設工事 2 河辺川山鳥坂ダムに係る河川の管理 <p>[肱川ダム統合管理事務所]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 肱川上流ダム群（肱川野村ダム及び肱川鹿野川ダム）の操作その他の管理の調整 2 肱川野村ダム及び肱川鹿野川ダムに係る維持及び管理 3 肱川野村ダム及び肱川鹿野川ダムに係る河川の管理 <p>[松山港湾・空港整備事務所]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 港湾の整備、利用、保全及び管理に関する事務 2 航路の整備、保全及び管理に関する事務 3 国が行う海洋の汚染の防除に関する業務に関する事務 4 港湾に係る海岸の整備、利用、保全その他の管理に関する事務 5 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定による油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に関する事務 6 空港等に関する国の直轄の土木施設の整備及び災害復旧に関する事務

管 轄 区 域	<p>〔松山河川国道事務所〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 重信川 2 愛媛県豊後水道東沿岸、伊予灘沿岸及び燧灘沿岸 3 愛媛県内の一般国道 11 号、33 号、56 号、192 号、196 号及び 317 号 4 愛媛県の地域道路 <p>〔大洲河川国道事務所〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 肱川（山鳥坂ダム工事事務所及び肱川ダム統合管理事務所の管轄区域を除く。） 2 愛媛県内の一般国道 56 号（松山河川国道事務所の管轄区域を除く。） 3 四国横断自動車道愛南大洲線 4 愛媛県の地域道路 <p>〔肱川緊急治水対策河川事務所〕</p> <p>肱川（山鳥坂ダム工事事務所及び肱川ダム統合管理事務所の管轄区域を除く。）</p> <p>〔重信川砂防出張所〕（四国山地砂防事務所）</p> <p>重信川流域</p> <p>〔山鳥坂ダム工事事務所〕</p> <p>河辺川山鳥坂ダムに係る河川</p> <p>〔肱川ダム統合管理事務所〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 肱川野村ダム及び肱川鹿野川ダム 2 肱川野村ダム及び肱川鹿野川ダムに係る河川 <p>〔松山港湾・空港整備事務所〕</p> <p>愛媛県（ただし、開発保全航路に関する事務については地方整備局組織規則第 140 条第 5 項に基づく別表第 9 に定める区域、緊急確保航路に関する事務については、同規則同条同項に基づく別表第 10 に定める区域、海洋汚染防除業務については同規則同条同項に基づく別表第 11 に定める区域）</p>
情報公開・個人情報保護窓口	<p>担当：四国地方整備局 総務部 総務課（8F 情報公開室）</p> <p>TEL（087）851-8061（平日 9:00～12:00、13:00～17:00）</p> <p>（注）四国地方整備局の下部機関に関する情報の開示請求等は、全て四国地方整備局の上記窓口で受け付けています。</p>
各種相談・案内窓口	<ol style="list-style-type: none"> 1 道の相談室 <p>内 容：四国内の道路（高速道路、国道、県道、市町村道の何れにも対応可）に関するさまざまな相談（照会、苦情、要望）</p> <p>受付窓口：①TEL（087）811-8460（有料）（平日の 9:30～17:00）</p> <p>②FAX（087）811-8463（有料）</p> <p>③インターネット受付</p> <p>http://www.skr.mlit.go.jp/road/michi/index.htm</p> <p>また、上記以外でも道に関する相談を受け付けています。（相談先は下記ホームページアドレス参照）</p> <p>http://www.skr.mlit.go.jp/road/michi/index.htm</p> 2 海とみなとの相談窓口 <p>内 容：海と港に関する相談</p> <p>電話番号：①0120-497-370（フリーダイヤル）</p> <p>②https://www.pa.skr.mlit.go.jp/</p> <p>受付時間：電話は平日の 9:30～17:00</p>

(四国運輸局)

愛媛運輸支局

〒791-1113 松山市森松町 1070

TEL (089) 956-9957 FAX (089) 957-9035

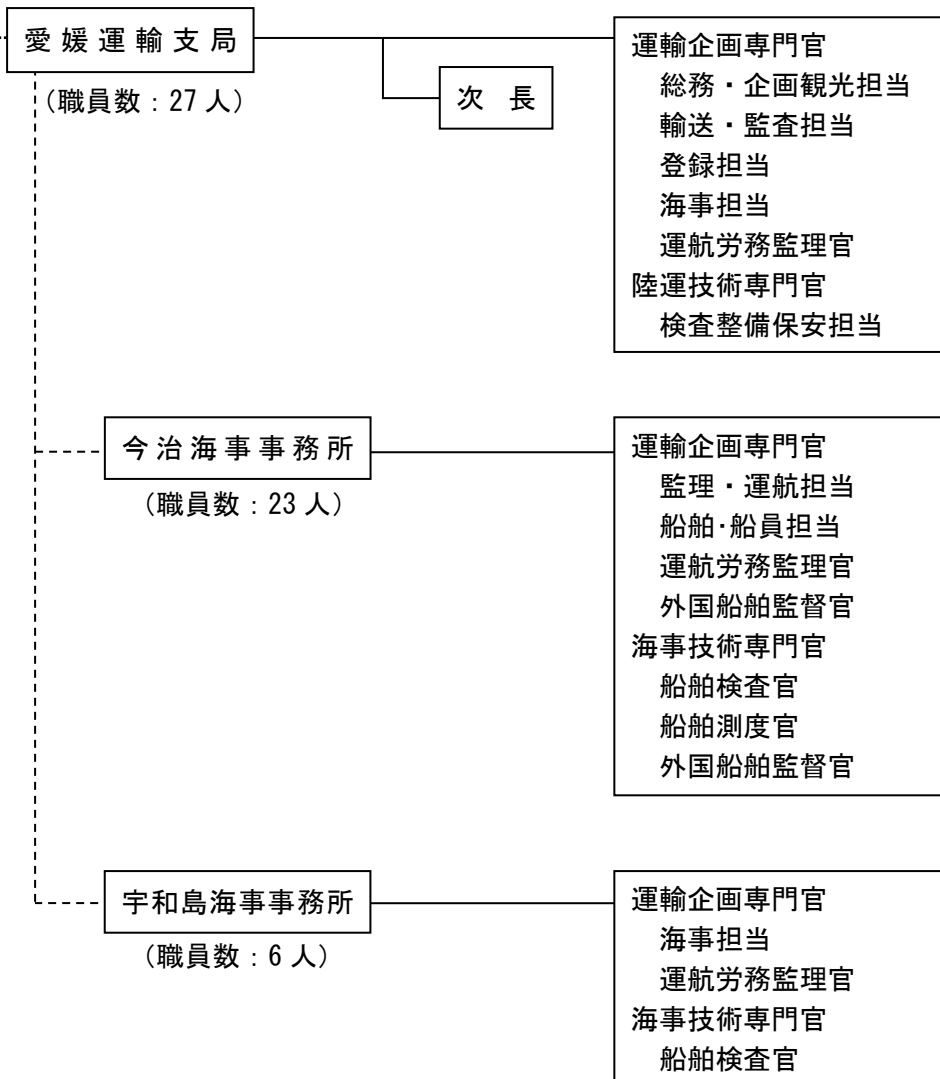
(下部機関)

今治海事事務所 〒794-0013 今治市片原町 1 丁目 3-2 (今治港湾合同庁舎 2F)
TEL (0898) 33-9001 FAX (0898) 23-2572

宇和島海事事務所 〒798-0003 宇和島市住吉町 3-1-3 宇和島港湾合同庁舎 2 階
TEL (0895) 22-0260 FAX (0895) 23-2796

[組織及び職員数]

(四国運輸局)



設 置 根 拠	国土交通省設置法第 37 条、国土交通省組織令第 216 条、地方運輸局組織規則第 150 条
所 掌 事 務	<p>〔運輸支局〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自動車の登録及び検査、自動車整備事業、バス・タクシー・トラック事業の申請手続 2 鉄道、観光、貨物流通に係る事業の申請手続 3 船員の雇入届出、船員手帳の交付、海技免状の交付事務、船員の職業紹介 4 旅客航路事業、内航海運業、港湾運送事業及び倉庫業の申請手続 5 船舶登録関係事務、船舶検査関係事務等 <p>〔海事事務所〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 船員の雇入公認、船員手帳の交付、海技免状の交付事務、船員の職業紹介 2 旅客航路事業、内航海運業、港湾運送事業及び倉庫業の申請手続 3 船舶登録関係事務、船舶検査関係事務等
管 轄 区 域	<p>〔愛媛運輸支局〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・陸運関係は愛媛県 ・海事関係は、愛媛県のうち今治海事事務所及び宇和島海事事務所の区域を除く。 <p>〔今治海事事務所〕</p> <p>海事関係に限る</p> <p>愛媛県のうち今治市、新居浜市、西条市、四国中央市及び越智郡</p> <p>〔宇和島海事事務所〕</p> <p>海事関係に限る</p> <p>愛媛県のうち宇和島市、八幡浜市、西予市、西宇和郡、北宇和郡及び南宇和郡</p>
情報公開・個人情報保護窓口	<p>担当：四国運輸局 総務部 総務課</p> <p>TEL (087) 802-6715</p> <p>(注) 愛媛運輸支局及び下部機関に関する情報の開示請求等は、四国運輸局（本局）の上記窓口で受け付けています。</p>
各種相談・案内窓口	<p>登録ヘルプデスク</p> <p>内 容：自動車の登録及び検査手続の照会</p> <p>担 当 課：運輸企画専門官（登録担当）</p> <p>電話番号：050-5540-2076（音声による自動回答）</p> <p>受付時間：常時</p>

(大阪航空局)

松山空港事務所

〒791-8042 松山市南吉田町

TEL (089) 972-0319 FAX (089) 973-1056

[組織及び職員数]

(大阪航空局)

松山空港事務所

(職員数：39人)

総務課

環境・地域振興課

施設運用管理官

航空管制運航情報官

航空管制官

航空管制技術官

設置根拠	国土交通省設置法第39条第1項、地方航空局組織規則第35条及び36条
所掌事務	空港の管理運用、航空機の運航の監督、航空交通管制等の航空保安業務及び航空保安施設等の保守業務に関すること 航空機操縦練習許可、空港周辺対策その他空港関連業務等に関すること
管轄区域	愛媛県
情報公開・個人情報保護窓口	担当：大阪航空局 総務課 専門官 TEL (06) 6937-2700 (代表) (注) 松山空港事務所に関する情報の開示請求等は、大阪航空局の上記窓口で受け付けています。
各種相談・案内窓口	松山空港障害物件（航空法第49条に係る物件）に係る照会 内容：飛行場の進入表面、転移表面、水平表面の上に出る高さとなる可能性がある（飛行機の進入に障害となるおそれがある）建造物、植栽等する場合の照会 担当：総務課 TEL (089) 972-0319

〔気象庁〕

（大阪管区気象台）

松山地方気象台

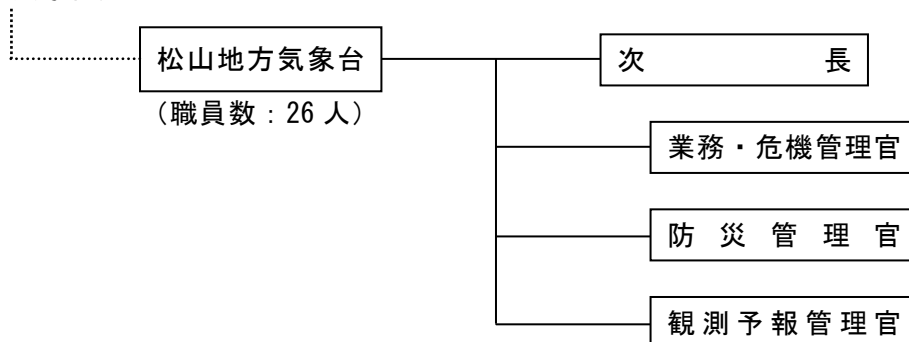
〒790-0873 松山市北持田町 102

TEL (089) 941-6293

(ホームページアドレス) <https://www.data.jma.go.jp/matsuyama/>

〔組織及び職員数〕

（大阪管区気象台）



設 置 根 拠	国土交通省設置法第50条第1項、気象庁組織規則第119条第1項
所 掌 事 務	気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報及び警報、観測及びその成果の収集・発表、統計並びに気象通信等に関する管区気象台の所掌事務の一部を分掌する。
管 轄 区 域	愛媛県
情報公開・個人情報保護窓口	担当：大阪管区気象台 総務部 総務課 TEL (06) 6949-6300 (注) 松山地方気象台に関する情報の開示請求等は、大阪管区気象台の上記窓口で受け付けています。
各種相談・案内窓口	気象資料の閲覧（松山地方気象台における観測資料）、気象証明・鑑定 担当：松山地方気象台 防災管理官室 TEL (089) 933-3610

〔海上保安庁〕

(第六管区海上保安本部)

松山海上保安部

〒791-8058 松山市海岸通 2426-5 松山港湾合同庁舎
TEL (089) 951-1196 FAX (089) 951-7796
(ホームページアドレス)

<https://www.kaiho.mlit.go.jp/06kanku/matsuyama/home.htm>

今治海上保安部

〒794-0013 今治市片原町 1-3-2 今治港湾合同庁舎
TEL (0898) 32-2882 (FAX 兼用)

(ホームページアドレス) <https://www.kaiho.mlit.go.jp/06kanku/imabari/>

(下部機関)

新居浜海上保安署 〒792-0011 新居浜市西原町 2-7-55 新居浜港湾合同庁舎
TEL (0897) 32-0118 (FAX 兼用)

三島川之江分室 〒799-0402 四国中央市三島紙屋町 6-45
TEL (0896) 24-4498 (FAX 兼用)

宇和島海上保安部

〒798-0003 宇和島市住吉町 3-1-3
TEL (0895) 22-1591 (FAX 兼用)

(ホームページアドレス) <https://www.kaiho.mlit.go.jp/06kanku/uwajima/>

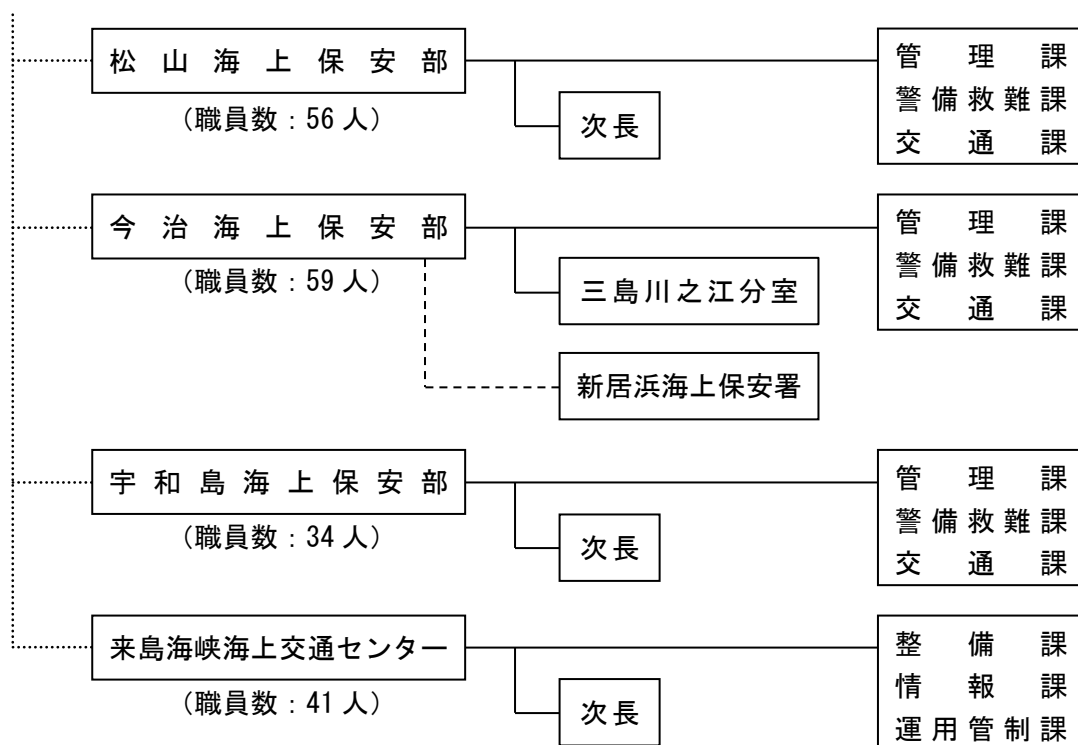
来島海峡海上交通センター

〒794-0003 今治市湊町 2-5-100
TEL (0898) 31-4992 (FAX 兼用)

(ホームページアドレス) <https://www6.kaiho.mlit.go.jp/kurushima/>

〔組織及び職員数〕

(第六管区海上保安本部)



設置根拠	海上保安庁法第13条、海上保安庁組織規則第118条、第119条第2項、第4項及び第5項 海上保安庁組織規則施行細則第298条第1項
所掌事務	法令の海上における励行、海難救助、海洋汚染の防止、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに附帯する事項に関する事務
管轄区域	海上保安部：愛媛県 海上保安署、分室：今治海上保安部の区域の一部 来島海峡海上交通センター：第六管区海上保安本部長の指定する海域
情報公開・個人情報保護窓口	担当：第六管区海上保安本部 総務部 総務課（広島市） TEL（082）251-5111（内2115） （注）愛媛県内に所在する海上保安部・署等に関する情報の開示請求等は、第六管区海上保安本部の上記窓口で受け付けています。
各種相談・案内窓口	海上保安庁に対する意見、質問、苦情等 担当：松山海上保安部 管理課 TEL（089）951-1196 今治海上保安部 管理課 TEL（0898）32-2882 宇和島海上保安部 管理課 TEL（0895）22-1591 来島海峡海上交通センター 整備課 TEL（0898）31-4992

環 境 省

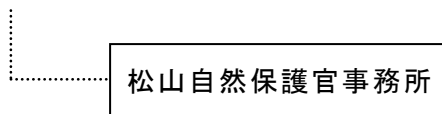
(中国四国地方環境事務所四国事務所)

松山自然保護官事務所

〒790-0808 松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎4階
TEL (089) 931-5803

〔組織及び職員数〕

(中国四国地方環境事務所四国事務所)



(職員数：1人)

設置根拠	地方環境事務所組織細則第6条
所掌事務	瀬戸内海国立公園に関すること（愛媛県の区域に係るものに限る。）
管轄区域	瀬戸内海国立公園（愛媛県の区域に係るものに限る。）
情報公開・個人情報保護窓口	担当：中国四国地方環境事務所 総務課 TEL (086) 223-1577 (注) 松山自然保護官事務所に関する情報の開示請求等は、上記窓口で受け付けています。

〔原子力規制委員会〕

(原子力規制庁)

伊方原子力規制事務所

〒796-0048 八幡浜市北浜一丁目3番37号 愛媛県八幡浜庁舎6階

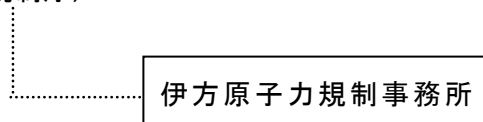
TEL (0894) 23-2215 FAX (0894) 23-2237

(ホームページアドレス) <https://www.nra.go.jp/jimusho/ikata/>

〔組織及び職員数〕

(原子力規制委員会)

(原子力規制庁)



設置根拠	原子力規制委員会設置法第27条第6項 原子力規制庁組織細則第10条
所掌事務	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び原子力災害対策特別措置法の施行に関する事務並びに放射性物質又は放射線の水準の監視及び測定並びに国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他原子力安全規制に関する事務の一部の処理
対象施設(地域)	四国電力株式会社伊方発電所 愛媛県、山口県および伊方発電所周辺8市町
情報公開窓口	担当：原子力規制委員会 TEL (03) 3581-3352 (代表) 原子力規制庁情報公開窓口 (注) 伊方原子力規制事務所に関する情報の開示請求は、上記窓口で受け付けています。

防 衛 省

陸上自衛隊

(中部方面隊) (第14旅団) 松山駐屯地

〒791-0298 松山市南梅本町乙115

TEL (089) 975-0911

(ホームページアドレス) <https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/matsuyamasta/>

[組織]

(中部方面總監部(伊丹駐屯地))

(第14旅団司令部(善通寺駐屯地))

駐屯地名	第14旅団	その他の部隊
松山駐屯地 〒791-0245 松山市南梅本町乙115 TEL (089) 975-0911	中部方面特科隊 第14高射特科隊 中部方面後方支援隊第301特科 直接支援隊 第14後方支援隊第2整備中隊高 射直接支援小隊	第323基地通信中隊松山派遣隊 第358会計隊 第133地区警務隊松山連絡班 松山駐屯地業務隊 第110教育大隊

設置根拠	自衛隊法第10条、自衛隊法施行令第6条、第7条、第12条の2
所掌事務	愛媛県の防衛、警備、災害派遣
管轄区域	愛媛県
情報公開・個人情報保護窓口	担当：中国四国防衛局 総務部総務課 情報公開室 TEL (082) 223-8284 (注) 四国地域の自衛隊に関する情報の開示請求等は、中国四国防衛局の上記窓口 で受け付けています。

陸・海・空自衛隊の共同機関 自衛隊愛媛地方協力本部

〒790-0003 松山市三番町8丁目352-1

TEL (089) 941-8381~3 FAX (089) 941-8383

(ホームページアドレス) <https://www.mod.go.jp/pco/ehime/>

(下部機関)

新居浜出張所

〒792-0025 新居浜市一宮町1丁目5-50 三和住宅ビル1階

TEL (0897) 32-5396 (FAX兼用)

今治地域事務所

〒794-0027 今治市南大門町2丁目5番地1 今治市役所第3別館1階

TEL (0898) 33-0038 (FAX兼用)

松山募集案内所

〒790-0001 松山市一番町1丁目14-1 一番町地所ビル2階

TEL (089) 947-3040 (FAX兼用)

大洲地域事務所

〒795-0012 大洲市大洲678-1 旧市立図書館2階

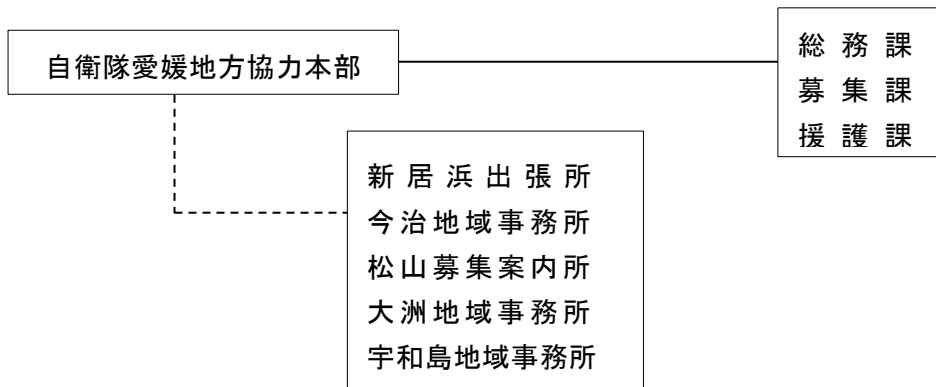
TEL (0893) 24-4123 (FAX兼用)

宇和島地域事務所

〒798-0036 宇和島市天神町4-40 宇和島地方合同庁舎1階

TEL (0895) 23-5431 (FAX兼用)

[組織]



設置根拠	自衛隊法第24条、自衛隊法施行令第48条、自衛隊法施行令第48条の2
所掌事務	部外との連絡及び協力、広報、自衛官等の募集、予備自衛官の人事等、即応予備自衛官の招集等、自衛官の再就職援護業務
担当区域	愛媛県
情報公開・個人情報保護窓口	担当：中国四国防衛局 総務部総務課 情報公開室 TEL (082) 223-8284 (注) 自衛隊愛媛地方協力本部に関する情報の開示請求等は、中国四国防衛局の上記窓口で受け付けています。

(法務省所管)

日本司法支援センター

愛媛地方事務所 (法テラス愛媛)

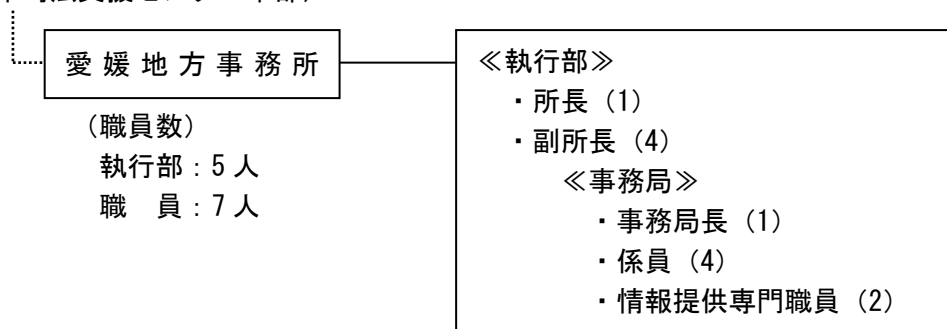
〒790-0001 松山市一番町四丁目1-11 共栄興産一番町ビル4階

TEL (050) 3383-5580 FAX (089) 932-0213

(ホームページアドレス) <https://www.houterasu.or.jp/chihoujimusho/ehime/index.html>

[組織及び職員数]

(日本司法支援センター本部)



設置根拠	総合法律支援法、日本司法支援センター業務方法書第3条
所掌事務	<p>1 情報提供業務 利用者からの問い合わせ内容に応じて、法制度に関する情報と、相談機関・団体等（弁護士会、司法書士会、地方公共団体の相談窓口等）に関する情報を無料で提供する業務</p> <p>2 民事法律扶助業務 経済的に余裕がない方が法的トラブルにあった時に、無料で法律相談を行い（「法律相談援助」、弁護士・司法書士の費用の立替えを行う（「代理援助」「書類作成援助」）業務</p> <p>3 司法過疎対策業務 身近に法律家がない、法律サービスへのアクセスが容易でない司法過疎地域の解消のために法テラスの「地域事務所」設置等を行う業務</p> <p>4 犯罪被害者支援業務 (1) 犯罪被害者支援を行っている機関・団体との連携のもと、各地の相談窓口の情報を収集し、「その方が必要とされている支援」を行っている窓口をご案内 (2) 被害にあわれた方やご家族の方などが、その被害に係る刑事手続に適切に関与したり、お受けになった損害・苦痛の回復・軽減を図るための法制度に関する情報を提供 (3) 弁護士による法律相談等の支援を必要とされる場合には、個々の状況に応じて、弁護士をご紹介 (4) その他「被害者参加人のための国選弁護制度」に関する業務</p>

所 掌 事 務	<p>5 国選弁護等関連業務 国選弁護人及び国選付添人になろうとする弁護士との契約、国選弁護人候補及び国選付添人候補の指名及び裁判所等への通知、国選弁護人及び国選付添人に対する報酬・費用の支払いなどの業務</p> <p>6 受託業務 法テラス本来の業務の遂行に支障のない範囲で、国、地方自治体、非営利法人等から委託を受けて行う業務</p>
管 轄 区 域	愛媛県
情報公開・個人情報保護窓口	<p>1 情報公開窓口 担当：法テラス本部 〒164-8721 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階 TEL (050) 3383-5333</p> <p>(注) 愛媛地方事務所に関する情報の開示請求等は、法テラス本部で受け付けています。</p> <p>2 個人情報保護窓口 担当：法テラス愛媛 TEL (050) 3383-5580</p>
各種相談・案内窓口	<p>1 電話又は面談による情報提供 お問い合わせの内容に応じて、解決に役立つ法制度や相談窓口を無料でご紹介 担当：法テラス愛媛 TEL (050) 3383-5580</p> <p>2 民事法律扶助による無料法律相談（予約制） 担当：法テラス愛媛 TEL (050) 3383-5580</p>

(注) 日本司法支援センターは、独立行政法人ではないが、綜合法律支援法に基づき、独立行政法人の枠組みに従って設立された法務省所管の法人であり、本ガイドブックでは、独立行政法人の欄に掲げた。

(文部科学省所管)

独立行政法人国立青少年教育振興機構
国立大洲青少年交流の家

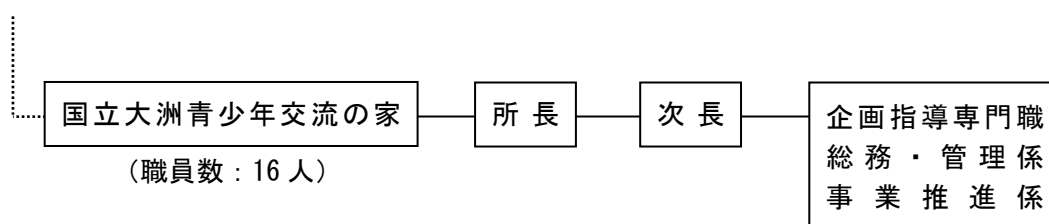
〒795-0001 大洲市北只 1086

TEL (0893) 24-5175 FAX (0893) 24-2909

(ホームページアドレス) <https://ozu.niye.go.jp/>

[組織及び職員数]

(独立行政法人国立青少年教育振興機構)



設置根拠	独立行政法人国立青少年教育振興機構法、国立青少年教育振興機構組織規程
所掌事務	1 青少年教育指導者等研修及び青少年研修を行うこと 2 青少年教育指導者等研修及び青少年研修のための利用に供すること 3 青少年教育指導者等研修及び青少年研修に関し、指導及び助言を行うこと 4 青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡及び協力を促進すること 5 青少年教育に関する専門的な調査及び研究を行うこと 6 前各号の業務に附帯する業務を行うこと 7 前各号の業務の遂行に支障のない範囲内で、施設を一般の利用に供すること
情報公開・個人情報保護窓口	担当：総務・管理係 TEL (0893) 24-5177 E-mail ozu@niye.go.jp
各種相談・案内窓口	利用の担当：事業推進係及び企画指導専門職 TEL (0893) 24-5175 及び (0893) 24-5176

独立行政法人国立高等専門学校機構 新居浜工業高等専門学校

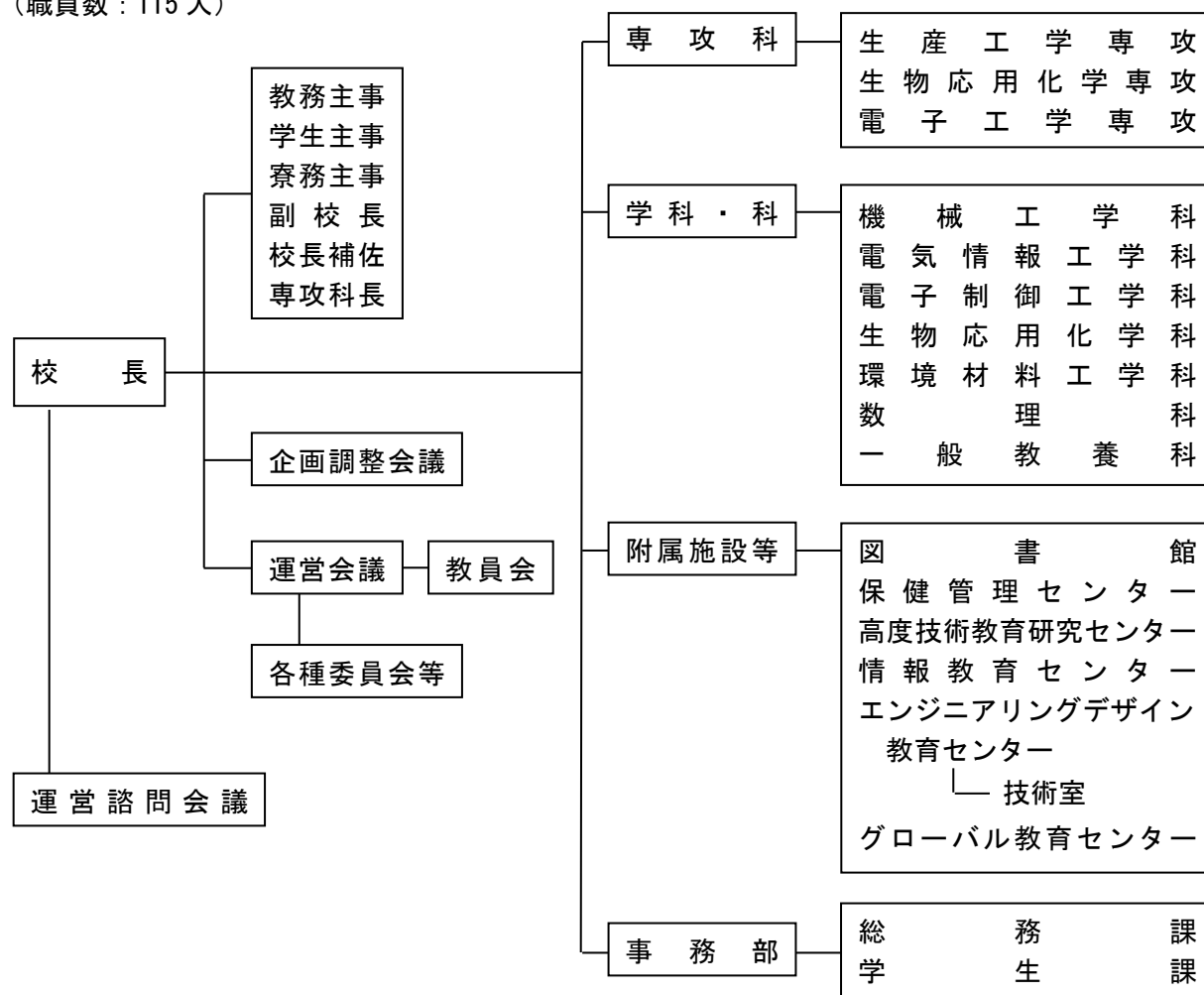
〒792-8580 新居浜市八雲町 7-1

TEL (0897) 37-7700 (代表) FAX (0897) 37-7842

(ホームページアドレス) <https://www.niihama-nct.ac.jp/>

〔組織及び職員数〕

(職員数 : 115 人)



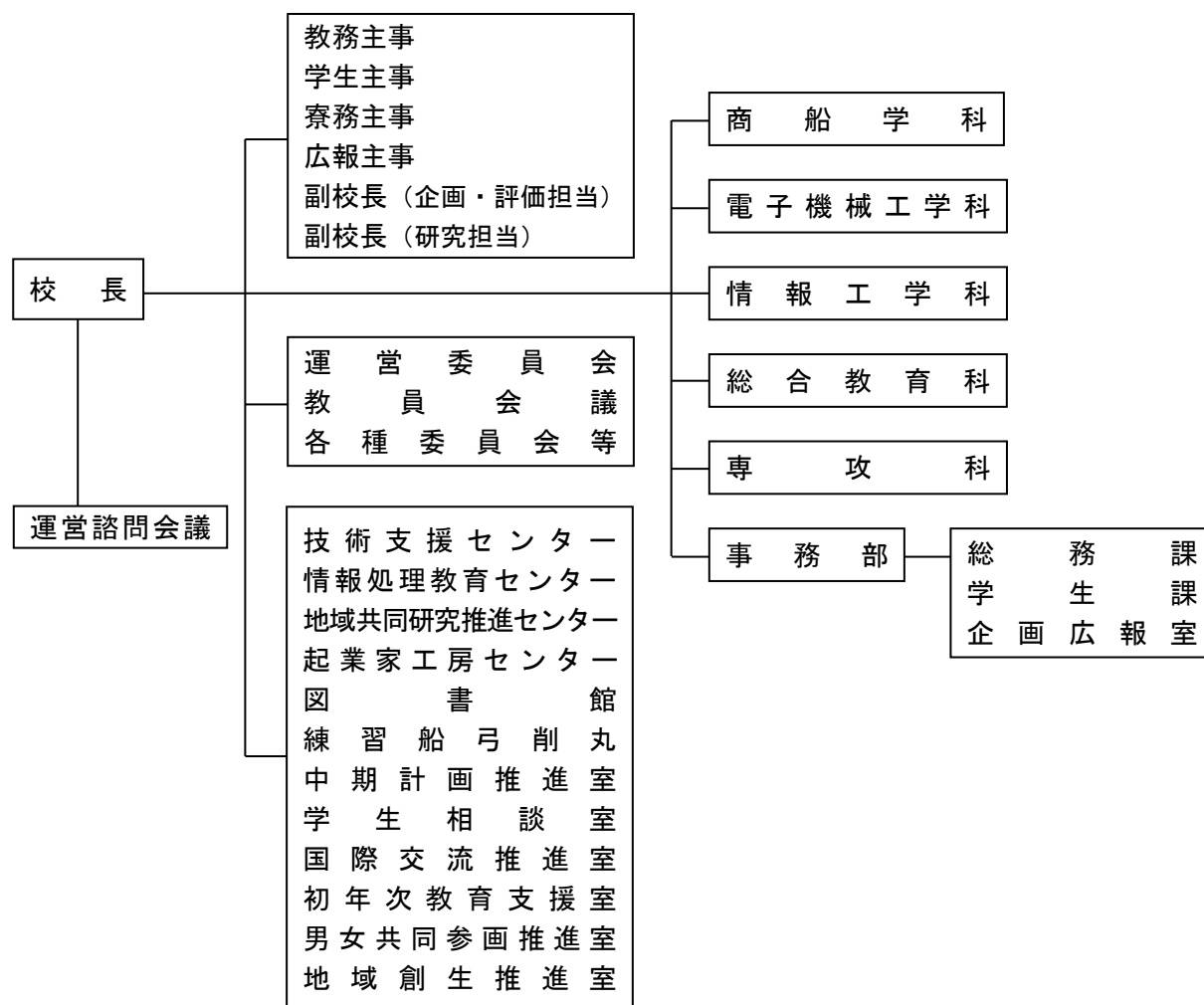
設置根拠	独立行政法人国立高等専門学校機構法第3条
情報公開・個人情報保護窓口	担当：総務課 TEL (0897) 37-7700 E-mail : skika-c.off@niihama-nct.ac.jp
各種相談・案内窓口	担当：総務課 TEL (0897) 37-7700 E-mail : skika-c.off@niihama-nct.ac.jp

独立行政法人国立高等専門学校機構 弓削商船高等専門学校

〒794-2593 越智郡上島町弓削下弓削 1000 番地
 TEL (0897) 77-4606 FAX (0897) 77-4692
 (ホームページアドレス) <https://www.yuge.ac.jp/>

〔組織及び職員数〕

職員数：93 人（教員 50 人、事務職員 43 人）



設置根拠	独立行政法人国立高等専門学校機構法第3条
情報公開・個人情報保護窓口	担当：総務課 TEL (0897) 77-4606 E-mail soumu@yuge.ac.jp
各種相談・案内窓口	担当：総務課 TEL (0897) 77-4606 E-mail soumu@yuge.ac.jp

(厚生労働省所管)

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 愛媛支部

(愛媛職業能力開発促進センター)

〒791-8044 松山市西垣生町 2184

TEL (089) 972-0334 FAX (089) 972-0950

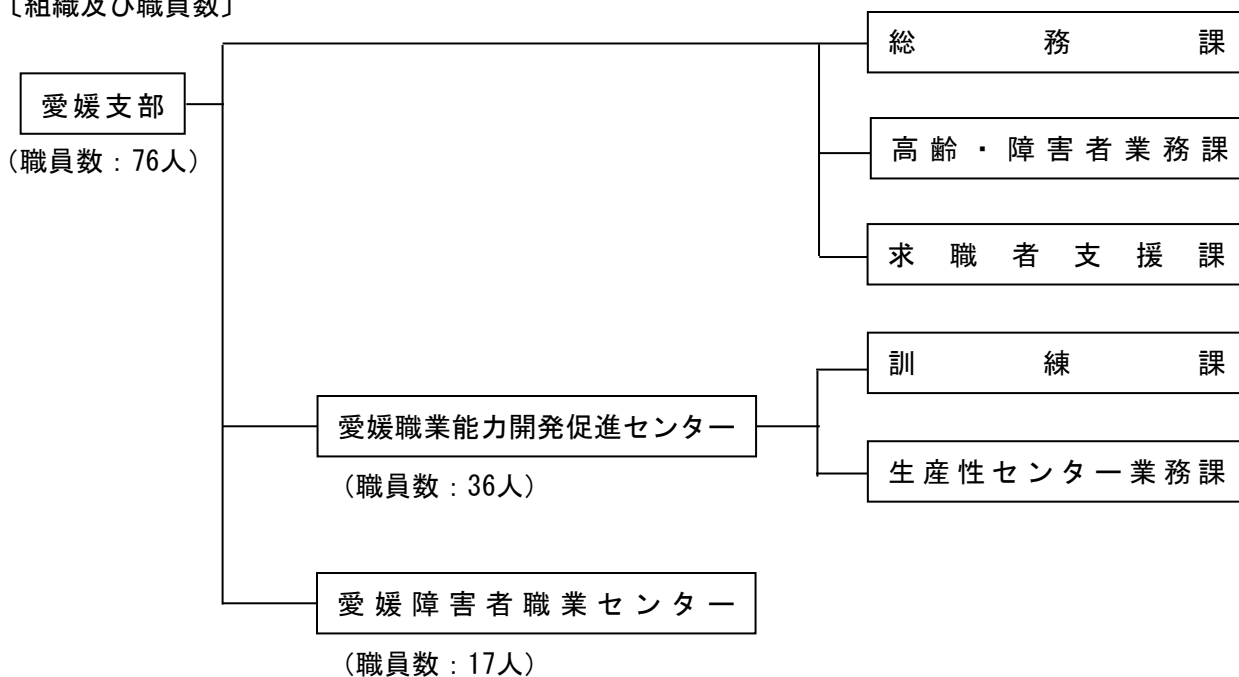
(ホームページアドレス) <https://www3.jeed.go.jp/ehime/poly/>

愛媛障害者職業センター

〒790-0808 松山市若草町 7-2

TEL (089) 921-1213 FAX (089) 921-1214

〔組織及び職員数〕



(愛媛支部 (愛媛職業能力開発促進センター))

設置根拠	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法 (平成14年法律第165号)
所掌事務	<p>1 「高齢・障害者雇用支援」 事業主等の方々を対象に、高年齢者の雇用に関する相談・援助、高年齢者及び障害者の雇用に関する助成金の受付、障害者雇用納付金制度に基づく申告・申請の受付等を実施</p> <p>2 「求職者支援訓練」 求職者支援訓練の実施を希望する機関の方々を対象に、訓練計画の受理・審査及び訓練の実施にあたっての相談を実施</p> <p>3 「離職者訓練」 離職者の方々を対象に、標準6ヶ月のものづくり分野の職業訓練を実施</p> <p>4 「在職者訓練」 中小企業等で働くの方々を対象に、概ね2～5日のものづくり分野の職業訓練を実施</p> <p>5 「生産性向上支援訓練」 企業や事業主団体の生産性向上に関する様々な課題解決や現場力の強化に関する訓練を実施</p> <p>6 「事業主支援」 事業主等の方々を対象に、職業能力開発に関する相談、指導員派遣、施設設備の貸与などを実施</p>
管轄区域	愛媛県
情報公開・個人情報保護窓口	<p>担当：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 企画部 情報公開広報課 〒261-8558 千葉県千葉市美浜区若葉3-1-2 高度訓練センター内 TEL (043) 213-6207 FAX (043) 213-6556</p> <p>相談・案内：愛媛支部 総務課 TEL (089) 972-0325 FAX (089) 972-0950</p>
各種相談・案内窓口	<p>1 高齢・障害者雇用に関するご相談 (お問合せ) 担当：高齢・障害者業務課 TEL (089) 905-6780</p> <p>2 求職者支援訓練に関するご相談 (お問合せ) 担当：求職者支援課 TEL (089) 972-0375</p> <p>3 離職者訓練・在職者訓練・事業主支援に関するご相談 (お問合せ) 担当：訓練課 TEL (089) 972-0329</p> <p>4 生産性向上支援訓練に関するご相談 (お問合せ) 担当：生産性向上人材育成支援センター TEL (089) 972-0350</p>

(愛媛障害者職業センター)

設置根拠	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法(平成14年法律第165号)
所掌事務	1 障害者に対する職業相談、職業評価、職業準備支援、職場適応及び職場復帰のための支援 2 事業主に対する障害者の雇用管理に係る助言・援助、障害者の職場適応及び復職のための支援 3 職場適応援助者の養成及び研修 4 関係機関に対する職業リハビリテーションについての助言・援助 5 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと
管轄地域	愛媛県
情報公開・個人情報保護窓口	担当：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 企画部 情報公開広報課 〒261-8558 千葉県千葉市美浜区若葉3-1-2(高度訓練センター内) TEL (043) 213-6207 FAX (043) 213-6556 相談・案内：愛媛障害者職業センター TEL (089) 921-1213 FAX (089) 921-1214
各種相談・案内窓口	内容：職業相談、職業評価、職業準備支援、ジョブコーチ(職場適応援助者)支援、リワーク支援(職場復帰支援)、職業リハビリテーション技法についての助言・援助等 担当：障害者職業カウンセラー TEL (089) 921-1213 FAX (089) 921-1214 E-mail : ehime-ctr@jeed.go.jp

独立行政法人労働者健康安全機構

愛媛労災病院

〒792-8550 新居浜市南小松原町 13-27

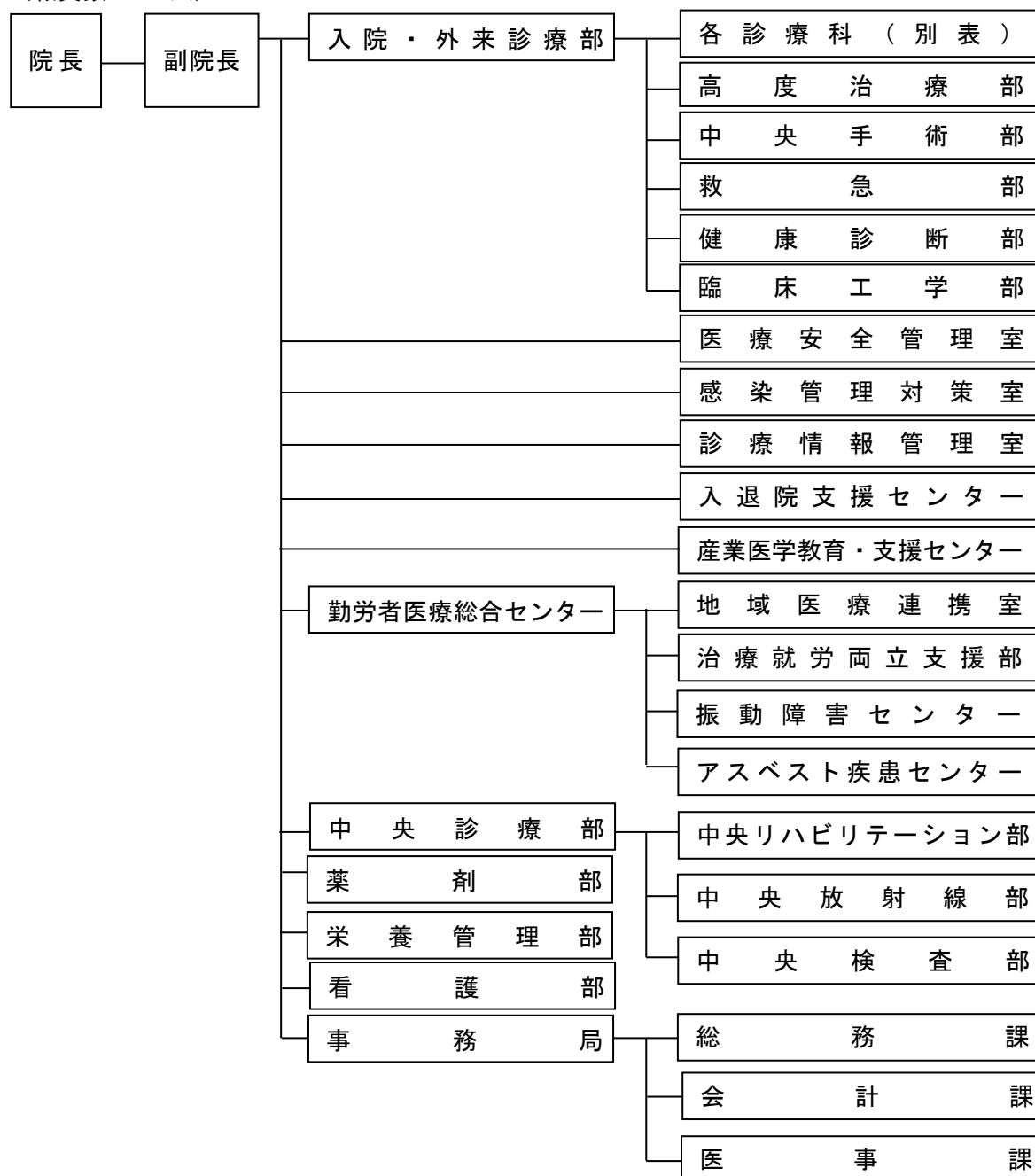
TEL (0897) 33-6191 FAX (0897) 33-6169

(ホームページアドレス) <https://www.ehimeh.johas.go.jp/>

〔組織及び職員数〕

愛媛労災病院

(職員数：324人)



(別表)

内科	精神科	呼吸器内科	循環器内科	小児科	外科	消化器外科	整形外科	形成外科	脳神経外科	心臓血管外科	皮膚科	泌尿器科	産婦人科	眼科	耳鼻咽喉科	リハビリ科	放射線科	麻酔科	歯科 口腔外科
----	-----	-------	-------	-----	----	-------	------	------	-------	--------	-----	------	------	----	-------	-------	------	-----	------------

全20診療科

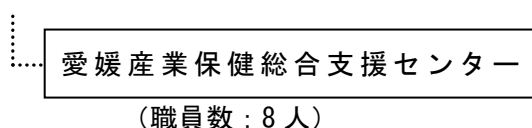
設置根拠	労働者災害補償保険法第29条第1項第1号、第3項 独立行政法人労働者健康安全機構法第12条第1項第1号 独立行政法人労働者健康安全機構業務方法書第6条、第7条
所掌事務	1 労働者災害補償保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業の事業主（以下「事業主」という。）に使用される労働者であって被災労働者等であるものに対する一般診療を基盤とした労災疾病に関する高度・専門的医療の提供 2 労働基準監督署長の委託を受けて行う労働者の業務上の事由又は通勤による負傷又は疾病に係る認定検査 3 事業主に使用される労働者であって労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第22条に規定する有害な業務又はじん肺法施行規則（昭和35年労働省令第6号）第2条に規定する粉じん作業に従事するもの及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第67条第1項の規定により健康管理手帳の交付を受けた者に対する健康診断 4 健康保険その他の社会保険の患者及び社会保障関係の患者に対する診療
情報公開・個人情報保護窓口	1 情報公開窓口 担当：総務課 TEL (0897) 33-6191（代表） FAX (0897) 33-6169 （注）愛媛労災病院が保有する法人文書について、直接来所して開示請求することができます。ただし、郵送により開示請求する場合は、下記の本部（総務課）あて郵送することになります。 担当：独立行政法人労働者健康安全機構（本部）総務課 〒211-0021 神奈川県川崎市中区木月住吉町1番1号 TEL (044) 431-8600 2 個人情報保護窓口 担当：総務課 TEL (0897) 33-6191（代表） FAX (0897) 33-6169 E-mail : shomuka@ehimeh.johas.go.jp ホームページアドレス 情報公開 https://www.johas.go.jp/jyoho/tabid/522/Default.aspx 個人情報保護 https://www.johas.go.jp/kojinjoho/tabid/539/Default.aspx

独立行政法人労働者健康安全機構 愛媛産業保健総合支援センター

〒790-0011 松山市千舟町4-5-4 松山千舟454ビル2階
TEL (089) 915-1911 FAX (089) 915-1922
(ホームページアドレス) <https://ehimes.johas.go.jp>

〔組織及び職員数〕

(独立行政法人労働者健康安全機構)



設置根拠	独立行政法人労働者健康安全機構法第12条第1項第2号 独立行政法人労働者健康安全機構業務方法書第4条第1項第2号、第27条
所掌事務	<p>労働者災害補償保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業の事業主（以下「事業主」という。）に使用される労働者の健康管理、健康教育その他の健康に関する事項に係る業務（以下「産業保健業務」という。）についての知識及び技能に関し、産業医その他の産業保健業務を行う者に対して次の各号に掲げる業務を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 産業保健業務に従事する者に対する産業保健業務に関し必要な研修及び同種の研修を実施する団体に対する支援 2 産業保健業務に関する情報の収集及び整理並びに調査研究並びに産業保健業務に従事する者に対するこれらの情報の提供 3 産業保健業務に従事する者に対する産業保健業務に関する相談 4 産業医の選任義務のない事業場に対し国からの委託を受けて産業保健業務を行う団体に対する産業保健業務に関する助言その他の援助 5 事業主に対する産業保健業務に関する広報及び啓発
管轄区域	愛媛県
情報公開・個人情報保護窓口	<p>担当：独立行政法人労働者健康安全機構（本部）総務課 〒211-0021 神奈川県川崎市中原区木月住吉町1番1号 TEL (044) 431-8600</p> <p>(注) 愛媛産業保健総合支援センターに関する情報の開示請求等は、独立行政法人労働者健康安全機構（本部）の上記窓口で受け付けています。</p>
各種相談・案内窓口	<p>内容等：産業保健に関する窓口相談、実地相談、情報提供、測定機器貸出、研修講師斡旋、メンタルヘルス対策支援、治療と仕事の両立支援等</p> <p>担当：愛媛産業保健総合支援センター TEL (089) 915-1911 E-mail : sanpo38@ehimes.johas.go.jp</p>

(厚生労働省所管)

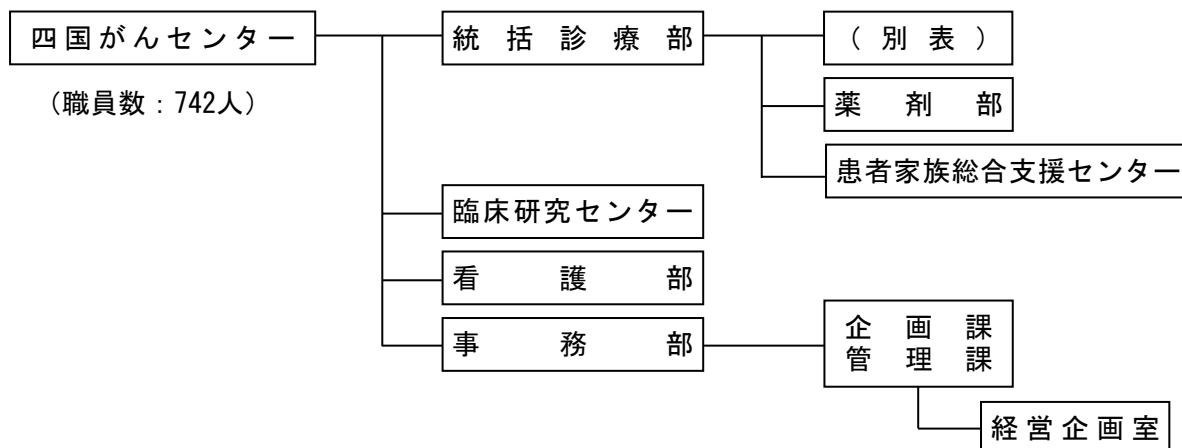
独立行政法人国立病院機構
四国がんセンター

〒791-0280 松山市南梅本町甲 160

TEL (089) 999-1111 FAX (089) 999-1100

(ホームページアドレス) <https://shikoku-cc.hosp.go.jp/hospital/>

[組織及び職員数]



(別表)

血液腫瘍内科	精神腫瘍科	感染症・腫瘍内科	呼吸器内科	消化器内科	呼吸器外科	消化器外科	乳腺外科	整形外科	形成外科	皮膚科	泌尿器科	婦人科	耳鼻いんこう科	放射線診断科	放射線治療科	麻酔科	緩和ケア内科	歯科	リハビリテーション科	病理診断科
--------	-------	----------	-------	-------	-------	-------	------	------	------	-----	------	-----	---------	--------	--------	-----	--------	----	------------	-------

標榜診療科: 21 診療科

設置根拠	独立行政法人国立病院機構法
所掌事務	1 医療の提供及びその附帯業務 2 医療に関する調査及び研究並びにその附帯業務 3 医療に関する技術者の研修及びその附帯業務
情報公開・個人情報保護窓口	担当: 事務部管理課 TEL (089) 999-1111
各種相談・案内窓口	1 受診・FAX 紹介及びセカンドオピニオン・公費負担医療・退院支援、療養相談に関すること (お問合せ) 担当: がん相談支援センター TEL (089) 999-1114 (直通) 2 外来診療費・入院診療費・各種証明・診療費の支払等方法に関すること (お問合せ) 担当: 医事外来、入院、書類担当 TEL (089) 999-1111 (代表) 3 診療予約・検査予約の変更等に関すること 担当: 予約センター TEL (直通) (089) 999-1112 (がんどック専用) FAX (089) 999-1195

独立行政法人国立病院機構

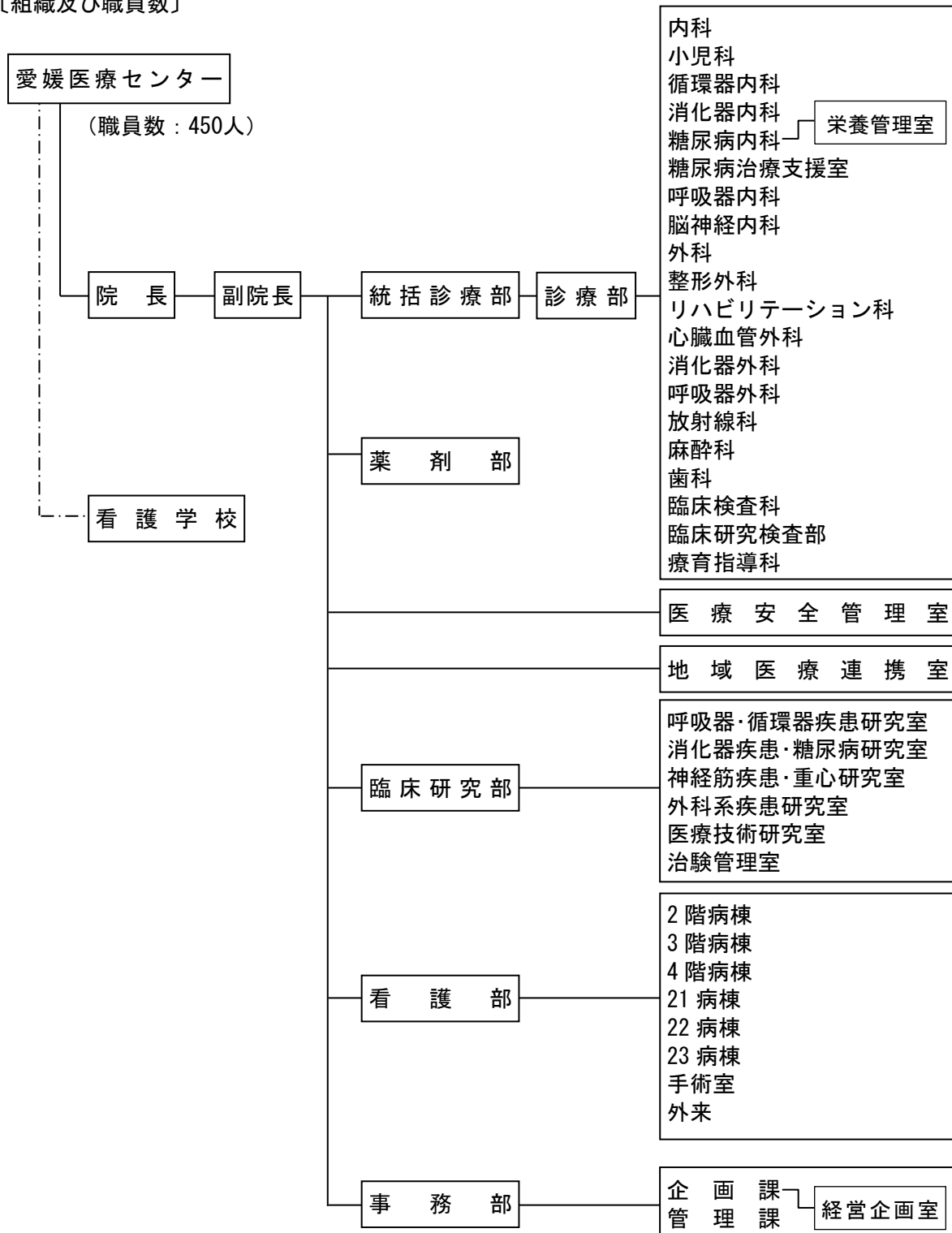
愛媛医療センター

〒791-0281 東温市横河原 366

TEL (089) 964-2411 FAX (089) 964-0251

(ホームページアドレス) <https://ehime.hosp.go.jp>

〔組織及び職員数〕



(標榜診療科)

内 科	呼 吸 器 内 科	消 化 器 内 科	循 環 器 内 科	小 児 科	外 科	整 形 外 科	呼 吸 器 外 科	心 臓 血 管 外 科	リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 科	放 射 線 科	脳 神 経 内 科	消 化 器 外 科	糖 尿 病 内 科	麻 酔 科	歯 科
--------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-------------	--------	------------------	-----------------------	----------------------------	--	------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-------------	--------

設 置 根 拠	独立行政法人通則法・独立行政法人国立病院機構法
所 掌 事 務	1 医療を提供すること 2 医療に関する調査及び研究を行うこと 3 医療に関する技術者の研修を行うこと
情報公開・個人 情報保護窓口	担当：事務部管理課 TEL (089) 964-2411 (内線 206)
各 種 相 談 ・ 案 内 窓 口	医療・福祉に関する相談、医療施設・療養施設の案内・紹介等 担当：地域医療連携室 TEL (089) 990-1923 FAX (089) 990-1896 E-mail 520-renkeishitsu@mail.hosp.go.jp

独立行政法人地域医療機能推進機構

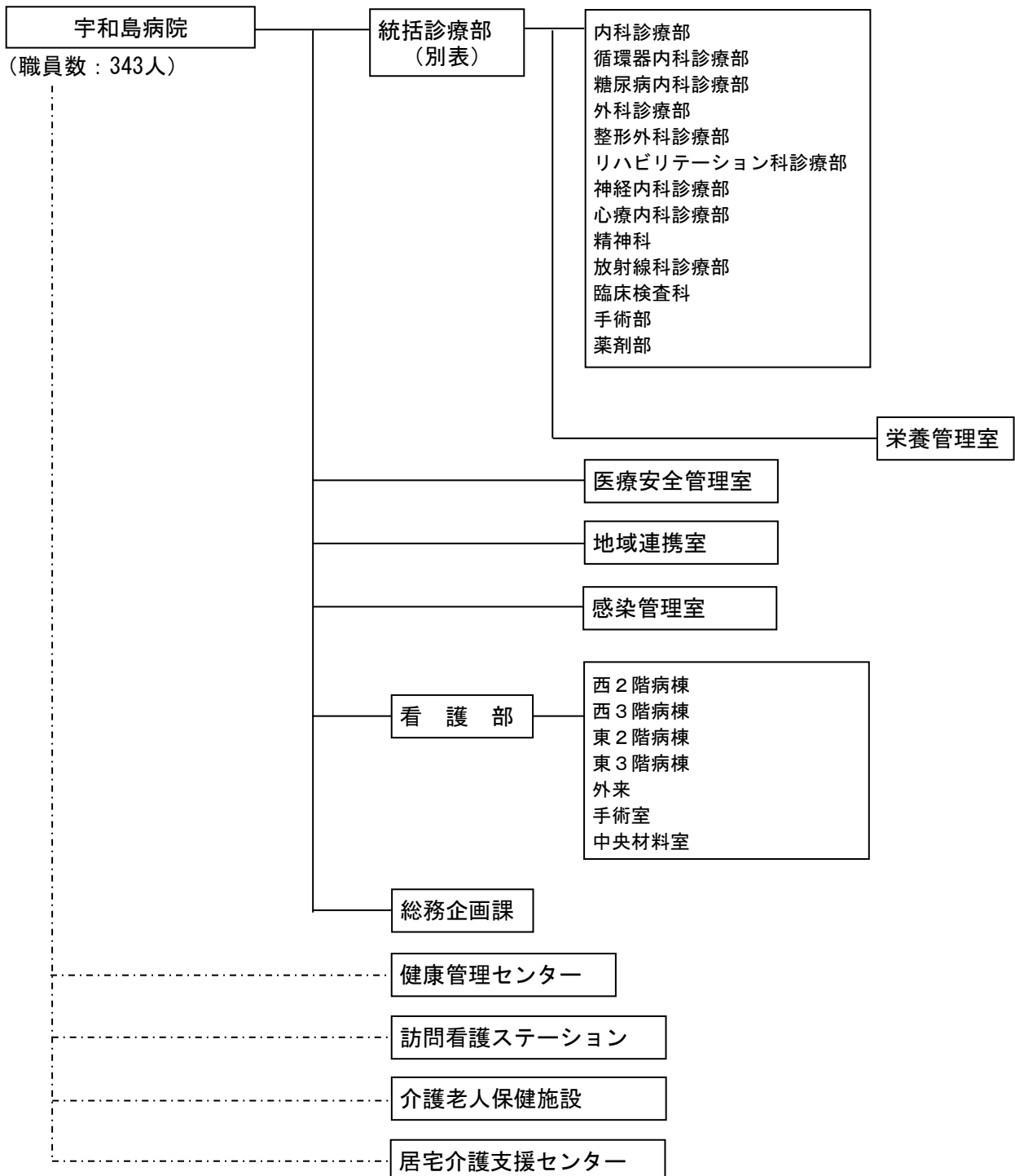
宇和島病院

〒798-0053 宇和島市賀古町 2-1-37

TEL (0895) 22-5616 FAX (0895) 24-5838

(ホームページアドレス) <http://uwajima.jcho.go.jp/>

〔組織及び職員数〕



(別表)

内 科	循 環 器 内 科	外 科	整 形 外 科	リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 科	神 経 内 科	心 療 内 科	糖 尿 病 内 科	放 射 線 科	麻 酔 科	精 神 科
--------	-----------------------	--------	------------------	--	------------------	------------------	-----------------------	------------------	-------------	-------------

診療科： 1 1 診療科

設 置 根 拠	独立行政法人地域医療機能推進機構法
所 掌 事 務	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療法第 30 条の四第 2 項第 5 号イからホまでに掲げる医療の提供 2 リハビリテーションその他地域において必要とされる医療及び介護の提供 3 医療に関する調査及び研究 4 医療に関する技術者の研修
情報公開・個人 情報保護窓口	担当：総務企画課 TEL (0895) 22-5616 (代表)
各 種 相 談 ・ 案 内 窓 口	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療・福祉に関する相談、医療施設・療養の案内・紹介、退院支援、セカンドオピニオン 担当：地域連携室 TEL (0895) 22-5616 (代表) FAX (0895) 23-3825 2 外来診療費、入院診療費の支払等に関すること 担当：総務企画課 (医事外来、入院) TEL (0895) 22-5616 (代表) FAX (0895) 24-5838

(農林水産省所管)

国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林整備センター
中国四国整備局松山水源林整備事務所

〒790-0003 松山市三番町 4-4-1 (愛媛県林業会館内)
TEL (089) 931-2853 FAX (089) 931-2516
(ホームページアドレス) <https://www.green.go.jp/> (森林整備センターHP)

[組織及び職員数]

(中国四国整備局)

〒700-0907 岡山県岡山市北区下石井 2-1-3 岡山第一生命ビル内 TEL (086) 226-3295

松山水源林整備事務所

(職員数：4人)

設置根拠	国立研究開発法人森林研究・整備機構法第3条
所掌事務	水源林造成事業(分収造林方式)の実行並びに造林木の収穫及び販売に関する業務等
管轄区域	愛媛県
情報公開・個人情報保護窓口	担当課名：森林整備センター中国四国整備局 総務課 TEL (086) 226-3295 (注) 松山水源林整備事務所に関する情報の開示請求等は、中国四国整備局の上記窓口で受け付けています。
各種相談・案内窓口	○水源林造成事業相談 ・内容：水源林造成事業全般 ・TEL：(089) 931-2853

(経済産業省所管)

独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)

愛媛貿易情報センター

〒791-8057 松山市大可賀 2-1-28 アイテムえひめ 3階

TEL (089) 952-0015 FAX (089) 952-8588

(ホームページアドレス) <https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/ehime/>

[組織及び職員数]

(独立行政法人日本貿易振興機構)

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル (総合案内 6階)
TEL (03) 3582-5511

愛媛貿易情報センター

(職員数: 2名 (所長、所員))

設置根拠	独立行政法人通則法 独立行政法人日本貿易振興機構法
所掌事務	1 貿易に関する調査をし、及びその成果を普及すること 2 我が国の産業及び商品の紹介及び宣伝を行うこと 3 我が国と海外との貿易及び投資の促進を行うこと 4 貿易に関する出版物の刊行及び頒布その他の貿易に関する広報を行うこと 5 博覧会、見本市その他これらに準ずるものを開催し、若しくはこれらに参加し、又はその開催若しくは参加のあっせんを行うこと 6 アジア地域その他の地域の経済及びこれに関連する諸事情に関する資料を収集すること、等
管轄区域	愛媛県
情報公開・個人情報保護窓口	担当: 愛媛貿易情報センター TEL (089) 952-0015
各種相談・案内窓口	担当: 愛媛貿易情報センター TEL (089) 952-0015

独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構 (JOGMEC) 菊間国家石油備蓄基地事務所

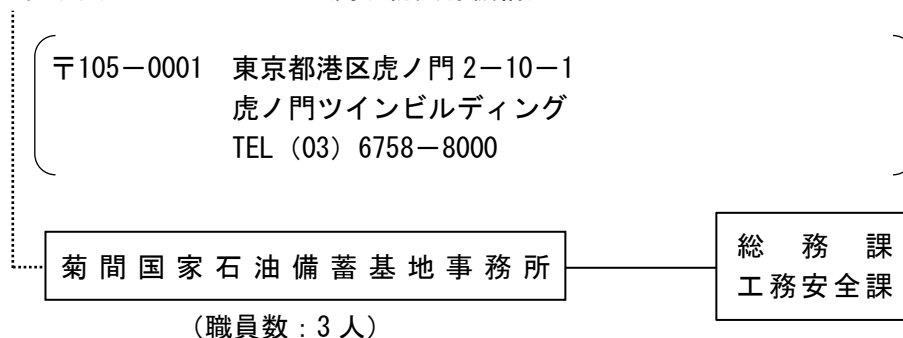
〒799-2302 今治市菊間町種 4642-1

TEL (0898) 54-2929 FAX (0898) 54-2928

(ホームページアドレス) <https://www.jogmec.go.jp/>

〔組織及び職員数〕

(独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構)



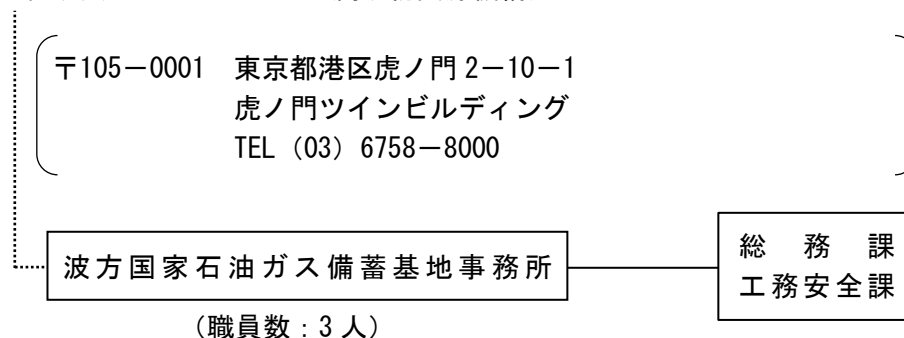
設置根拠	独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構組織規程
所掌事務	1 当該基地及び基地関連地域における国家備蓄石油及び国家備蓄施設の管理に係る諸機関との連絡調整に関すること 2 機構が操業サービス会社と締結する国家石油備蓄基地操業に係る業務委託契約に基づく管理業務のうち、専ら当該基地に関すること 3 当該基地及び基地関連地域における安全防災及び環境保全に関すること 4 当該基地における国及び機構の財産、物品等の管理に関すること 5 関連地域における備蓄事業の広報に関すること 6 当該事務所の運営に関すること
情報公開・個人情報保護窓口	担当：独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構 総務部広報課 〒105-0001 東京都港区虎ノ門 2-10-1 虎ノ門ツインビルディング TEL (03) 6758-8106 FAX (03) 6758-8008

独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構 (JOGMEC) 波方国家石油ガス備蓄基地事務所

〒799-2104 今治市波方町宮崎甲 600
TEL (0898) 36-4051 FAX (0898) 36-4061
(ホームページアドレス) <http://www.jogmec.go.jp/>

〔組織及び職員数〕

(独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構)



設置根拠	独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構組織規程
所掌事務	<ol style="list-style-type: none"> 1 基地及び基地関連地域における国家備蓄石油ガス及び国家備蓄施設の管理に係る諸機関との連絡調整に関すること 2 機構が隣接会社と締結する国家石油ガス備蓄基地操業に係る業務委託契約に基づく管理業務のうち、基地における操業、施設管理並びに基地及び基地関連地域における安全防災、環境保全に関すること 3 基地における国及び機構の財産、物品等の管理に関すること 4 関連地域における備蓄事業の広報に関すること 5 事務所の運営に関すること
情報公開・個人情報保護窓口	担当：独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構 総務部広報課 〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-10-1 虎ノ門ツインビルディング TEL (03) 6758-8106 FAX (03) 6758-8008

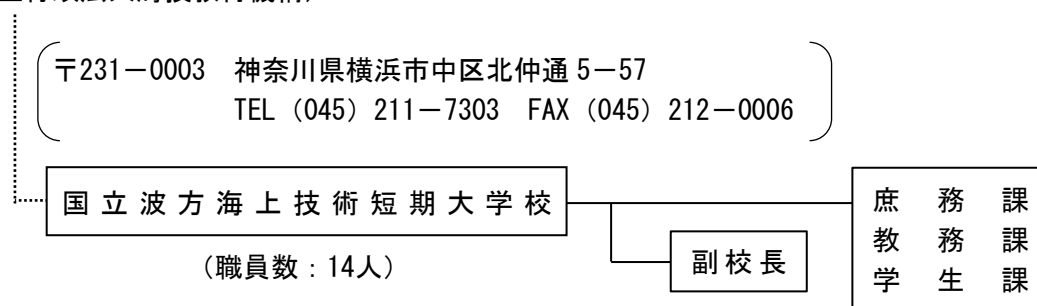
(国土交通省所管)

独立行政法人海技教育機構
国立波方海上技術短期大学校

〒799-2101 今治市波方町波方甲 1634-1
TEL (0898) 41-9640 FAX (0898) 41-5038
(ホームページアドレス) <https://www.jmets.ac.jp/namikata/>

[組織及び職員数]

(独立行政法人海技教育機構)



設置根拠	独立行政法人海技教育機構法 独立行政法人海技教育機構組織規程
所掌事務	1 船員の養成に関すること (高等学校卒業者を対象とした内航船員の養成(修学期間2年)) 2 1の業務に附帯する業務を行うこと
情報公開・個人情報保護窓口	担当：庶務課 TEL (0898) 41-9640 E-mail shomu-namikata@jmets.ac.jp

独立行政法人自動車技術総合機構
 (四国検査部)
 愛媛事務所

〒791-1113 松山市森松町 1070
 TEL (089) 956-2809 FAX (089) 956-2812

〔組織及び職員数〕

(独立行政法人自動車技術総合機構)

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町 4-41
 TEL (03) 5363-3441 FAX (03) 5363-3347
 (ホームページアドレス) <https://www.naltec.go.jp/>

(四国検査部)

愛 媛 事 務 所

(職員数：8人)

設 置 根 拠	独立行政法人自動車技術総合機構法 独立行政法人自動車技術総合機構組織規程第3条、第77条第1項及び第2項
所 掌 事 務	1 自動車保安基準に適合するかどうかの審査(道路運送車両法第75条の4第1項に基づくものを除く。)を行うこと。 2 自動車の登録に関する確認調査業務を行うこと。 3 1、2に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
情報公開・個人情報保護窓口	担当：独立行政法人自動車技術総合機構 総務部 総務課 TEL (03) 5363-3441 FAX (03) 5363-3347 (注) 独立行政法人自動車技術総合機構に関する情報の開示請求等は、本部の上記窓口で受け付けています。
各種相談・案内窓口	自動車検査に関する相談 担当：愛媛事務所 TEL (089) 956-2809

独立行政法人水資源機構

(関西・吉野川支社 吉野川本部 池田総合管理所)
新宮ダム管理所

〒799-0301 愛媛県四国中央市新宮町馬立 1144
TEL (0896) 72-2021 FAX (0896) 72-2628

富郷ダム管理所

〒799-0645 愛媛県四国中央市富郷町津根山 353-6
TEL (0896) 22-0302 FAX (0896) 22-0305

〔組織及び職員数〕

(独立行政法人水資源機構)

〒330-6008 埼玉県さいたま市中央区新都心 11-2 TEL (048) 600-6500
(ホームページアドレス) <https://www.water.go.jp/honsya/honsya/index.html>

(関西・吉野川支社)

〒540-0005 大阪府大阪市中央区上町 A-12 上町セイワビル TEL (06) 6763-5182

(吉野川本部)

〒760-0018 香川県高松市天神前 10-1 TEL (087) 835-6600 FAX (087) 835-6604
(ホームページアドレス) <https://www.water.go.jp/yoshino/yoshino/>

(池田総合管理所)

〒778-0040 徳島県三好市池田町西山谷尻 4235-1
TEL (0883) 72-2050 FAX (0883) 72-0727
(ホームページアドレス) <https://www.water.go.jp/yoshino/ikeda/>

新宮ダム管理所

(職員数：8人)

富郷ダム管理所

(職員数：8人)

(注) () は、愛媛県外に所在する機関を示す。

設 置 根 拠	独立行政法人水資源機構組織規程第 105 条第 1 項、第 2 項 建設所等の設置に関する規程第 7 条第 2 項、別表第 21
所 掌 事 務	新宮ダム管理所 新宮ダムの管理及び災害復旧工事並びに調整堰の操作 富郷ダム管理所 富郷ダムの管理（調整堰の操作を除く。）及び災害復旧工事
管 轄 区 域	愛媛県
情報公開・個人 情報保護窓口	担当：吉野川本部 総務課 TEL (087) 835-6600 (注) 管理所に関する情報の開示請求等は、吉野川本部の上記窓口で受け付けています。

独立行政法人自動車事故対策機構（ナスバ）

National Agency for Automotive Safety and Victims' Aid

（高松主管支所）

愛媛支所

〒791-1114 松山市井門町 1081-1
 愛媛県トラック総合サービスセンター
 TEL (089) 960-0102 FAX (089) 960-0103

〔組織及び職員数〕

（独立行政法人自動車事故対策機構）

〒130-0013 東京都墨田区錦糸 3-2-1 アルカイースト 19 階
 TEL (03) 5608-7560（代表）
 （ホームページアドレス） <https://www.nasva.go.jp/>

（高松主管支所）

〒760-0066 香川県高松市福岡町 3-3-6
 香川県トラック協会 安全研修センタービル 2 階
 TEL (087) 851-6963 FAX (087) 851-6962

愛 媛 支 所

（職員数：4人）

設 置 根 拠	独立行政法人自動車事故対策機構法（平成 14 年法律第 183 号）
所 掌 事 務	1 運行管理者等の指導講習 2 運転者の適性診断・カウンセリングの実施 3 運輸安全マネジメントの支援、運輸安全マネジメント評価 4 ISO39001 道路交通安全マネジメントシステムの推進 5 自動車事故による重度後遺障害者のための療護施設の設置・運営（本部） 6 自動車事故による重度後遺障害者に介護料の支給 7 自動車事故による交通遺児等の育成支援 8 自動車・チャイルドシートの安全性能の評価試験を実施（自動車・チャイルドシートアセスメント情報の公表）
情報公開・個人情報保護窓口	担当：高松主管支所 マネージャー（総務担当） TEL (087) 851-6963 FAX (087) 851-6962 ホームページアドレス： https://www.nasva.go.jp/ （注）独立行政法人自動車事故対策機構本部のアドレスです。
各種相談・案内窓口	所掌事務に関すること 担当：愛媛支所 TEL (089) 960-0102

国立大学法人 愛媛大学

〒790-8577 松山市道後樋又 10-13

TEL (089) 927-9000 FAX (089) 927-9025

(ホームページアドレス) <https://www.ehime-u.ac.jp/>

〔組織〕

別紙参照

〔職員数〕

2,543人

設 置 根 拠	国立大学法人法第1条、第4条
所 掌 事 務	1 愛媛大学を設置し、これを運営すること 2 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと 3 本法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の本法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと 4 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること 5 愛媛大学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること 6 これらの業務に附帯する業務を行うこと
情報公開・個人情報保護窓口	担当課：情報公開室（総務部 総務課担当） TEL (089) 927-9016 FAX (089) 927-9025 E-mail： houki@stu.ehime-u.ac.jp

愛媛大学(学長)

総合戦略府
経営情報分析室
自己点検評価室
広報室
四国地区国立大学連合アドミッションセンター
大学連携 e-Learning 教育支援センター
四国愛媛大学分室
地域共創コンソーシアム
高大接続推進室
SDGs 推進室
データサイエンスセンター
人権センター
DX 推進室
次世代科学人材育成室
研究環境マネジメント戦略本部
ダイバーシティ推進本部
安全衛生管理推進室
カーボンニュートラル推進室

ジェンダー協働推進センター
障がい者雇用推進室
高齢者雇用推進室

本 部

教育 学 生 支 援 部

教育企画課
教育支援課
教育センター事務課
学生生活支援課
入試課
就職支援課
附属学校園事務課
四国地区国立大学連合アドミッションセンター事務室

研 究 支 援 部

研 究 支 援 課
情 報 シ ス テ ム 課

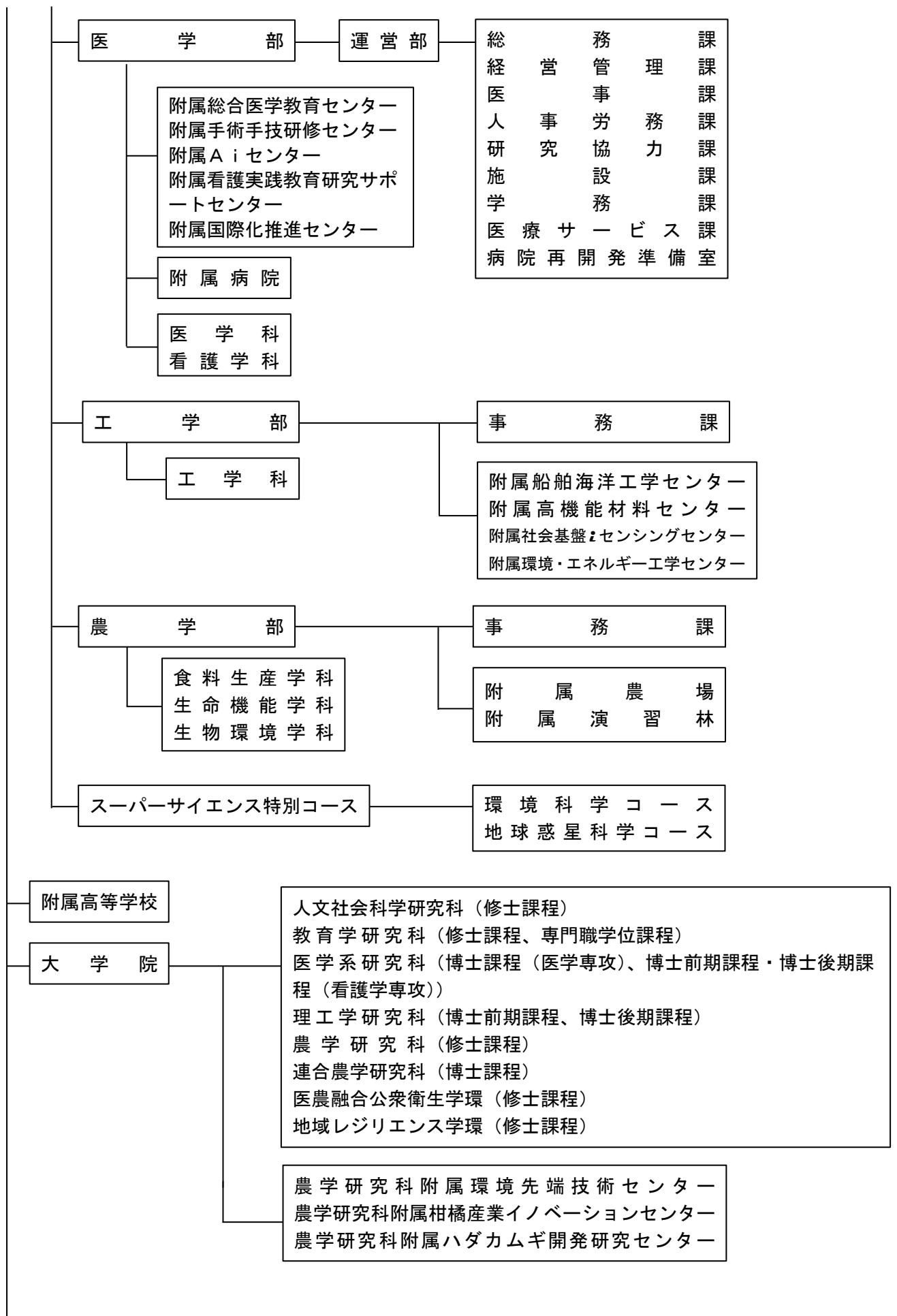
社 会 連 携 支 援 部

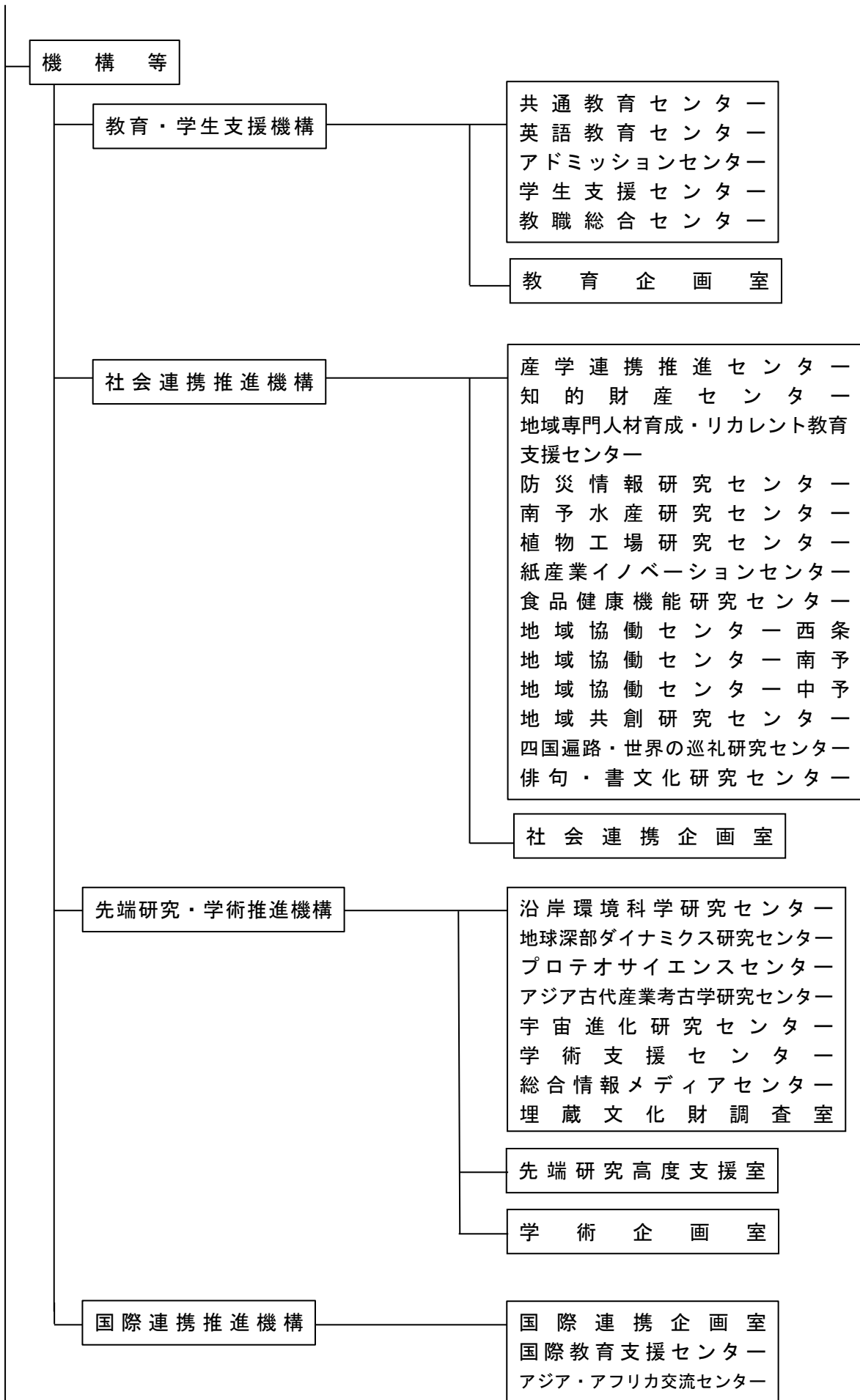
社 会 連 携 課
地 域 連 携 推 進 室

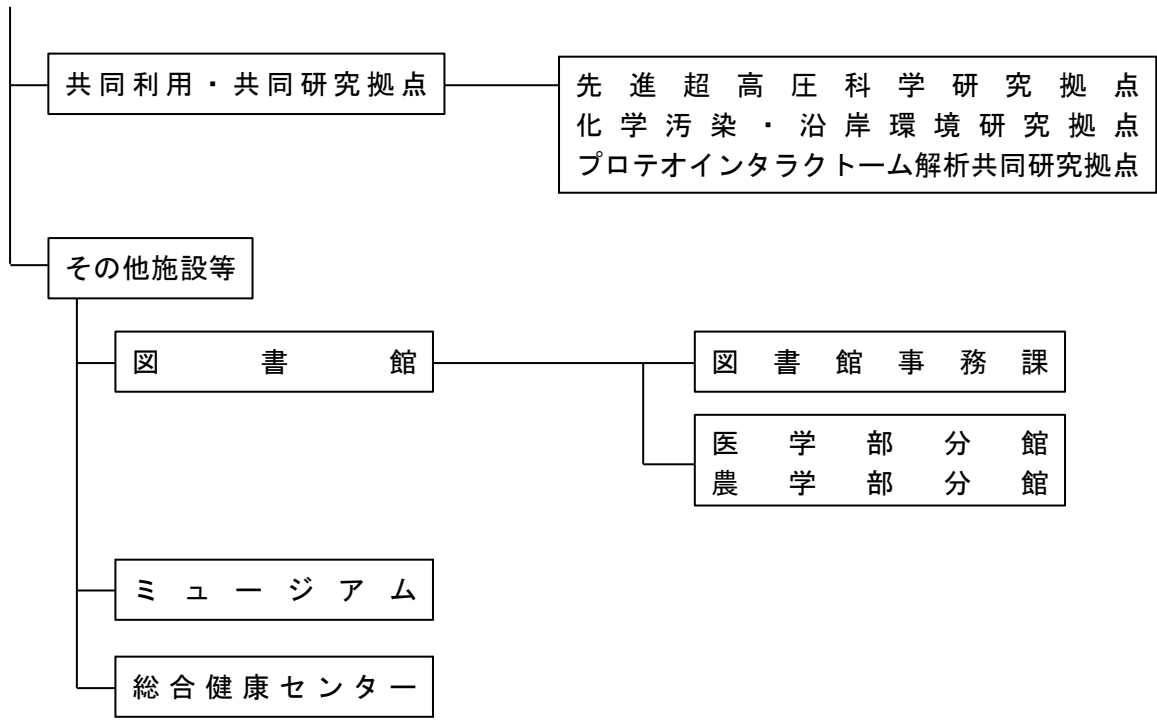
国 際 連 携 支 援 部

国 際 連 携 課

基 金 室







(総務省所管)

西日本電信電話株式会社

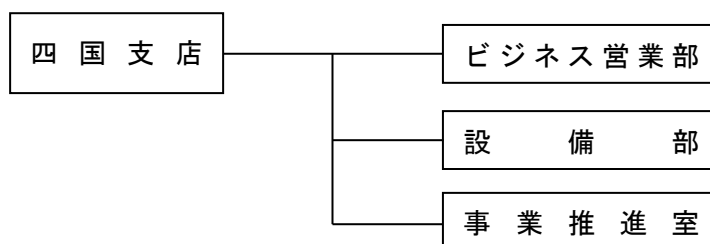
四国支店

〒790-0001 松山市一番町四丁目3番地

TEL (089) 936-2841 FAX (089) 932-6026

(ホームページアドレス) <https://www.ntt-west.co.jp/shikoku/>

〔組織〕



設置根拠	西日本電信電話株式会社組織規程第2条
所掌事務	地域電気通信サービス等の提供等に関すること
管轄区域	愛媛県
各種相談・案内窓口	<p>○電気通信サービス等に係る個人情報の具体的な取扱いについて</p> <p>(1) 開示・訂正等のお申出先 局番なしの「116」 携帯電話からは「0800-2000116」 受付時間：午前9時～午後5時 休業日：年末年始（12/29～1/3）</p> <p>(2) 取扱いに関するご意見・ご要望 0120-019000（お客さま相談センター） 受付時間：午前9時～午後5時 休業日：土曜、日曜、祝日、年末年始（12/29～1/3） ※携帯電話からでもご利用いただけます。</p> <p>○フレッツサービスやひかり電話などに関するお申し込み・お問い合わせ 0120-116116 受付時間：午前9時～午後5時 休業日：年末年始（12/29～1/3） ※携帯電話からでもご利用いただけます。</p>

<p>各種相談・ 案内窓口</p>	<p>○電話サービスに関するお申し込み・お問い合わせ 局番なしの「116」 携帯電話からは「0800-2000116」 受付時間：午前9時～午後5時 休業日：年末年始（12/29～1/3）</p> <p>○ひかり電話やフレッツサービスに関する故障などのお問い合わせ 0120-248995 受付時間：24時間受付（音声ガイダンスによる録音受付） ※オペレーターが録音内容を確認後、順次電話またはSMS等にて対応いたします。（一部時間帯においては、オペレーターが直接受付を行う場合があります） ※ひかり電話、フレッツサービスの故障などについて緊急対応が必要な場合には、オペレーターがお受けいたしますので、音声ガイダンスに沿って対応ください。 ※故障修理などの対応については午前9時～午後5時とさせていただきます。 ※ひかり電話、フレッツサービスの故障などについてNTT東日本エリアからは0120-248842にて受付を実施しております。 ※フリーアクセスはNTT西日本エリア（北陸・東海・関西・中国・四国・九州）以外からはご利用になれません。 ※携帯電話からもご利用いただけます。 ※電話番号をお確かめのうえ、お間違えのないようお願いいたします。</p> <p>○電話の故障・垂れ下がっている電話線などのお問い合わせ 局番なしの「113」 ひかり電話・携帯電話からは「0120-444113」 受付時間：24時間（音声ガイダンスによる録音受付） ※オペレーターが録音内容を確認後、順次電話またはSMS等にて対応いたします。（一部時間帯においては、オペレーターが直接受付を行う場合があります。） ※緊急対応が必要な場合にはオペレーターがお受けいたしますので、音声ガイダンスに沿ってご対応ください。 ※故障修理などの対応については午前9時～午後5時とさせていただきます。</p> <p>○NTT西日本に関するご意見・ご要望・お問い合わせ 0120-019000（お客さま相談センター） 受付時間：午前9時～午後5時 休業日：土曜、日曜、祝日、年末年始（12/29～1/3） ※携帯電話からもご利用いただけます。</p>
-----------------------	--

<p>各種相談・案内窓口</p>	<p>○通信設備工事の品質向上に関するご意見 0120-928449 受付時間：午前9時～午後5時 休業日：土曜、日曜、祝日、年末年始（12/29～1/3） ※より一層お客さまに安心していただける工事に努めるために、工事前後の挨拶や電話工事中の安全面等に関するお客さまのご意見・ご要望等を頂戴する窓口です。 ※フリーアクセスはNTT西日本エリア（北陸・東海・関西・中国・四国・九州地区）以外からはご利用になれません。 ※携帯電話からもご利用いただけます。</p> <p>お問い合わせいただく際は、電話番号をお確かめのうえ、お間違えのないようお願いいたします。 また、一部はインターネットでもお問い合わせいただけます。 詳しくは以下のページよりご覧ください。 https://www.ntt-west.co.jp/share/inquire.html</p>
------------------	---

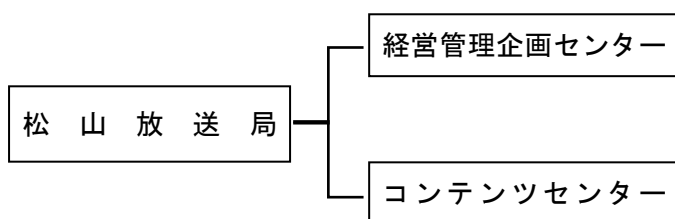
日本放送協会 松山放送局

〒790-8501 松山市堀之内5

TEL (089) 921-1111 (総合案内・代表)

(ホームページアドレス) <https://www.nhk.or.jp/matsuyama/>

〔組織〕



設置根拠	放送法第17条第2項
所掌事務	1 中波放送、超短波放送、テレビジョン放送による国内放送を行うこと。 2 テレビジョン放送による委託国内放送業務を行うこと。 3 放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究を行うこと。
管轄区域	愛媛県及び四国全域
情報公開・個人情報保護窓口	担当：日本放送協会松山放送局 TEL (089) 921-1111

日本郵便株式会社四国支社

〒790-8797 松山市宮田町8-5

TEL (089) 936-5113

(ホームページアドレス) <https://www.post.japanpost.jp/index.html>

(日本郵便株式会社ホームページ)

四国支社管内の郵便局数 (2023.10.1現在)

局別 県別	郵便局	簡易郵便局	合計
徳島県	201	31	232
香川県	187	30	217
愛媛県	317	79	396
高知県	225	92	317

※ 簡易郵便局の局数には一時閉鎖中の42局を含む。

設置根拠	日本郵便株式会社法
受持事務	四国支社：・郵便業務、銀行窓口業務、保険窓口業務、印紙の売りさばき、地方公共団体からの受託業務 ・前記以外の銀行業、生命保険業及び損害保険業の代理業務、国内・国際物流業、ロジスティクス事業、不動産業、物販業など
受持区域	四国支社：徳島県、香川県、愛媛県、高知県
各種相談・案内窓口	1 お電話によるお問い合わせ お客様サービス相談センター 0120-23-28-86 (ふみにはハロー) 携帯電話から：0570-046-666(通話料有料) (音声ガイダンス) ○ *1 手紙・ゆうパック、郵便番号、配達など郵便全般に関するお問い合わせ・ご連絡 受付時間：8:00～21:00 → 1 再配達 → 2 書留、ゆうパックなどの配達状況確認 → 3 商品、サービス、郵便番号のご案内 → 4 EMSなど国際郵便のご案内 → 5 ゆうパックの集荷のご用命 → 6 次の場合のご連絡 郵便物が届かない 郵便物が破れている 誤って他人あての郵便物が配達された

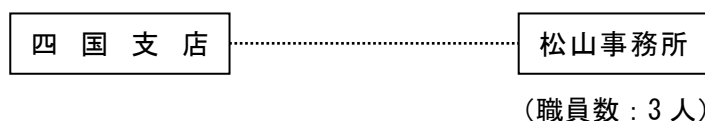
<p>各種相談・案内窓口</p>	<p>○ *2 口座、ATM、振込・送金、為替、国債、投資信託など、貯金に関すること (ゆうちょコールセンターへおつながします) 受付時間：平 日：9:00～19:00 土・日・休日・12月31日：9:00～17:00 1月1日～1月3日、5月3日～5月5日はご利用いただけません。 ※最新の受付時間については、ゆうちょ銀行Webサイトのお問い合わせページをご確認ください。</p> <p>○ *3 保険の加入、保険金(満期・入院・死亡等)の請求など、保険に関すること (かんぽコールセンターへおつながします) 受付時間：平 日：9:00～21:00 土・日・休日：9:00～17:00 (1月1日～3日を除きます)</p> <p>○ *4 郵便、貯金、保険以外の窓口サービスに関するお問い合わせ 受付時間：平 日：9:00～19:00 土・日・休日：9:00～17:00 12月31日～1月3日は9:00～17:00 郵便局窓口サービスに関するご案内・ご相談 郵便、貯金、保険以外の郵便局に関するお問い合わせ</p>
------------------	---

(財務省所管)

株式会社日本政策投資銀行
(四国支店)
松山事務所

〒790-0003 松山市三番町7-1-21
TEL (089) 921-8211 FAX (089) 921-8220

[組織及び職員数]



設置根拠	株式会社日本政策投資銀行法第1条
所掌事務	政府系金融機関・旧日本政策投資銀行の業務を継承し、企業等が必要とする事業資金を対象に長期資金の供給等を行う。
管轄区域	愛媛県
情報公開・個人情報保護窓口	担当：四国支店 総務課 TEL (087) 861-6677 (代表) (注) 松山事務所に関する情報の開示請求等は、四国支店の上記窓口が受け付けています。
各種相談・案内窓口	融資相談等、融資制度照会等 担当：松山事務所 TEL (089) 921-8211 (代表)

(財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省所管)

株式会社日本政策金融公庫

松山支店

〒790-0003 松山市三番町 6-7-3

〈国民生活事業〉 TEL 0570-085302 (「3」をプッシュ)

FAX (089) 933-6546

〈農林水産事業〉 TEL (089) 933-3371 FAX (089) 933-2950

〈中小企業事業〉 TEL (089) 943-1231 FAX (089) 933-6834

(日本政策金融公庫ホームページアドレス) <https://www.jfc.go.jp/>

新居浜支店

〒792-8691 新居浜市繁本町 3-3

〈国民生活事業〉 TEL 0570-086894 (「3」をプッシュ)

FAX (0897) 32-9383

宇和島支店

〒798-0060 宇和島市丸之内 1-3-24 (商工会議所会館)

〈国民生活事業〉 TEL 0570-087364 (「3」をプッシュ)

FAX (0895) 24-5765

[組織及び職員数]

(松山支店)

〈国民生活事業〉(財務省、厚生労働省所管)

国民生活事業統轄

(職員数：29人)

副事業統轄 兼 総括第一課長

総括第一課
総括第二課
融資第一課
融資第二課
融資第三課

〈農林水産事業〉(農林水産省所管)

農林水産事業統轄

(職員数：11人)

融資第一課
融資第二課

〈中小企業事業〉(経済産業省所管)

中小企業事業統轄

(職員数：15人)

総括課
融資第一課
融資第二課

(新居浜支店)

〈国民生活事業〉(財務省、厚生労働省所管)

国民生活事業統轄

(職員数：13人)

総括課
融資課

(宇和島支店)

〈国民生活事業〉(財務省、厚生労働省所管)

国民生活事業統轄

(職員数：8人)

総 括 課
融 資 課

設 置 根 拠	株式会社日本政策金融公庫法
所 掌 事 務	〈国民生活事業〉 融資相談、審査、融資契約、回収、管理、委託業務、恩給担保融資、出納、庶務の各事務 〈農林水産事業〉 農林漁業者又は食品の製造、加工、もしくは流通の事業を営む者に対する長期資金の貸付及び債権の管理・回収等 〈中小企業事業〉 貸付・社債の取得並びに貸付金債権・社債の管理、回収
管 轄 区 域	〈国民生活事業〉 松山支店(松山市、八幡浜市、大洲市、伊予市、東温市、西宇和郡、上浮穴郡、伊予郡及び喜多郡) 新居浜支店(新居浜市、今治市、西条市、四国中央市、越智郡) 宇和島支店(宇和島市、西予市、北宇和郡及び南宇和郡) 〈農林水産事業〉〈中小企業事業〉 松山支店 愛媛県内を管轄
情報公開・個人情報保護窓口	〈国民生活事業〉 担当：松山支店副事業統轄 兼 総括第一課長 TEL 0570-085302 (「3」をプッシュ) 新居浜支店総括課長 TEL 0570-086894 (「3」をプッシュ) 宇和島支店総括課長 TEL 0570-087364 (「3」をプッシュ) 〈農林水産事業〉 担当：松山支店国民生活事業副事業統轄 TEL 0570-085302 (「3」をプッシュ) 〈中小企業事業〉 担当：松山支店国民生活事業副事業統轄 TEL 0570-085302 (「3」をプッシュ)
各種相談・案内窓口	〈国民生活事業〉 融資相談 担当：各支店の融資課 松山支店 TEL 0570-085302 新居浜支店 TEL 0570-086894 宇和島支店 TEL 0570-087364 〈農林水産事業〉 融資相談(農林漁業又は食品の製造、加工もしくは流通の事業を営むお客様) 担当：松山支店農林水産事業 TEL (089) 933-3371 〈中小企業事業〉 融資相談 担当：松山支店中小企業事業 総括課 TEL (089) 943-1231

(文部科学省、総務省所管)

放送大学学園

放送大学愛媛学習センター

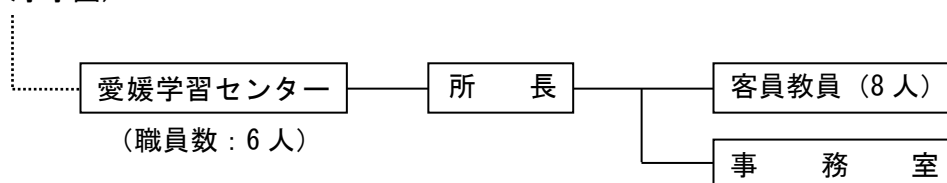
〒790-0826 松山市文京町3 (愛媛大学内)

TEL (089) 923-8544 FAX (089) 923-8479

(ホームページアドレス) <https://www.sc.ouj.ac.jp/center/ehime/>

[組織及び職員数]

(放送大学学園)



設置根拠	放送大学学園法第4条、放送大学学園の組織及び運営の基本に関する規則第11条、放送大学学則第4条
所掌事務	面接授業の実施、単位認定試験の実施、番組再視聴の機会の提供、学生の学習上の相談、学生の厚生補導に関する業務等
情報公開・個人情報保護窓口	担当：放送大学学園総務部総務課総務係 TEL (043) 298-4207 E-mail : koukai@ouj.ac.jp (注) 愛媛学習センターに関する情報の開示請求等は、放送大学(本部)の上記窓口で受け付けています。
各種相談・案内窓口	学生受付カウンター 対象：一般、学生 内容：入学、履修等に関すること 担当：学習センター事務室 TEL (089) 923-8544 E-mail : ehime-sc@ouj.ac.jp

(厚生労働省所管)

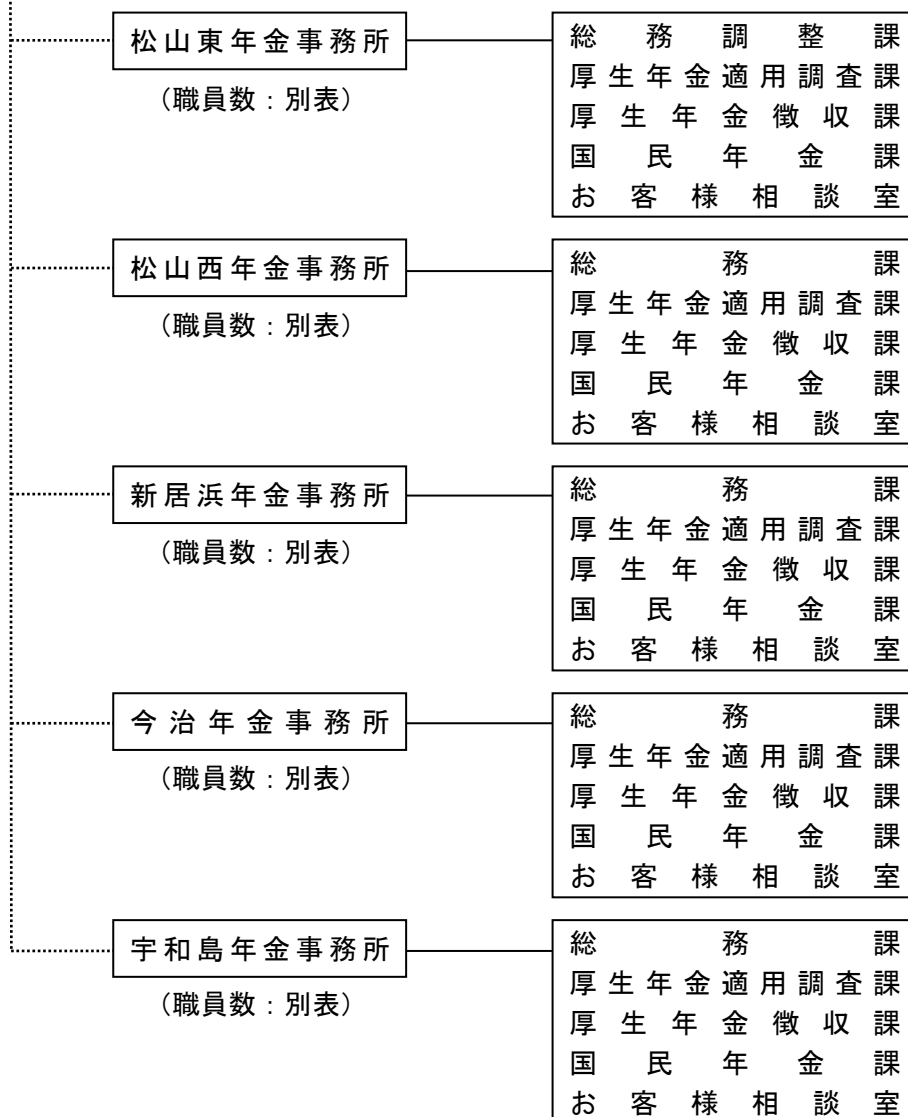
日本年金機構

松山東年金事務所	〒790-0952	松山市朝生田町1-1-23	TEL (089) 946-2146 FAX (089) 933-1319
松山西年金事務所	〒790-8512	松山市南江戸3-4-8	TEL (089) 925-5105 FAX (089) 923-4619
新居浜年金事務所	〒792-8686	新居浜市庄内町1-9-7	TEL (0897) 35-1300 FAX (0897) 32-5819
今治年金事務所	〒794-8515	今治市別宮町6-4-5	TEL (0898) 32-6141 FAX (0898) 32-3519
宇和島年金事務所	〒798-8603	宇和島市天神町4-43	TEL (0895) 22-5440 FAX (0895) 24-2819

[組織及び職員数]

(日本年金機構本部)

(四国地域部)



(別表) 職員数の内訳

(単位：人)

松山東年金事務所	松山西年金事務所	新居浜年金事務所	今治年金事務所	宇和島年金事務所
57	39	36	31	24

設置根拠	日本年金機構法第4条第2項、第29条(年金事務所)				
所掌事務	<p>(年金事務所)</p> <p>総務調整課(総務課)：県内の関係機関との連絡調整、総務業務、地域年金展開事業の企画・調整・管理</p> <p>厚生年金適用調査課：事業所指導、事業所調査、未適用事業所の職権適用</p> <p>厚生年金徴収課：厚生年金保険料の納付督促、滞納保険料に対する滞納処分</p> <p>国民年金課：所得に応じた収納対策、未納保険料の強制徴収、市町村等との連携</p> <p>お客様相談室：来訪相談、出張相談、年金記録問題対応の事実調査確認、年金給付関係届書の審査業務等</p>				
管轄区域	<p>松山東年金事務所</p> <table border="1"> <tr> <td>健康保険、厚生年金保険</td> <td>松山市(松山西年金事務所管内の地域を除く。)、東温市、上浮穴郡</td> </tr> <tr> <td>国民年金</td> <td>松山市、東温市、上浮穴郡</td> </tr> </table>	健康保険、厚生年金保険	松山市(松山西年金事務所管内の地域を除く。)、東温市、上浮穴郡	国民年金	松山市、東温市、上浮穴郡
	健康保険、厚生年金保険	松山市(松山西年金事務所管内の地域を除く。)、東温市、上浮穴郡			
国民年金	松山市、東温市、上浮穴郡				
	<p>松山西年金事務所</p> <table border="1"> <tr> <td>健康保険、厚生年金保険</td> <td>松山市のうち、愛光町、安居島、会津町、青葉台、浅海原、浅海本谷、朝日ヶ丘一丁目、朝日ヶ丘二丁目、朝美一丁目、朝美二丁目、粟井河原、安城寺町、生石町、石風呂町、磯河内、猪木、院内、牛谷、内浜町、内宮町、馬木町、梅田町、宇和間、大浦、大可賀一丁目、大可賀二丁目、大可賀三丁目、大河内、大手町一丁目、大手町二丁目、大西谷、小川、尾儀原、小浜、小山田、海岸通、片山、勝岡町、門田町、鹿峰、上難波、上怒和、鴨川一丁目、鴨川二丁目、鴨川三丁目、鴨之池、萱町一丁目、萱町二丁目、萱町三丁目、萱町四丁目、萱町五丁目、萱町六丁目、神田町、儀式、北斎院町、北吉田町、衣山一丁目、衣山二丁目、衣山三丁目、衣山四丁目、衣山五丁目、客、木屋町一丁目、木屋町二丁目、木屋町三丁目、木屋町四丁目、清住一丁目、清住二丁目、空港通二丁目、空港通三丁目、空港通四丁目、空港通五丁目、空港通六丁目、空港通七丁目、九川、久保、久保田町、熊田、久万ノ台、神浦、河野高山、河野中須賀、河野別府、光洋台、小川谷、権現町、才之原、桜ヶ丘、佐古、猿川、猿川原、三番町七丁目、三番町八丁目、志津川町、清水町一丁目、清水町二丁目、清水町三丁目、清水町四丁目、下難波、庄、庄府、常保免、新浜町、須賀町、苞木、住吉一丁目、住吉二丁目、善応寺、太山寺町、高岡町、高木町、高砂町一丁目、高砂町二丁目、高砂町三丁目、高砂町四丁目、高田、高浜町一丁目、高浜町二丁目、高浜町三丁目、高浜町四丁目、高浜町五</td> </tr> </table>	健康保険、厚生年金保険	松山市のうち、愛光町、安居島、会津町、青葉台、浅海原、浅海本谷、朝日ヶ丘一丁目、朝日ヶ丘二丁目、朝美一丁目、朝美二丁目、粟井河原、安城寺町、生石町、石風呂町、磯河内、猪木、院内、牛谷、内浜町、内宮町、馬木町、梅田町、宇和間、大浦、大可賀一丁目、大可賀二丁目、大可賀三丁目、大河内、大手町一丁目、大手町二丁目、大西谷、小川、尾儀原、小浜、小山田、海岸通、片山、勝岡町、門田町、鹿峰、上難波、上怒和、鴨川一丁目、鴨川二丁目、鴨川三丁目、鴨之池、萱町一丁目、萱町二丁目、萱町三丁目、萱町四丁目、萱町五丁目、萱町六丁目、神田町、儀式、北斎院町、北吉田町、衣山一丁目、衣山二丁目、衣山三丁目、衣山四丁目、衣山五丁目、客、木屋町一丁目、木屋町二丁目、木屋町三丁目、木屋町四丁目、清住一丁目、清住二丁目、空港通二丁目、空港通三丁目、空港通四丁目、空港通五丁目、空港通六丁目、空港通七丁目、九川、久保、久保田町、熊田、久万ノ台、神浦、河野高山、河野中須賀、河野別府、光洋台、小川谷、権現町、才之原、桜ヶ丘、佐古、猿川、猿川原、三番町七丁目、三番町八丁目、志津川町、清水町一丁目、清水町二丁目、清水町三丁目、清水町四丁目、下難波、庄、庄府、常保免、新浜町、須賀町、苞木、住吉一丁目、住吉二丁目、善応寺、太山寺町、高岡町、高木町、高砂町一丁目、高砂町二丁目、高砂町三丁目、高砂町四丁目、高田、高浜町一丁目、高浜町二丁目、高浜町三丁目、高浜町四丁目、高浜町五		
健康保険、厚生年金保険	松山市のうち、愛光町、安居島、会津町、青葉台、浅海原、浅海本谷、朝日ヶ丘一丁目、朝日ヶ丘二丁目、朝美一丁目、朝美二丁目、粟井河原、安城寺町、生石町、石風呂町、磯河内、猪木、院内、牛谷、内浜町、内宮町、馬木町、梅田町、宇和間、大浦、大可賀一丁目、大可賀二丁目、大可賀三丁目、大河内、大手町一丁目、大手町二丁目、大西谷、小川、尾儀原、小浜、小山田、海岸通、片山、勝岡町、門田町、鹿峰、上難波、上怒和、鴨川一丁目、鴨川二丁目、鴨川三丁目、鴨之池、萱町一丁目、萱町二丁目、萱町三丁目、萱町四丁目、萱町五丁目、萱町六丁目、神田町、儀式、北斎院町、北吉田町、衣山一丁目、衣山二丁目、衣山三丁目、衣山四丁目、衣山五丁目、客、木屋町一丁目、木屋町二丁目、木屋町三丁目、木屋町四丁目、清住一丁目、清住二丁目、空港通二丁目、空港通三丁目、空港通四丁目、空港通五丁目、空港通六丁目、空港通七丁目、九川、久保、久保田町、熊田、久万ノ台、神浦、河野高山、河野中須賀、河野別府、光洋台、小川谷、権現町、才之原、桜ヶ丘、佐古、猿川、猿川原、三番町七丁目、三番町八丁目、志津川町、清水町一丁目、清水町二丁目、清水町三丁目、清水町四丁目、下難波、庄、庄府、常保免、新浜町、須賀町、苞木、住吉一丁目、住吉二丁目、善応寺、太山寺町、高岡町、高木町、高砂町一丁目、高砂町二丁目、高砂町三丁目、高砂町四丁目、高田、高浜町一丁目、高浜町二丁目、高浜町三丁目、高浜町四丁目、高浜町五				

管 轄 区 域		丁目、高浜町六丁目、高山町、滝本、辰巳町、立岩米之野、立岩中村、谷町、千舟町七丁目、千舟町八丁目、中央一丁目、中央二丁目、辻町、常竹、津和地、鉄砲町、問屋町、土手内、泊町、富久町、長師、中島粟井、中島大浦、中須賀一丁目、中須賀二丁目、中須賀三丁目、中通、中西内、中西外、夏目、西谷、西長戸町、西垣生町、饒、野忽那、梅津寺町、萩原、畑里、八反地、祓川一丁目、祓川二丁目、春美町、東大栗町、東長戸一丁目、東長戸二丁目、東長戸三丁目、東長戸四丁目、東垣生町、東山町、ひばりヶ丘、姫原一丁目、姫原二丁目、姫原三丁目、平田町、平林、福角町、二神、府中、舟ヶ谷町、麓、古三津一丁目、古三津二丁目、古三津三丁目、古三津四丁目、古三津五丁目、古三津六丁目、古三津町、文京町、平和通二丁目、平和通三丁目、平和通四丁目、平和通五丁目、平和通六丁目、別府町、北条、北条辻、堀江町、本谷、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、本町五丁目、本町六丁目、本町七丁目、正岡神田、松前町一丁目、松前町二丁目、松前町三丁目、松前町四丁目、松前町五丁目、松江町、松ノ木一丁目、松ノ木二丁目、味酒町一丁目、味酒町二丁目、味酒町三丁目、美沢一丁目、美沢二丁目、三杉町、三津一丁目、三津二丁目、三津三丁目、三津ふ頭、みどりヶ丘、緑町一丁目、緑町二丁目、湊町七丁目、湊町八丁目、港山町、南江戸一丁目、南江戸二丁目、南江戸三丁目、南江戸四丁目、南江戸五丁目、南江戸六丁目、南江戸町、南斎院町、南吉田町、宮内、宮田町、宮西一丁目、宮西二丁目、宮西三丁目、宮野、御幸一丁目、御幸二丁目、明神丘、睦月、元怒和、元町、安岡、柳原、山越一丁目、山越二丁目、山越三丁目、山越四丁目、山越五丁目、山越六丁目、山越町、山西町、由良町、横谷、吉木、吉野町、吉藤一丁目、吉藤二丁目、吉藤三丁目、吉藤四丁目、吉藤五丁目、六軒家町、若草町、若葉町、和気町一丁目、和気町二丁目及び和田、大洲市、伊予市、伊予郡、喜多郡
	国民年金	大洲市、伊予市、伊予郡、喜多郡
	船員保険	松山市、大洲市、伊予市、東温市、上浮穴郡、伊予郡、喜多郡
	新居浜年金事務所	
	健康保険、厚生年金保険	新居浜市、西条市（今治年金事務所管内の地域を除く。）、四国中央市
	国民年金	新居浜市、西条市、四国中央市
	船員保険	新居浜市、西条市（今治年金事務所管内の地域を除く。）、四国中央市
	今治年金事務所	
	健康保険、厚生年金保険	今治市、西条市のうち明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田、丹原町、小松町、越智郡

管轄区域	国民年金	今治市、越智郡
	船員保険	今治市、西条市のうち明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田、丹原町、小松町、越智郡
	宇和島年金事務所	
	健康保険、厚生年金保険	宇和島市、八幡浜市、西予市、西宇和郡、北宇和郡、南宇和郡
情報公開・個人情報保護窓口	国民年金	宇和島市、八幡浜市、西予市、西宇和郡、北宇和郡、南宇和郡
	船員保険	宇和島市、八幡浜市、西予市、西宇和郡、北宇和郡、南宇和郡
各種相談・案内窓口	<p>担当：日本年金機構本部 経営企画部 総務室 情報公開文書グループ 〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24 TEL (03) 5344-1116 (郵送受付のみ)</p> <p>松山東年金事務所 お客様相談室 TEL (089) 946-2146 (自動音声案内①番を押した後②番)</p> <p>松山西年金事務所 お客様相談室 TEL (089) 925-5105 (自動音声案内①番を押した後②番)</p> <p>新居浜年金事務所 お客様相談室 TEL (0897) 35-1300 (自動音声案内①番を押した後②番)</p> <p>今治年金事務所 お客様相談室 TEL (0898) 32-6141 (自動音声案内①番を押した後②番)</p> <p>宇和島年金事務所 お客様相談室 TEL (0895) 22-5440 (自動音声案内①番を押した後②番)</p> <p>情報公開請求及び個人情報開示請求手続きについては、日本年金機構ホームページのインフォメーション「法人文書の開示及び個人情報の開示」をご参照ください。</p>	
	<p>○ねんきんダイヤル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象範囲(内容)等：年金相談に関する一般的なお問い合わせ ・電話番号：0570-05-1165 (ナビダイヤル) ※050から始まる電話でおかけになる場合は、 (03)6700-1165 (一般電話) ・受付時間：月曜日 8:30~19:00 火~金曜日 8:30~17:15 第2土曜日 9:30~16:00 ※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に19:00まで相談をお受けします。 ※休日、祝日(第2土曜日を除く)、12月29日~1月3日はご利用いただけません。 	

各種相談・
案内窓口

○予約受付専用電話

- ・対象範囲（内容）等：年金事務所への来訪による年金相談の予約受付
- ・電話番号：0570-05-4890（ナビダイヤル）
※050 から始まる電話でおかけになる場合は、
(03)6631-7521（一般電話）
- ・受付時間：月～金曜日（平日） 8:30～17:15
※土曜日、日曜日、祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

○ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル

- ・対象範囲（内容）等：「ねんきん定期便」「ねんきんネット」に関するお問い合わせ
- ・電話番号：0570-058-555（ナビダイヤル）
※050 から始まる電話でおかけになる場合は、
(03)6700-1144（一般電話）
- ・受付時間：月曜日 8:30～19:00
火～金曜日 8:30～17:15
第2土曜日 9:30～16:00
※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に
19:00 まで相談をお受けします。
※休日、祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月
3日はご利用いただけません。

○ねんきん加入者ダイヤル

- ・対象範囲（内容）等：「国民年金加入者向け」
- ・電話番号：0570-003-004（ナビダイヤル）
※050 から始まる電話でおかけになる場合は、
(03)6630-2525（一般電話）
- ・対象範囲（内容）等：「事業所、厚生年金加入者向け」
- ・電話番号：0570-007-123（ナビダイヤル）
※050 から始まる電話でおかけになる場合は、
(03)6837-2913（一般電話）
- ・受付時間：月～金曜日 8:30～19:00
第2土曜日 9:30～16:00
※休日、祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月
3日はご利用いただけません。

・来訪年金相談

街角の年金相談センター松山（オフィス）

（注）全国社会保険労務士会連合会が運営

〒790-0005 松山市花園町1-3 日本生命松山市駅前ビル5階

お問合せ先（089）931-6120

全国健康保険協会 愛媛支部

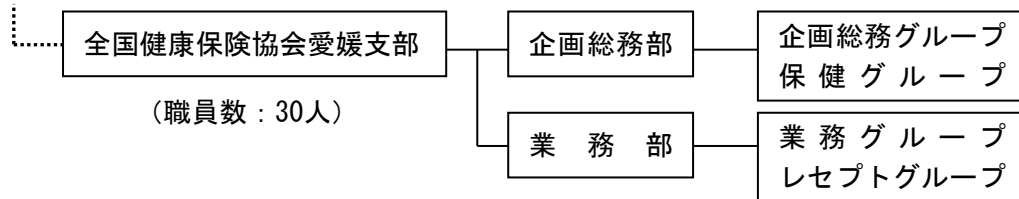
〒790-8546 松山市千舟町4-6-3 アヴァンサ千舟1階

TEL (089) 947-2100 FAX (089) 947-2133

(ホームページアドレス) <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/ehime/>

〔組織及び職員数〕

(全国健康保険協会本部)



設置根拠	健康保険法第7条の4第1項 全国健康保険協会定款第3条第2項
所掌事務	<p>全国健康保険協会は、健康保険の被保険者（健康保険組合の組合員である被保険者を除く。）の健康保険を管掌する。</p> <p>全国健康保険協会の事業に関する業務のうち、被保険者の資格の取得・喪失の確認、標準報酬月額・標準賞与額等の決定、保険料の徴収（任意継続被保険者に係るものを除く。）これらに付帯する業務については除く。</p> <p>支部においては、当該支部に係る次の各号に掲げる事項を処理する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被保険者証、高齢受給者証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の交付及び検認に関すること。 2 健康保険法第4章の規定による保険給付（支払を除く。）に関すること。 3 日雇特例被保険者に係る保険給付（支払を除く。）に関すること。 4 任意継続被保険者の資格、保険料の収納及び還付に関すること。 5 健康保険法第6章の規定による保健事業の運営に関すること。 6 健康保険法第6章の規定による福祉事業の運営に関すること。 7 評議会の運営に関すること。 8 その他支部の業務及び財務に関する事項であって理事長が委任した事項
管轄区域	愛媛県
情報公開・個人情報保護窓口	担当：企画総務グループ TEL (089) 947-2100
各種相談・案内窓口	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業計画、評議会、保険料率の策定、広報、庶務などに関すること 担当：企画総務グループ TEL (089) 947-2100 2 生活習慣病予防健診、特定健康診査、保健指導などに関すること 担当：保健グループ TEL (089) 947-2119 3 被保険者証・高齢受給者証・限度額適用認定証等の発行、健康保険任意継続被保険者制度、傷病手当金や高額療養費などの健康保険給付に関すること 担当：業務グループ TEL (089) 947-2109 4 レセプト（診療報酬明細書）点検、医療費通知、交通事故・第三者行為の医療費などに関すること 担当：レセプトグループ TEL (089) 947-2117

(注) 全国健康保険協会は、特殊法人ではないが、健康保険法に基づき、厚生労働省所管の特別の法律により設立された法人であることから、本ガイドブックでは、便宜上、特殊法人の欄に掲げた。

(経済産業省所管)

株式会社商工組合中央金庫 松山支店

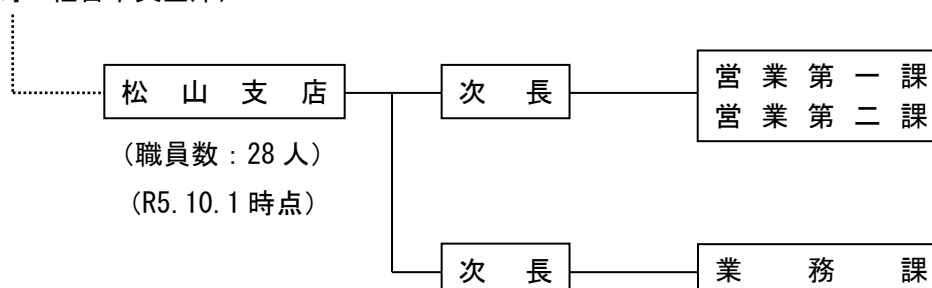
〒790-0011 松山市千舟町 3-3-8 千舟町スクエアガーデン 3 階

TEL (089) 921-9151 FAX (089) 933-3709

(ホームページアドレス) <https://www.shokochukin.co.jp/> (商工組合中央金庫HP)

(組織及び職員数)

(株式会社商工組合中央金庫)



設置根拠	株式会社商工組合中央金庫法	
所掌事務	中小企業協同組合その他主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びその構成員に対する金融の円滑化を図るために必要な業務	
管轄区域	愛媛県	
情報公開・個人情報保護窓口	担当：業務課 TEL (089) 921-9151	
各種相談・案内窓口 (R4.10.1時点)	名称	担当
	特別相談窓口（危機対応以外） ○ 東日本大震災に関する特別相談窓口 ○ 賃金水準上昇対策相談窓口 ○ 新型コロナウイルスに関する経営相談窓口 ○ ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口 ○ 日野自動車サプライチェーン関連中小企業支援特別相談窓口 相談窓口（要請有） ○ 中小企業金融円滑化相談窓口 相談窓口（独自） ○ 革新的技術研究成果活用事業活動支援業務に関する相談窓口	担当：営業各課 TEL (089) 921-9151

(国土交通省所管)

四国旅客鉄道株式会社
愛媛企画部

〒790-0062 松山市南江戸 1-14-1

TEL (089) 943-5005 FAX (089) 943-5526

[組織及び社員数]

(四国旅客鉄道株式会社)

愛 媛 企 画 部

(社員数 : 2 人)

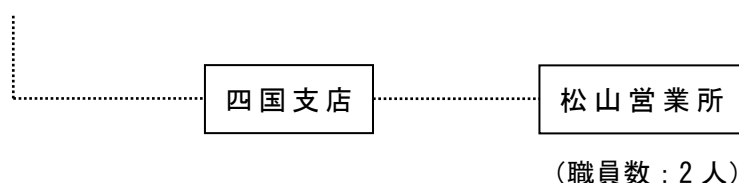
設 置 根 拠	日本国有鉄道改革法、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律
所 掌 事 務	対外折衝、公聴・広報活動、旅客営業などに関する業務
管 轄 区 域	愛媛県
個 人 情 報 保 護 窓 口	担当：総務部総務課 TEL (087) 825-1622 (注) 個人情報に関する相談等は、総務部総務課で担当窓口を案内しています。
各 種 相 談 ・ 案 内 窓 口	四国旅客鉄道株式会社に関する相談 担当：愛媛企画部 TEL (089) 943-5005 E-mail : ki-ehime@jr-shikoku.co.jp

日本貨物鉄道株式会社
 (関西支社 四国支店)
 松山営業所

〒799-3104 伊予市上三谷字柿ノ木甲 4255
 TEL (089) 984-6010 FAX (089) 984-6011

〔組織及び社員数〕

(関西支社)



設置根拠	日本国有鉄道改革法第8条、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第1条
所掌事務	1 貨物鉄道事業 2 広告業、駐車場業等 3 前項各号の事業に附帯又は関連する一切の事業
管轄区域	愛媛県
各種相談・案内窓口	担当：松山営業所 TEL (089) 984-6010

本州四国連絡高速道路株式会社

しまなみ今治管理センター

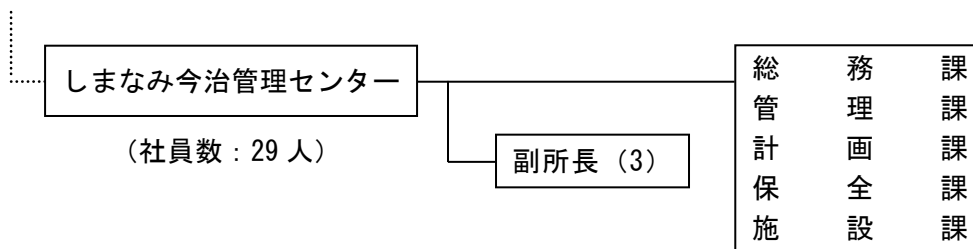
〒794-0072 今治市山路 751-2

TEL (0898) 23-7250 FAX (0898) 23-8708

(ホームページアドレス) <https://www.jb-honshi.co.jp/>

〔組織及び社員数〕

(本州四国連絡高速道路株式会社)



設置根拠	高速道路株式会社法
所掌事務	① 一般国道 317 号のうち大三島インターチェンジから大島北インターチェンジまで及び大島南インターチェンジから今治インターチェンジまでの区間の改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理（新設を除く。） ② 来島海峡サービスエリアの管理 ③ 国及び地方公共団体等の委託に基づき行う第 1 号に掲げる道路と密接な関連のある道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理並びに道路に係る調査、設計等
管轄区域	一般国道 317 号：大三島インターチェンジから大島北インターチェンジまで及び大島南インターチェンジから今治インターチェンジまでの区間
情報公開・個人情報保護窓口	担当：本社総務部総務課 TEL (078) 291-1000 営業時間：午前 9 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで (土・日、祝日、年末年始その他臨時休業日を除く) ホームページアドレス： https://www.jb-honshi.co.jp/corp_index/company/disclosure/ (注) しまなみ今治管理センターに関する情報の開示請求等は、上記窓口で受け付けています。
各種相談窓口	道の相談室 内容：「本州四国連絡橋」に関するご質問、ご意見等 担当：坂出管理センター 計画課（運営主体：道の相談室連絡会議） TEL (0877) 45-2820

1 裁判所及び検察審査会の所在地

(1) 地方裁判所

名 称	所 在 地	電 話 番 号
松山地方裁判所（本庁）	〒790-8539 松山市一番町3-3-8	(089) 903-4379 [総務課庶務係]
松山地方裁判所大洲支部	〒795-0012 大洲市大洲845	(0893) 24-2038 [代表（庶務課）]
松山地方裁判所今治支部	〒794-8508 今治市常盤町4-5-3	(0898) 23-0010 [代表]
松山地方裁判所西条支部	〒793-0023 西条市明屋敷165	(0897) 56-0652 [庶務課]
松山地方裁判所宇和島支部	〒798-0033 宇和島市鶴島町8-16	(0895) 22-1133 [代表]

(2) 家庭裁判所

名 称	所 在 地	電 話 番 号
松山家庭裁判所（本庁）	〒790-0006 松山市南堀端町2-1	(089) 942-0083 [総務課庶務係]
松山家庭裁判所大洲支部	〒795-0012 大洲市大洲845	(0893) 24-2038 [代表（庶務課）]
松山家庭裁判所今治支部	〒794-8508 今治市常盤町4-5-3	(0898) 23-0010 [代表]
松山家庭裁判所西条支部	〒793-0023 西条市明屋敷165	(0897) 56-0696 [庶務係]
松山家庭裁判所宇和島支部	〒798-0033 宇和島市鶴島町8-16	(0895) 22-4466 [代表]
松山家庭裁判所愛南出張所	〒798-4131 南宇和郡愛南町城辺甲3827	(0895) 72-0044 [代表]

(3) 簡易裁判所

名 称	所 在 地	電 話 番 号
松山簡易裁判所	〒790-8539 松山市一番町3-3-8	(089) 903-4373 [受付以外-受付係]
大洲簡易裁判所	〒795-0012 大洲市大洲845	(0893) 24-2038 [代表（庶務課）]
八幡浜簡易裁判所	〒796-0041 八幡浜市裁判所通1550-6	(0894) 22-0176 [代表]
今治簡易裁判所	〒794-8508 今治市常盤町4-5-3	(0898) 23-0010 [代表]
西条簡易裁判所	〒793-0023 西条市明屋敷165	(0897) 56-0749 [簡裁民事係]
新居浜簡易裁判所	〒792-0023 新居浜市繁本町2-1	(0897) 32-2743 [代表]
四国中央簡易裁判所	〒799-0405 四国中央市三島中央5-4-28	(0896) 23-2335 [代表]
宇和島簡易裁判所	〒798-0033 宇和島市鶴島町8-16	(0895) 22-1133 [代表]
愛南簡易裁判所	〒798-4131 南宇和郡愛南町城辺甲3827	(0895) 72-0044 [代表]

(4) 検察審査会

名 称	所 在 地	電 話 番 号
松山検察審査会	〒790-8539 松山市一番町3-3-8	(089) 941-4211
大洲検察審査会	〒795-0012 大洲市大洲845	(0893) 24-2038
西条検察審査会	〒793-0023 西条市明屋敷165	(0897) 56-0664
今治検察審査会	〒794-8508 今治市常盤町4-5-3	(0898) 23-0010
宇和島検察審査会	〒798-0033 宇和島市鶴島町8-16	(0895) 22-1133

2 裁判所及び検察審査会の管轄区域

高等 裁判所 (本庁)	裁判所				検 察 審 査 会	管轄区域	合 議 事 件	少 年 事 件			
	地方裁判所・家庭裁判所			簡 易 裁 判 所							
	本庁	支部	家 裁 出 張 所								
(高松)	松山			松山	松山	松山市、伊予市、東温市、上 浮穴郡、伊予郡、喜多郡内子 町のうち小田支所の所管区 域	松山	松山			
				大洲	大洲	大洲市、喜多郡内子町（小田 支所の所管区域を除く。）					
				八幡浜		八幡浜市、西予市のうち三瓶 総合支所の所管区域、西宇和 郡					
				今治	今治	今治市（宮窪町四阪島を除 く。）、越智郡					
				西条	西条	西条			西条市	西条	西条
					新居浜				新居浜市、今治市宮窪町四阪 島		
					四国 中央				四国中央市		
	宇和島	宇和島	宇和島	宇和島市、西予市（三瓶総合 支所の所管区域を除く。）、 北宇和郡	宇和島	宇和島					
愛南	愛南	南宇和郡									

(注) 1 「合議事件」欄は、その管内の民事事件、刑事事件、家事事件及び少年事件の合議事件を取り扱う地方裁判所・家庭裁判所の本庁又は支部を示す。

2 「少年事件」欄は、その管内の少年法で定める少年の保護事件の審判に関する事務を取り扱う家庭裁判所の本庁又は支部を示す。

3 「管轄区域」欄は、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律に基づくものである。

県、市町

名称	郵便番号	所在地	電話(代表)	ホームページアドレス
愛媛県	790-8570	松山市一番町 4-4-2	089-941-2111	https://www.pref.ehime.jp/
松山市	790-8571	松山市二番町 4-7-2	089-948-6688	https://www.city.matsuyama.ehime.jp/
今治市	794-8511	今治市別宮町 1-4-1	0898-32-5200	https://www.city.imabari.ehime.jp/
宇和島市	798-8601	宇和島市曙町 1	0895-24-1111	https://www.city.uwajima.ehime.jp/
八幡浜市	796-8501	八幡浜市北浜 1-1-1	0894-22-3111	http://www.city.yawatahama.ehime.jp/
新居浜市	792-8585	新居浜市一宮町 1-5-1	0897-65-1234	https://www.city.niihama.lg.jp/
西条市	793-8601	西条市明屋敷 164	0897-56-5151	https://www.city.saijo.ehime.jp/
大洲市	795-8601	大洲市大洲 690-1	0893-24-2111	https://www.city.ozu.ehime.jp/
伊予市	799-3193	伊予市米湊 820	089-982-1111	https://www.city.iyo.lg.jp/
四国中央市	799-0497	四国中央市三島宮川 4-6-55	0896-28-6000	https://www.city.shikokuchuo.ehime.jp/
西予市	797-8501	西予市宇和町卯之町 3-434-1	0894-62-1111	https://www.city.seiyo.ehime.jp/
東温市	791-0292	東温市見奈良 530-1	089-964-2001	https://www.city.toon.ehime.jp/
上島町	794-2592	越智郡上島町 弓削下弓削 210	0897-77-2500	https://www.town.kamijima.lg.jp/
久万高原町	791-1201	上浮穴郡久万高原町 久万 212	0892-21-1111	https://www.kumakogen.jp/
松前町	791-3192	伊予郡松前町 大字筒井 631	089-985-2111	https://www.town.masaki.ehime.jp/
砥部町	791-2195	伊予郡砥部町 宮内 1392	089-962-2323	https://www.town.tobe.ehime.jp/
内子町	795-0392	喜多郡内子町 平岡甲 168	0893-44-2111	https://www.town.uchiko.ehime.jp/
伊方町	796-0301	西宇和郡伊方町 湊浦 1993-1	0894-38-0211	https://www.town.ikata.ehime.jp/
松野町	798-2192	北宇和郡松野町 大字松丸 343	0895-42-1111	https://www.town.matsuno.ehime.jp/
鬼北町	798-1395	北宇和郡鬼北町 大字近永 800-1	0895-45-1111	https://www.town.kihoku.ehime.jp/
愛南町	798-4196	南宇和郡愛南町 城辺甲 2420	0895-72-1211	https://www.town.ainan.ehime.jp/

行政機関等ガイドブック（愛媛県版） 令和5年10月1日現在

総務省 四国行政評価支局

〒760-0019

高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館6階

TEL : (087) 826-0671 (代表)

URL : <http://www.soumu.go.jp/kanku/shikoku.html>

愛媛行政監視行政相談センター

〒790-0808

松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎4階

TEL : (089) 941-7701 (代表)

URL : <http://www.soumu.go.jp/kanku/shikoku/hime.html>

※ 四国各県に所在する行政機関等については、四国行政評価支局のホームページ (http://www.soumu.go.jp/kanku/shikoku/kannai_gyousei_ichiran.html) をご覧ください。